

水源開発問題全国連絡会

第15回総会 資料

2008年11月3日（日）

新城観光ホテル（愛知県・新城市）

====もくじ====

1 総会議案書 活動報告等	・・・・・	(1P~12P)
2 各地からの報告	・・・・・	(13P~41P)
サンルダム(14P)、成瀬ダム(18P)、最上小国ダム（山形県）(23P)、 ハッ場ダム(24P)、渡良瀬遊水池掘削事業(28P)、浅川ダム（長野県）(30P)、太田川ダム（静 岡県）(32P)、木曽川水系連絡導水路・徳山ダム(35P)、内海ダム再開発（香川県）(39P)、平瀬 ダム（山口県）(41P)、		
3 共通課題・資料	・・・・・	(42P~84P)
・「河川整備基本方針と河川整備計画」の策定に関する問題・・・・・ (43P) ・淀川水系流域委員会の経過・淀川流域委員会が提起したもの・・・・・ (54P) ・費用便益計算の抜本的改善を求めて・・・・・ (64P) ・2つの補助ダム事業への土地収用法適用に関して・・・・・ (67P) ・穴あきダム問題・・・・・ (74P) ・ダムを中止させる法案の成立に向けて・・・・・ (77P) 公共事業審査法案について、ダム中止に伴う生活再建支援法案について、土地収用法の改正 ・全国のダム事業の状況・・・・・ (81P)		
◎ 2000年新川決壊水害	・・・・・	(85P)

総会 次第

1. 議長選出

2. 事務局からの報告

活動報告

会計報告

3. 各地からの報告

補助ダム問題

浅川ダム（長野県）、太田川ダム（静岡県）、辰巳ダム（石川県）、内海ダム再開発（香川県）、平瀬ダム（山口県）、その他

直轄ダム問題

サンルダム・沙流川総合開発、成瀬ダム、渡良瀬遊水池掘削事業、八ッ場ダム、設楽ダム、木曽川水系連絡導水路・徳山ダム、山鳥坂ダム、川辺川ダム・荒瀬ダム、その他

4. 共通課題 変更の可能性あり 順不同

（問題点の簡単な紹介、現地から報告・提起、討議）

- ① 「河川整備基本方針と河川整備計画」の策定に関する問題
- ② 淀川水系流域委員会の経過と淀川流域委員会が提起したもの（対越水対策堤防）
- ③ 費用便益計算（B／C）の問題（データラメ便益計算でダム計画継続）（サンルダム・太田川ダム・設楽ダム・川辺川ダムなど）
- ④ 土地収用法適用への対応（辰巳ダム・内海ダム再開発）
- ⑤ 穴あきダム問題
- ⑥ 環境のためという事業目的の欺瞞性（設楽ダム・木曽川水系連絡導水路など）
- ⑦ 水害訴訟（新川水害訴訟・荒崎水害訴訟）から河川整備の実態を見る
- ⑧ その他

5. 運動の拡大・強化に向けて

特に情報の共有化についての検討

5. 今年度の役員体制

第15回総会議案書

1. はじめに

この一年、全国の反ダム運動は振幅の大きい展開を見せています。

川辺川ダム問題では長年の反対運動が8月末から9月にかけて、「川辺川ダム中止・白紙撤回を求める」という、相良村・人吉市・熊本県の首長判断を引き出しました。

「流域住民の圧倒的なダム反対の声を無視することは困難」とした相良村・人吉市・熊本県の3首長の賢明な判断とは正反対な対応が全国で続いています。

淀川水系流域委員会は「治水面でのダム効果は小さい。洪水による致命的な被害を引き起こさない治水対策が最優先されるべき」として計画原案の見直しを求めたにもかかわらず、その意見を近畿地方整備局は無視して「ダム建設は妥当」とした内容の淀川水系河川整備計画案を発表しました。この近畿地方整備局の「見切り発車」に対して全国から撤回を求める声が同地整に寄せられました。

「西の川辺川ダム」に並び称されている「東のハッ場ダム」は1都5県における公金支払い差し止め訴訟は証人尋問の大半が終わり、結審を迎えるところも出始めています。訴訟では原告側がハッ場ダム計画の不要性を浮き彫りにしてきました。しかし、事業は進んでいます。関東地方整備局が住民を排除した有識者会議を設置して利根川水系河川整備計画の策定作業に取り組み始めたのは2006年11月のことでしたが、その手法に多くの批判が寄せられたこともあり、作業は事実上中断したままになっています。河川整備計画策定期階で論議されるべくハッ場ダム・湯西川ダム・思川開発（南摩ダム）・霞ヶ浦導水等に対する訴訟など反対運動の高まりを意識したことと見るのが妥当でしょう。淀川の場合と同様に、「整備計画策定期には計画事業を新たな段階には進めない」を勝ち取らねばなりません。

この一年のなかで特に許せないことは、辰巳ダムと内海ダム再開発への土地収用法の適用です。両ダム計画とも補助ダムであること、事業目的が喪失していること、流域住民の公開討論会開催要請をそれぞれの起業者（石川県・香川県）が徹底して拒否していること、などが共通しています。起業者が説明責任をまったく放棄し、土地収用法を適用して強行しているダムに補助金をつける国の追及も必要です。起業者と補助金をつける国に対して、説明責任の履行を強く求めていかねばなりません。

設楽ダム計画や木曽川水系連絡導水路計画は、「河川環境保全」が主たる事業目的になっています。ダムなどの河川構造物が環境破壊をもたらしていることを棚に上げたとんでもないこじつけです。淀川水系木津川に予定されている川上ダムは、淀川水系のほかのダムの堆砂除去の際に有効活用できることを同ダムの主な必要性の一つにあげています。このように何でもかんでもダム建設の理由にこじつけてしまう国土交通省、これに対抗して、その誤った河川行政を変えさせるために、知恵を出し合いましょう。

各ダム計画に共通していることの一つとして滅茶苦茶な便益／費用計算がまかり通り、それによってダム事業の継続にゴーサインが出ていることです。現実にはありえない状況をもとに計算した途方もなく莫大な便益、環境に与えるマイナス要因を算定しないことによる便益の過大評価、もしくはマイナス要因回復に要するコストを見積もらないことによる費用の過小評価・・・。このような便益／費用計算を許さない取り組みも必要です。

この一年、全国現地の状況に即応する形で、抗議文や要請書の提出を呼びかけました。衆議院選挙に向けて、全国に要請団体を募って各野党にマニフェストへの記載事項の要請書を提出しました。なんと96もの団体が要請団体になりました。全国をつなぐ、全国から意思表示ができる場・機会の提供につとめました。

2. 活動報告

2007年総会以降の水源連としての活動を順を追って記します。

◆ 「高木仁三郎市民科学基金」、「パタゴニア日本支社」からの助成金

2007年総会を受けて、「穴あきダム調査」を実施することを目的に水源連内外のメンバーで「穴あきダム特別調査チーム」を結成すると共に、「高木仁三郎市民科学基金」に助成金を申請して年間70万円の助成を受け、調査活動を始めました。3月15日から17日にかけての足羽川ダム予定地と辰巳ダム予定地への調査、7月には京都で実施された浅川ダム模型実験の調査を行いました。

水源連活動全般を支える資金として「パタゴニア日本支社」の助成金を申請し、年間40万円(4月)の助成を受けることができました。この助成金を有効に活用していきたいと思います。

◆ 辰巳ダム（石川県）・内海ダム再開発（香川県）に土地収用法適用

最大の問題は辰巳ダム事業と内海ダム再開発事業についてそれぞれの起業者（石川県、香川県）が土地収用法を適用したことです。両事業とも補助ダムです。水源連は両ダム事業計画について当初から水源連総会・全国集会を開催し、問題のある計画、不要な計画、その中止を求めてきました。辰巳ダム関係では共有地運動が展開され、内海ダム再開発関係では立ち木トラストが展開されています。多くの水源連の会員の皆さんのが参加されていることだと思います。

辰巳ダム事業の場合は土地収用法上の事業認定処分が下り、起業者である石川県は県の土地収用委員会に土地収用裁決申請を提出しました。地元ではこの事業認定処分の取り消しを求める裁判を5月20日に提訴し、今、裁判が進行しています。水源連は辰巳ダム事業の目的である「治水」について、そのまやかしを明らかにする作業の一部を支援しています。

水源連は全国の仲間の皆さんに、石川県知事に対して「辰巳ダム事業について収用裁決申請の提出断念」を求める要請書の提出を呼びかけました。

内海ダム再開発事業では香川県が事業認定申請を四国地方整備局に提出したことを受け、四国地方整備局が土地収用法21条・22条・23条に則って、関係者からの意見受け付け、公聴会開催、学識経験者への照合など、事業認定処分を下すための前段階の作業を進めています。

公聴会に水源連事務局からもエントリーし、6月29日に遠藤が治水面の虚構と住民無視の事業推進について公述しました。この公聴会は起業者に対して質問し、起業者が答える、と言う方式も採用されているので、質問事項の一部を提示してその回答を求めたところ、香川県はその質問に答えるどころか「(遠藤の)公述は推論である。県は認めない」と発言。「推論と言うのであれば公開討論会に県は応ずるべき」と反論しましたが、県は「公開討論は行いません」と回答。これには会場から大きなブーイングが渦巻きました。

この県の対応に対して、ダム反対の公述をした公述人連名で7月1日に四国地方整備局に対して討論形式の公聴会開催を要請しましたが、四国地方整備局は「話の趣旨は理解できるが、土地収用法に基づいて双方の意見は聞き終え、これを判断材料にするから、再度公聴会を開催する意向はない」と答えてきました。

水源連は全国の仲間の皆さんに、香川県知事に対しては「事業認定申請の取り下げ」を、四国地方整備局に対しては「事業認定申請却下」を求める要請書の提出を呼びかけました。

◆ 「川辺川ダム事業に関する有識者会議」への対応 水源連事務局、傍聴と意見書提出協力開始。

現熊本県知事である蒲島郁夫氏は熊本県知事選で、「知事に当選したならば、流域住民の意見、市町村長の意見、有識者会議を設置して各界の専門家の意見、など多くの意見を聞いて半年後に川辺川ダム計画への対応を明らかにする」と公約しました。2008年5月15日に「川辺川ダム事業に関する有識者会議」が東京都千代田区麹町で発足しました。委員は8人で、知事が人選。選ばれた委員は外国人一人を除くと全員が東京大学関係者で球磨川・川辺川をよく知らない人ばかりです。委員全員の仕事場が東京であるため、有識者会議は熊本県民の傍聴不可能な東京での開催となっています。現地視察以外の全会議を水源連事務局メンバーが傍聴し、その状況を現地に伝えると共に、現地が意見書等を出すときの支援を行いました。

この有識者会議は8月22日に最終会議をもち、まとめを行いました。その内容は、「ダムによる治水対策が合理的な選択肢である」、「環境影響の少ないダムが望まれる」としたうえで、「ダムなしもありうる」と付け加えたものです。このまとめに対しては3委員が批判的で、ダムに対して否定

的な個人意見を出しました。

◆ 「八ヶ場ダム建設事業の転流工着工の中止を求める（抗議文）」提出

国土交通省は八ヶ場ダム建設事業の転流工着工の祈願式を2008年6月4日に行なうことを明らかにしました。水源連はこの転流工着工を八ヶ場ダム建設の新しい段階に入るものと捉え、利根川水系河川整備計画策定中に本体着工に向けた新たな段階である転流工着工を中止することを求める要請書を2008年5月30日に国土交通大臣に提出しました。

◆ 熊本県知事の「兼営荒瀬ダムの撤去方針を凍結」への対応

6月4日、熊本県知事は県営荒瀬ダムの撤去方針を凍結し、発電事業を継続する方向で再検討すると発表しました。代替の架橋工事等も含む撤去費用が80億円近くにかさむことなど「県財政再建」「温暖化対策」を理由に上げています。「県営荒瀬ダムの撤去」は同ダムの水利権更新時にその更新を申請せずに撤去することを熊本県として正規の手続きを踏んで決めたことであり、流域住民・関係者はもちろん、熊本県民・全国民から環境保全と治水対策の両面から高い評価を得ていました。水源連はこの熊本県民との一方的な約束反故に対し、抗議・要請書を熊本県知事に提出すると同時に、全国の仲間に、熊本県知事への抗議・要請書を提出されるよう、呼びかけました。

◆ 近畿地方整備局の「見切り発車」への対応

2008年6月20日、近畿地方整備局は淀川水系流域委員会が4月20日に提出した意見書を無視し、最終意見書の提出を待たずに（見切り発車して）、「淀川水系河川整備計画（案）」を流域関係府県に提示しました。この近畿地整の行為は、2001年以来、淀川の在り方を真摯に検討してきた同委員会のすべてを踏みにじるものであり、同委員会と同整備局との共同作業に期待をかけてきた国民を欺くものです。

水源連はこの近畿地方整備局の暴挙に対して「抗議と淀川水系河川整備計画（案）の取り下げを求める要請文」を6月27日に提出しました。翌28日に流域関係2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県）に対して、「淀川水系河川整備計画（案）の撤回と、流域委員会の意見書に真摯に答える計画原案の再提示を近畿地方整備局に求める要請書」を提出しました。併せて、マスコミに通知しました。水源連MLなどで、これらの行動を知らせると同時に、近畿地方整備局への抗議・要請文提出と2府4県への要請文提出を呼びかけました。

今回の「見切り発車」はその手続きの面からも、また、ダム計画をごり押し面からも、「河川行政の反動化」を示す重大な局面となっています。

◆ 熊本県知事蒲島郁夫氏の「川辺川ダム計画白紙撤回」表明を受けての水源連声明

2008年9月11日、熊本県の蒲島知事は熊本県議会初日の本会議の場で、選挙公約に挙げていた「川辺川ダムについての判断」として、「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と建設反対を正式に表明しました。その根拠として、「治水対策として守るものは人命・財産とともに球磨川も含まれる。球磨川は宝である」としています。私たちは、この表明を、流域住民の意思を尊重・反映したものとして高く評価すると共に、球磨川流域住民の皆さん、熊本県民の皆さんのが築いてきたダム反対運動の成果として捉え、水源連声明を発表しました。それを資料として後ろに掲載します。

蒲島知事が「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」を正式表明する前に、人吉市の田中信孝市長が9月2日に市議会で、川辺川ダム建設予定地の相良村の徳田正臣村長が8月29日に村役場での会見で、異口同音に「現時点でダムは容認しがたい」との見解を表明しました。3首長とも球磨川・川辺川が流域住民にとってかけがえのないものであり、ダム建設によって悪影響を与えてはならない、としています。

「流域住民の長い闘いが、流域自治体の首長に『川と住民の関係のあり方』を認めさせた」という最高の結果になりました。

◆ 全野党へ「マニフェストへの記載要請事項」を96団体と共に提出

11月末ごろに解散・総選挙?それに間に合わせて水源連の政策要求を総会で確認して各野党のマニフェストに反映させたい、と私たちは構えていました。

ところが、福田内閣にかわって麻生内閣が2008年9月24日に発足。国会冒頭で解散?という推測が強まり、衆議院選挙に向けての水源連として緊急に対応をということになりました。

急いで各野党への要請文を作成し、FAXで9月25日に送信。要請団体は全国から募って9月29日に送付することにしました。送付した政党は、民主党、日本共産党、社民党、国民新党、新党日本です。

水源連の団体会員はもちろん、全国で河川・ダム問題と取り組んでいる団体に対して要請団体になるように働きかけました。互いに声をかけていただき、要請団体数はなんと96団体に達しました。

全国いたるところで現在の河川行政に対して批判が渦巻いていることが分かりました。

この要請行動についてはマスコミにも知らせました。

要請書と要請団体を資料として後ろに掲載します。

◆ 「公共事業チェック議員の会」との連携

水源連は超党派の国会議員連盟である「公共事業チェック議員の会」と連携をとり、各地のダム等問題を国会の場で追及、あるいは私たちダム反対団体、国交省などからのヒアリング、現地視察等に取り組んでいただいている。「公共事業チェック議員の会」は、現地視察を行った川辺川ダム、八ッ場ダム、山鳥坂ダム、内海ダム再開発について、2008年9月29日に国土交通大臣に対して、中止もしくは厳格な再検討を求める要請書を提出しました。要請書を後ろに資料として掲載します。

3 運動の拡大・強化

- ① 各地の運動との連携強化
- ② 会員拡大
- ③ 機関紙発行（年4回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）
- ④ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（頒価100円）の活用
- ⑤ 海外との連携（水源連はRWESA-JAPANに加入している。日本でダム建設が難しくなると、公害輸出と同じく、海外へのダム輸出が進む。ダム輸出を対象とした取り組み）
→ RWESA-Jの意見交換会を企画する。
- ⑥ ホームページの確立（現状は即時性がない。なんとか確立を図りたい）
→ 現在改定版作成中

4 今年度の役員体制 [案]

顧問	矢山有作	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊（弁護士）	新設

水源連緊急声明

熊本県知事蒲島郁夫氏の「川辺川ダム計画白紙撤回」表明を受けての声明

昨日 2008 年 9 月 11 日、熊本県の蒲島知事は熊本県議会初日の本会議の場で、選挙公約に挙げていた「川辺川ダムについての判断」として、「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と建設反対を正式に表明しました。

「川辺川ダム白紙撤回」を求める根拠として同知事は、「人吉・球磨地域に生きる人々にとって、球磨川そのものが、かけがえのない財産であり、守るべき宝」をまず第一に挙げ、「地域独自の価値の尊重が幸せをもたらす」としています。その上で、「住民のニーズにこたえうる『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう、国土交通省に対し強く求める」としています。

これは、今日の蒲島知事の判断表明に先立って行われた、8 月 29 日の相良村の徳田村長、9 月 2 日の人吉市の田中市長の相次ぐ「川辺川ダム NO」表明と同じ視点に立つものです。

「川を河川工学上の治水対象としてみるのではなく、流域の生活・文化・歴史・経済の根幹としてとらえる中ではじめて、その川にふさわしい治水対策を考えることができる。それは決してダムではない。川辺川ダムによる治水は球磨川を価値のないものにしてしまい、流域住民に幸をもたらさない」、おおよそこのようなことが、徳田村長・田中市長・蒲島知事による「川辺川ダム白紙撤回」声明の根底にある共通認識でした。

私たちが最も敬意を払うのは、球磨川流域住民・熊本県民の粘り強い「川辺川ダム反対」の運動です。この運動のうねりがあったからこそ、潮谷義子・前知事がダム計画への異論を言い続け、矢上・前相良村長、徳田相良村長、田中人吉市長、そして昨日の蒲島知事が「川辺川ダム反対」「川辺川ダム白紙撤回」を表明したのです。流域住民・県民の長年にわたるダム反対運動が川辺川ダム依存の利水計画を葬り、川辺川ダム依存の治水対策を葬りました。そして球磨川の川漁師たちは国に漁業権を明け渡すことを拒否し、熊本県収用委員会において国をして収用裁決申請取り下げにまで追い込みました。その原動力は「球磨川・川辺川とともにその地域の生活が成り立っている。球磨川・川辺川をこれ以上痛めつけることはまかりならぬ」「ダムは洪水被害を拡大する」という流域住民の搖るぎのない認識でした。

2 年にわたる川辺川ダム住民討論集会は川辺川ダム計画に科学的根拠のないこと、川辺川ダムは川辺川・球磨川そして有明海を死に追いやることを熊本県民に、全国民に明らかにしました。球磨川水系河川整備基本方針検討委員会は 1 年を超す審議で、住民討論集会において住民側が提示した対論の全否定に主眼を置き、住民側から毎回提出された意見書にまともに答えることなく、国土交通省の原案をそのまま容認しましたが、その結果、ますます明白になったのは国が示した基本高水流量・計画高水流量には科学的根拠がないことであり、ダムは致命的な環境破壊・流域社会破壊をもたらすことでした。川辺川ダム検討有識者会議が、「国が決めた基本高水流量にさしたる信頼性がない」「地域社会の在り方を考えるとダムに依存する治水は問題が多い」と認めたのも、元はと言えば、住民討論集会があったからこそのことです。

昨日の熊本県知事の「川辺川ダム計画白紙撤回」表明は、まさに、球磨川流域住民と熊本県民の「川辺川ダム反対運動」の成果であり、勝利です。

この間、水源開発問題全国連絡会もこうした熊本現地の運動を支援し、全国の仲間とともに、3 度にわたって全国集会を開催するとともに、川辺川ダム住民討論集会、土地収用委員会、球磨川水系川整備基本方針検討小委員会、川辺川ダム検討有識者会議に対して様々な支援の取組みを行って

きました。これからも、最終的な「ダム計画中止」確定まで、ともに運動を進めていくものです。

国土交通省は川辺川ダム計画がもはや流域住民にも流域自治体にも、そして熊本県にも受け入れられないことを謙虚に受け止め、川辺川ダム計画を速やかに撤回し、五木村と相良村の村民の生活再建に万全の対策をとることを求めます。

2008年9月12日

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之

共同代表 遠藤保男

資料 野党党首への要請書

2008年9月29日

○○党

代表 △△ 様

水源開発問題全国連絡会

他別紙名簿記載団体

脱ダムを総選挙の公約に！

近々衆議院総選挙がおこなわれるようで、貴政党も準備に大わらわのことと存じます。

私どもは、これまでの河川行政が地域社会と自然を破壊してきたことを反省し、新たなダム・堰・導水路などに依存しない、流域住民に根差した川のあり方を求めるものです。

1997年河川法改正において環境と住民参加の視点が河川法に導入されました。しかしながら、現状は国や都道府県がダム等事業についてその必要性がないことを流域住民から強く指摘されていることを無視して、強権的に推進し、地域の自然と社会の破壊を続ける惨憺たる状況です。

これらの状況を改善することは無駄な公共事業投資にかかる財源を小子化対策、高齢者医療費対策等に振り返ることができます。

私たちはこのような状況を改善するには、政治の力が必要と考え、この選挙において貴党に下記事項を選挙公約として取り込まれることを要請いたします。

記

1. ダム・堰等建設計画の中止

下記ダム・堰・導水路等は全く不要です。直ちに中止して、現地の生活再建に専念することが急がれます。

◆ 国・水資源機構が起業者であるダム等事業

川辺川ダム、八ヶ場ダム、山鳥坂ダム、吉野川河口堰可動堰化、淀川ダム群、木曽川水系連絡導水路、設楽ダム、南摩ダム（思川開発）、湯西川ダム、成瀬ダム、平取ダム、サンルダム 等

◆ 都道府県が起業者で、国が補助ダムとして補助するダム等事業

第2雪浦ダム（長崎県）、石木ダム（長崎県）、平瀬ダム（山口県）、内海ダム再開発（香川県）、辰巳ダム（石川県）、浅川ダム（長野県）、太田川ダム（静岡県）、奥胎内ダム（新潟県）、倉渕ダム（群馬県）、増田川ダム（群馬県）、最上小国川ダム（山形県）、当別ダム（北海道） 等

2. 河川整備計画策定手続きの改善

- 策定中は生活再建事業以外の事業を新たな段階に進めない。
- 流域住民との合意形成を大前提にする。

現在、河川整備計画の策定は従前の河川管理者の河川整備方針を強引に踏襲する形で進行し、流域住民の声をまったく聞き入れていません。1997年に河川法を改正した精神と完全に逆行しています。

河川整備計画策定はこれまでの工事実施基本計画を環境と住民参加の面から見直すことが大きな目的ですが、策定中もハッ場ダム事業など工事が進行しています。これでは河川整備計画策定による見直しのメリットがありません。淀川水系は河川整備計画が策定されるまで、ダム計画の工事は凍結されています。これが当たり前の姿です。

川辺川ダム計画に対して、ダム予定地の相良村・最大受益地とされている人吉市・当該県である熊本県の3首長はそれぞれ異口同音に、「治水で守るべきものは流域住民の生命・財産だけでなく、住民が生活の糧を得てきた清流・球磨川も含まれる」とし、川辺川ダム計画の白紙撤回を国に求めています。この考え方は熊本県民が勝ち取ったものです。川辺川ダム計画白紙撤回は、これから予定される球磨川水系河川整備計画策定時に取り入れられて初めて、現実のこととなります。河川整備計画策定にあたっては、この川に対する考え方、河川と流域住民の関係を最重視する考え方が、その根底になければなりません。

3. 淀川水系流域委員会提言（耐越水堤防）の実現

河川整備で最も重要なことは何か。その答えを出してくれたのが淀川水系流域委員会でした。それをきらって拒否しているのが近畿地方整備局です。

淀川水系流域委員会の提言主旨は

- どんな洪水時でも、人命を損なう致命的な災害になることを防ぐ。
- 人命を損なう致命的な洪水災害は、堤防の破堤が原因になっている。
- 破堤を食い止めるには耐越水堤防が有効。
- ダムによる効果はきわめて少なく、想定外洪水にはかえって危険。
- よって、河川整備の最優先事項はダム建設ではなく、耐越水堤防の整備。

というものです。

この提言こそ、治水対策として最優先されるべきです。

連絡先

〒102 0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201

水源開発問題全国連絡会

電話 03-5211-5429

要請団体：別紙

要請団体

要請団体一覧表

団体名				都道府県
(社) 北海道自然保護協会				北海道
N P O 法人地域学習センターゆーらっぷ				
サンルダム建設を考える集い				
サンル川を守る会				
下川自然を考える会				
環境学習石城塾				
市民森づくりクラブ				
十勝自然保護協会				
当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会				
北海道の森と川を語る会				
北方森林鳥類調査室				
遊楽部川の自然を守る会				
流域の自然を考えるネットワーク				
成瀬の水とダムを考える会				
Water Watch Network				
最上小国川の“真の治水”を考える会				
茨城県の水問題を考える市民連絡会				
霞ヶ浦導水事業を考える県民会議				
八ッ場ダムをストップさせる茨城の会				
利根川の水と自然を守る取手連絡会				
ダム反対鹿沼市民協議会				栃木県
ムダなダムをストップさせる栃木の会				
思川開発事業を考える流域の会				
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会				
S T O P 八ッ場ダム・市民ネット				
高崎の水を考える会				
市民オンブズマン群馬				
倉渢ダムを考える会				
増田川ダムを考える会				
八ッ場あしたの会				

八ッ場ダムをストップさせる群馬の会			
八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会			
千葉の干潟を守る会			
千葉県自然保護連合			
千葉県野鳥の会			
八ッ場ダムをストップさせる千葉の会			
利根川流域市民委員会			
ATT 流域研究所			
環境まちづくり NPO エコメッセ水・緑・アート 店			
昭島・生活者ネットワーク			
身近な川を見守る会			
水源開発問題全国連絡会			
全水道関東地方本部	幸		
多摩の地下水を守る会			
多摩川を飲める水にする会			
八ッ場ダムをストップさせる東京の会			
相模川キャンプインシンポジウム			
ふるさとの清津川を守る会	鹿		
奥胎内ダムを考える会			
環境会議・諏訪			
溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える			
公共事業と災害を考える会			
空港はいらない静岡県民の会			
太田川ダム研究会			
海上の森野鳥の会			
新川決壊水害訴訟原告団			
設楽ダムの建設中止を求める会			
設楽ダムを考える名古屋の会			
豊川を守る住民連絡会議			
豊川を勉強する会			
兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止			
長良川に徳山ダムの水はいらない市民学習 員会			
徳山ダム建設中止を求める会			
NPO 法人伊賀・水と緑の会			
(社)大阪自然環境保全協会			
安威川ダム反対市民の会			
安威川の自然を守るネットワーク			
関西のダムと水道を考える会	野		

市民のひろば			
脱ダムネット関西			
長良川河口堰建設に反対する会			
長良川河口堰建設をやめさせる市民会議			
淀川流域のダムを考える大阪府民の会			
環瀬戸内海会議			
寒霞渓の自然と共に生きる会			
寒霞渓の自然を守る連絡会			
内海ダム再開発事業と国立公園寒霞渓の自 然を守る会		権	
愛媛環境ネットワーク			
肱川・水と緑の会			
肱川漁協協同組合			
大洲市の住民投票を実現する会			
長浜漁協協同組合			
長浜町をはじめに考える会			
美しい錦川を未来へ手渡す会			
環境共育を考える会		代	
やつしろ川漁師組合			
やまんたろ・かわんたろの会		右	
球磨川大水害体験者の会			
熊本婦人有権者同盟		牛	
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る			
政務調査費を透明にする会		絆	
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域群			
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会			
川辺川利水訴訟原告団			
美しい球磨川を守る市民の会			
オフィス未来		小	鹿

資料 「公共事業チェック議員の会」から国交省への要請書

2008年9月29日

国土交通大臣 金子一義 殿

公共事業チェック議員の会

会長 衆議院議員

鳩山由紀夫

幹事長 参議院議員

松野信夫

事務局長 衆議院議員

保坂展人

要 請 書

要請の趣旨

- 1 国が建設事業を進めている川辺川ダム、八ツ場ダム、及び山鳥坂ダムについては中止に向けた取組みをすること
- 2 国が事業資金を補助している内海ダムについては、費用対効果及び環境に与える影響などを十分に配慮して、事業の進行及び予算措置においてはより慎重に再検討すること

要請の理由

- 1 当会は超党派の国会議員連盟として、様々な公共事業問題を取り上げ、現地視察などを通じてNGO、住民、専門家らと共同作業を通じて政府に必要な働きかけを行っている。これまでにもダムをはじめ空港、道路、林道などを視察して多くの提言も行ってきた。
すでに国直轄事業の川辺川ダム、八ツ場ダム、及び山鳥坂ダムや補助ダムである内海ダムについても視察を行っており、こうした視察や現地住民からの事情聴取などを踏まえて今般の要請に至ったものである。
- 2 既にご承知のとおり、蒲島郁夫熊本県知事は、さる9月11日の県議会において、球磨川水域に計画されている川辺川ダムについて現計画の白紙撤回及びダムによらない治水対策を目指すとの意見表明を行った。この知事発言はダムサイト予定地の相良村の徳田村長が8月29日に、また治水の最大の受益地とされている人吉市の田中市長も9月2日に、それぞれダム反対の意見表明を行ったことを受けてのものであり、地元紙では知事の見解を支持する県民は82%にも及んでいると報じられている。
- 3 谷垣禎一元国土交通大臣は、こうした地元知事の判断を重く受け止めたいとの見解を公表しているが、今後は国として地元の民意を踏まえた対応が求められることになる。やはり公共事業を執行するのであれば、地域住民の民意を踏まえたものでなければならないし、費用対効果及び環境に与える影響などをも十分に調査検討を行った上で事業の執行及び予算措置を図らなければならない。
- 4 公共事業については、いったん走り出したら止まらないとか、小さく産んで大きく育てるなどとも揶揄されてきた傾向があるが、現下の国や地方の財政状況を鑑みれば慎重の上にも慎重に配慮がなされなければならない。
- 5 こうした観点に立って、当会としては、今般の熊本県知事の意見表明などを十分にふまえて前記4ダムについては中止ないしは厳格な再検討を強く要請するものである。

以上

水源開発問題全国連絡会 会則

1. (名称) 本会の名称は「水源開発問題全国連絡会」(略称=水源連) とする。
2. (事務所) 事務所を東京に置く。
3. (目的)
 - 互いの情報交換を密に行って、それぞれの運動を支援する。
 - 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - 力を結集して、国土交通省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求める。
4. (活動) 本会は目的達成に向け、以下の活動を行う。
 - 科学的検証に基づくダム反対運動の支援。
 - 情報の交換と発信。
 - 主としてダム関連の政策提案。
 - 行政および議会等に対する働きかけ。
 - 海外のダム反対運動との連携。
 - その他
5. (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納める個人・団体とする。
6. (会費と会計年度)
 - 個人年会費は 3000 円とする。
 - 団体年会費は一口 5000 円とする。
 - 会計年度は 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日とする。
7. (総会)
 - 年に 1 回開催し、1 年間の本会の方向性を決める。
 - 必要に応じ、臨時総会を開催する。
8. (役員)
 - 代表ほか必要な役員を設ける。
 - 任期は 1 年とし、再選を妨げない。
 - 総会で選出する。
9. (事務局)
 - 総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。
 - 事務局は有志により構成する。
 - 事務局会議は月 1 回の定例会と、臨時会がある。
 - 事務局に会計を置き、総会において、会計報告を行う。
10. (世話人)
 - 世話人は事務局と協力して、本会の目的達成のための活動を行う。
 - 世話人は各団体会員から推薦された者と個人会員有志があたる。
 - 世話人と事務局で世話人会を年に 1 回以上開催する。
11. (本会則の施行) 本会則は、2003 年 11 月 23 日より施行する。

各地からの報告

サンルダムの問題点と当面の課題

佐々木克之（北海道自然保護協会）

1. はじめに

天塩川水系河川整備計画は、2006年12月に流域委員会を終えて、2007年10月に策定されたが、治水、利水および環境（主としてサクラマス保全）のすべてにおいて疑問が残されたままである。私たちはこの疑問に答えるよう要望しつづけているが、十分な回答はなされていないまま、北海道開発局（以下開発局）はダム本体工事の概算要求を行った。現在の問題点と今後の闘いについて報告して、連帶していきたい。

2. サンルダムとは

北海道中央部の天塩岳を水源とし、全長256kmで、日本で第4番目に長く、道北の日本海に注ぐ天塩川は北海道遺産に指定されている。流域には士別市、名寄市、中川町、天塩町などがあり、面積は5590km²である。サンルダムは、天塩川中流部の名寄市で本流に注ぐ支流名寄川のまた支流のサンル川に計画されている。サンル川の流域面積は182km²で、天塩川流域面積の3%に過ぎない。したがって、天塩川の洪水には寄与せず、名寄川下流の名寄市の洪水対策のためのダムである。このダムは治水と利水のための多目的ダムであり、環境に配慮しなければならないとされている。

3. 治水

流域委員会が終わる寸前に、名寄川堤防の余裕高が問題となった。名寄川程度の河川の余裕高は1.0mであるが、開発局は1.5mとしている。開発局は名寄川の目標流量を1500m³/sとしている。この目標流量のときの水位を調べてみると、余裕高は5箇所を除きほぼ1.5m以上であった。この5箇所のほとんどは堤防が整備されていない場所であった。これに対して開発局は、余裕高が十分でも計画高水位を超えていれば、破堤する危険性が高いので、水位を下げるためにはサンルダムが必要と主張した。調べてみると、サンルダムがあつても目標流量水位が計画高水位より高い場所が数kmあった。したがって、ダムだけでは洪水を防ぐことができない。私たちは、余裕高が十分あるので、あとは破堤しない堤防つくりによってダムによらない治水が可能と考えている。

4. 利水

農業者は農業用水に期待しているが、サンルダムでは灌漑用水は設定されていない。水道水は、下川町で1.5リットル/秒、名寄市で17.5リットル/秒を取水することになっている。名寄市の場合でもちょっととした小川で十分な量である。なぜ、サンルダムが必要なのか、理解できない。昨年の夏は記録的な渇水であったが、名寄市の水道水が不足したということはなかった。サンル川は水量が少ないので、発電量は微々たるもので、開発局も発電の必要性よりは、炭酸ガスを出さない点を強調しているほどである。

4. サクラマス保全

サンル川は日本で有数のヤマメの宝庫であり、ある研究者はヤマメの生息密度は日本一と述べている。ヤマメはサクラマスの子ども（正確にはオスの親も含まれる）であり、ヤマメが多いのは遡上して産卵するサクラマスが多いことを示している。サクラマスは、川の上流部で産卵する戦略をもち、天塩川の河口から約200km遡上してくる。

サクラマスは、ベニサケとともにおいしいサケとして知られているが、全国的に減少傾向にある。サクラマスは3年間の寿命の中で2年間を河川で生活するので、河川環境が悪化すると減少する。したがって、サクラマス/ヤマメは河川の健全度の指標となる。

開発局はサクラマス保全を無視できないため、魚類専門家会議を開き、サンルダムによるサクラマスの減少を防ごうとしている。その第一段階として、サンルダム建設場所に試験魚道を作り、9/10～9/30まで遡上試験をおこなった。私たちは、ダム建設においてサクラマス保全が成功した例がないので、保全策を示すべきで、それなしの魚道試験はとりあえず休止すべきと要望した。しかし、魚類専門家会議は魚道試験を適切と評価して、試験が行われた。

5. 当面の取り組み

5.1 サンルダム本体工事概算要求の撤回

北海道では漁協の反対を押し切って河川改修はできないようになっている。サンルダムについては天塩川河口の漁協が反対している。開発局は年末までに漁協の合意を取り付けるとして概算要求を行った。私たちは、サクラマス保全の展望が見えないこと、治水や利水についても説明責任を果たしていないことなどから、概算要求の撤回を求めている。今後、水源連の力も借り、財務省への要請活動を行う予定である。

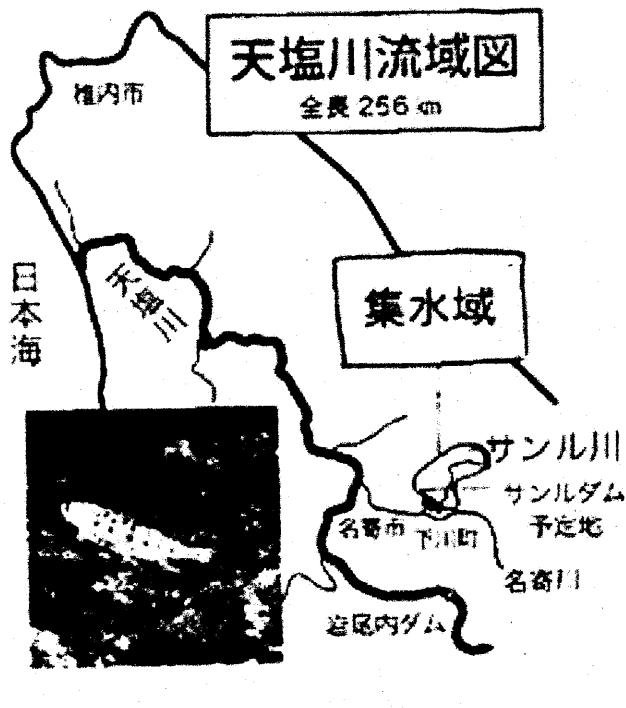
5.2 サンルダムの問題点を明らかにしていく

5.2.1 治水・・・今年4月にダムシンポを開催したときに、今本博健京大名誉教授に講演をしていただいた。大きな反響をよんで、北海道自然保護連合通信に論文を書いていただいた。ダムによらない治水や川辺川ダム問題における熊本県知事の判断などの重要性を世論に訴えていく。

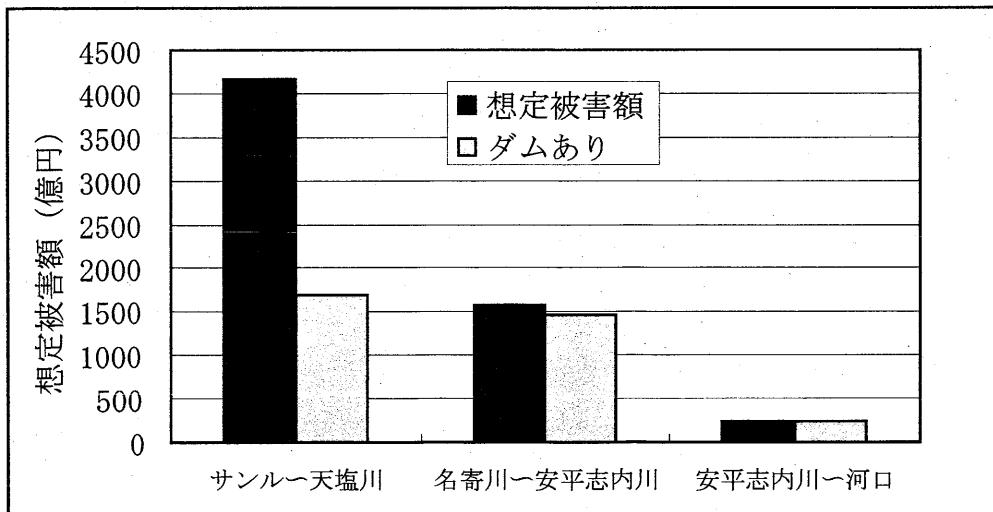
5.2.2 利水・・・上述したように根拠がないことを明らかにしていく。

5.2.3 サクラマス問題・・・開発局は、北海道の南にある美利河ダムに設置された、ダム上流の河川まで魚道をつないでいる美利河ダム方式でサクラマス保全を行おうとしている。しかし、この美利河ダムでサクラマス保全が成功したことは明らかになっていない。サクラマスの重要性とともに、ダムによらない治水で環境を守ることの重要性を明らかにしていく。

サンルダムの問題点と当面の課題説明資料（佐々木）

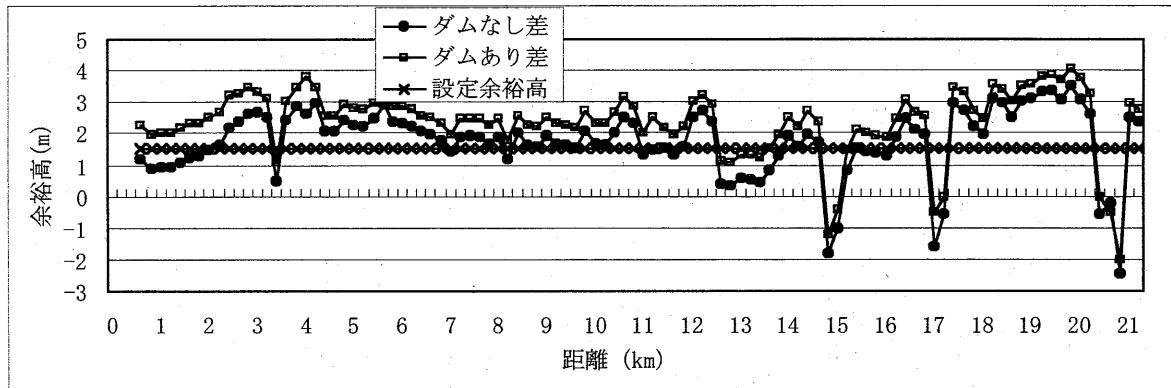


サンルダムの位置、集水域（天塩川集水域の3%）：天塩川本流の治水には役立たない。

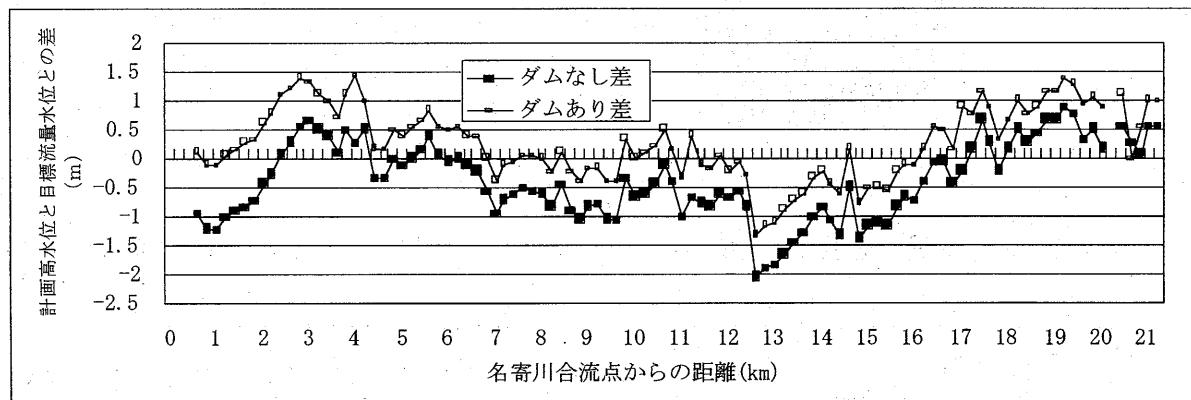


北海道開発局による、目標流量時の被害想定額およびダムありの場合の被害想定額

サンル川ー名寄川の間だけサンルダムで治水効果ありと想定されている：名寄市のための治水、名寄川の治水だけを考えればよい。なお、開発局の被害想定額は約 6000 億円、しかし、戦後最大の洪水被害は 70 億円、被害想定額は過大ではないか？



名寄川の目標流量水位と堤防余裕高・・・図は堤防高- 目標流量水位を示している。ダムが無くてもほとんどの場所で余裕高（1.5m）より高い。一方ダムがあつても余裕高より低いかマイナスになっている場所があり、ダムで洪水を防ぐことができないことは明らか。



名寄川の目標流量水位と計画高水位・・・図は、計画高水位- 目標流量水位を示す。開発局は、この値がプラスであれば堤防は決壊しないが、マイナスであれば決壊するので、サンルダムが必要と述べている。しかし、ダムがあつても 12~16 km 地点ではマイナスであり、ダムによって洪水は防ぐことができないことになる。ダムがなくとも、河川改修と堤防強化で治水が可能。

サクラマス問題

- 流域委員会意見で、サクラマス保全が重要ということで、魚類専門家会議が設立された。
- 開発局は、サクラマス保全策として、美利河ダム方式を採用しようとしていて、専門家会議も同調している。
- 美利河ダムの魚道はH17 年に作られた。この年から毎年 1 万尾のスモルト（海に降るサクラマス幼魚）を標識（鰓の一部を切り取り）して放流している。しかし、その回帰を調査していない（別紙資料）
- サクラマス保全策があいまいなまま、9/10~ 9/30 にサンル川で魚道試験を強行した。

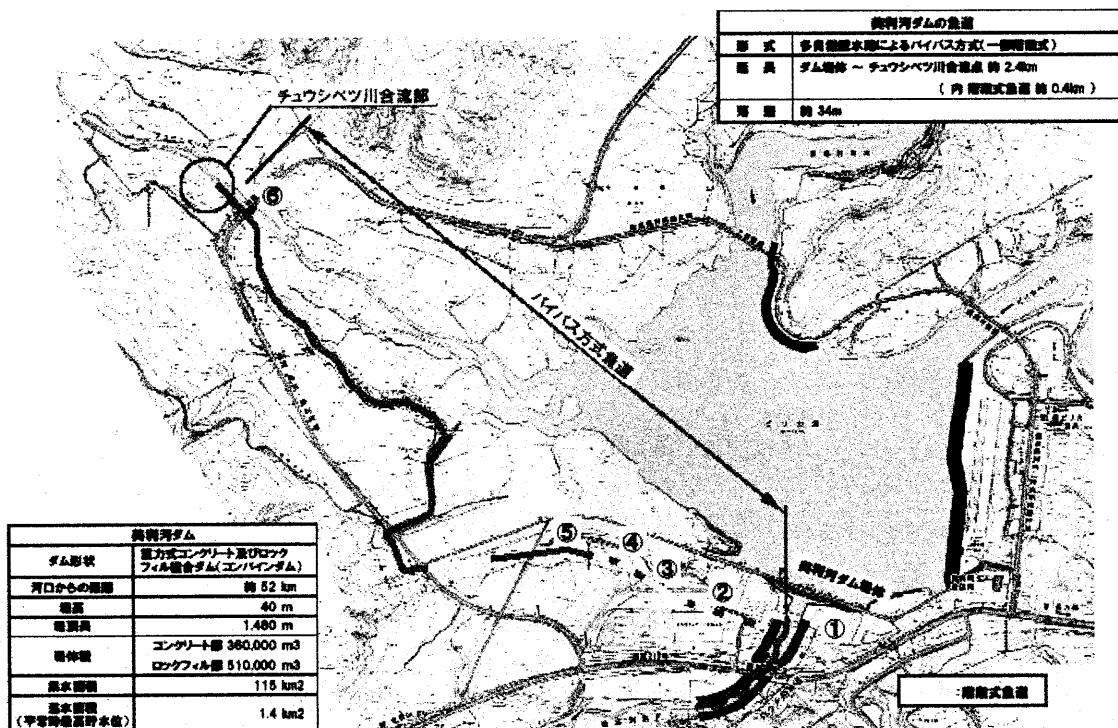
ダム本体公示費の概算要求

北海道開発局は概算要求を出した。私たちは概算要求を撤回すべきと開発局に要望し、財務省へ働きかけている。

利河ダム

美利河ダムの魚道(1)

● 美利河ダムの魚道は、平成17年4月から運用を開始しています。



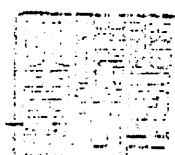
美利河ダム

北開局河計第46号
平成20年9月12日

行政文書不開示決定通知書

環境ネットワーク旭川地球村
代表 山城 エリ子 様

北海道開発局長 鈴木英



平成20年8月13日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

(請求文書)

平成17年度美利河ダム直轄堤維持の内水産環境影響調査業務報告書、平成18年度水産環境影響調査業務報告書、平成19年度美利河ダム水産環境影響調査業務報告書のうち、スマルトの一万尾放流後の産卵回上率に関するもの

2 不開示とした理由

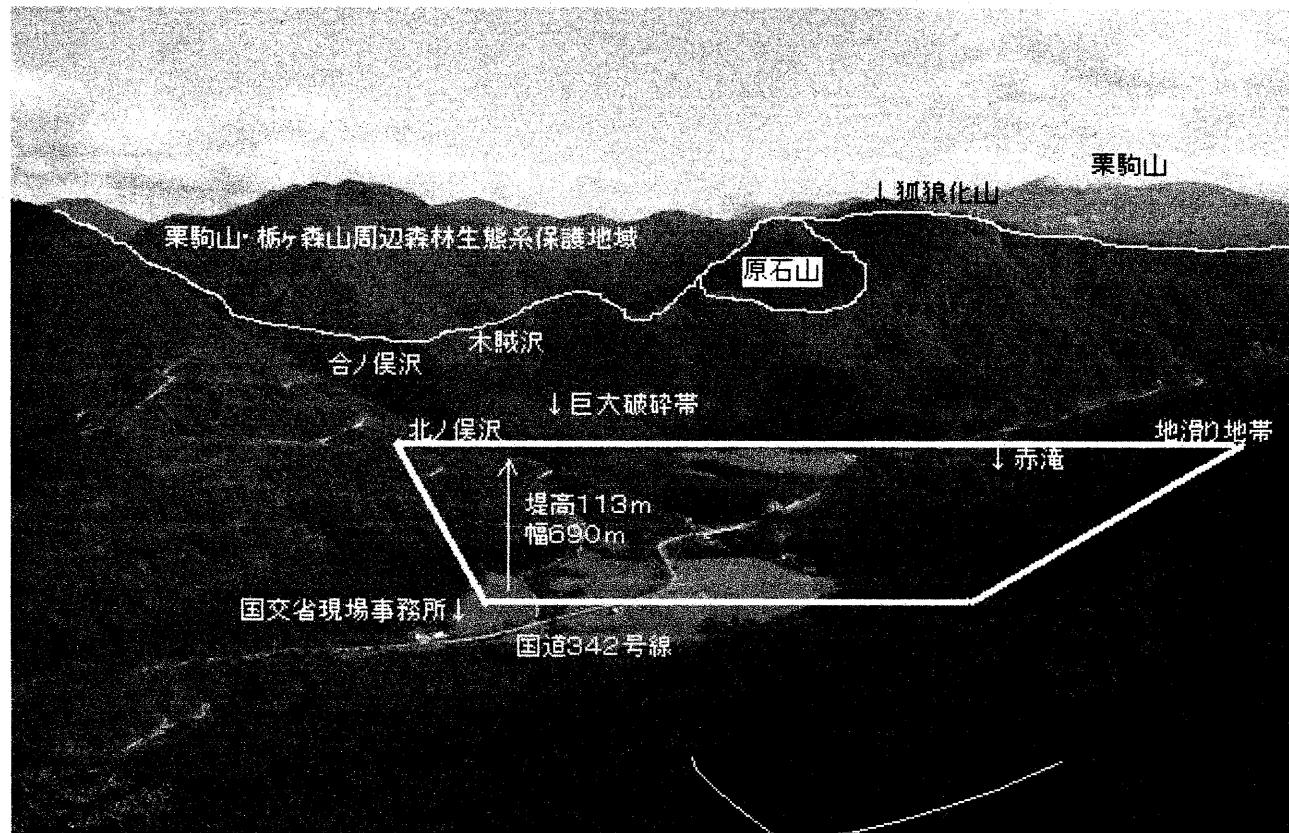
北海道開発局において、スマルトの一万尾放流後の産卵回上率の算定を目的とした調査を実施していないことから、産卵回上率に関する文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。

開発局は標識したスマルト1万尾を放流しているが、回帰を調べていない！

無駄な成瀬ダム（総工費 1530億円）は直ちに中止させましょう

私たちは、「県の費用負担分 260 億円を支出しないことを求める」住民監査請求の運動をしています。

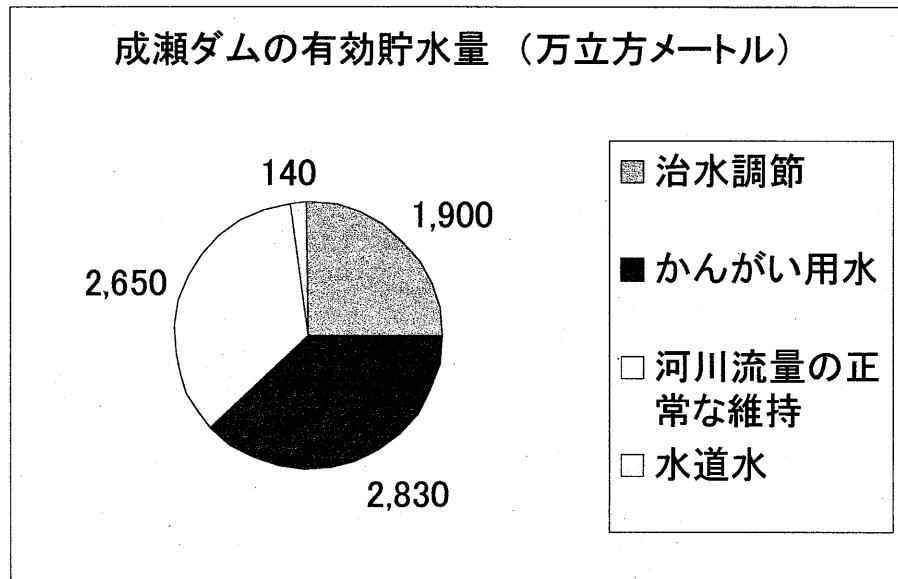
秋田県南東部、栗駒山のふもとの東成瀬村に建設が進められている成瀬ダムは、堤長 690 m の巨大ダムです（現在は国道 342 号線の付替道路の建設が行なわれており、2011 年頃から本体工事か？）。



玉川ダムと比較しても、でかく、お金がかかる割には非効率

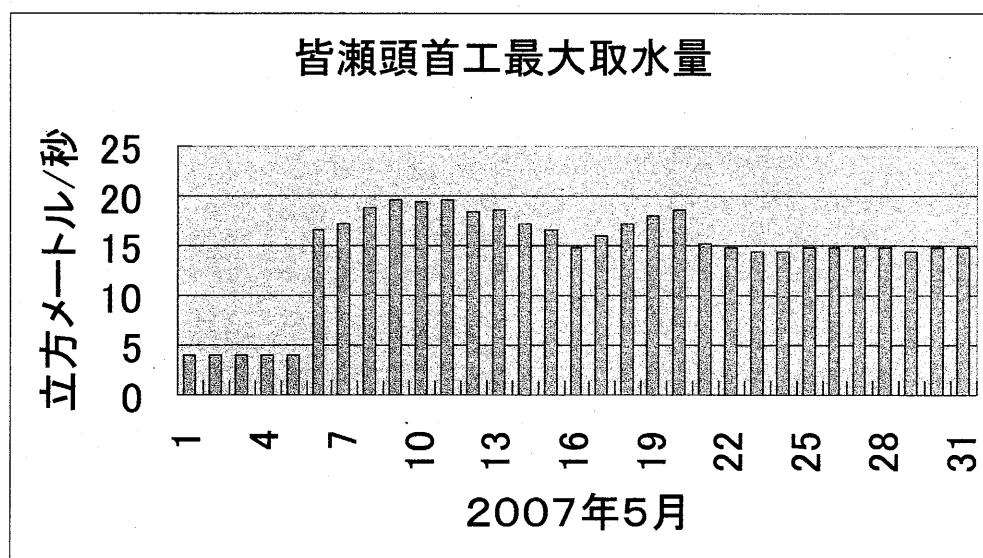
型式	玉川ダム	成瀬ダム	成瀬/玉川(倍)
堤高	100m	113.5m	1.14
堤頂長	441.5m	690m	1.56
堤体積	1,150,000m ³	11,958,000m ³	10.40
集水(流域)面積	287.0km ²	68.1km ²	0.24
湛水面積	8.3km ²	2.26km ²	0.27
総貯水量	254,000,000m ³	78,700,000m ³	0.31
有効貯水量	229,000,000m ³	75,200,000m ³	0.33
総事業費	1,220 億円	1,530 億円	1.25

成瀬ダムの有効貯水量は以下のようになっています。



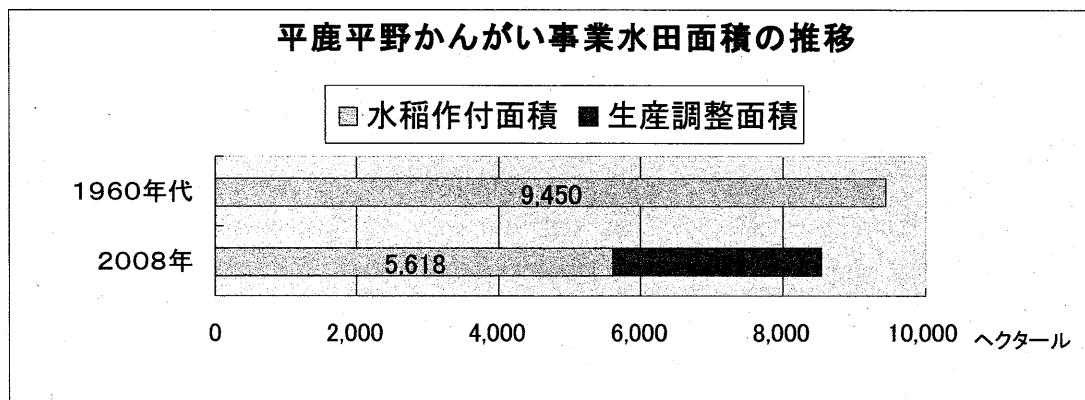
成瀬ダムの名目は一応「多目的ダム」（農業かんがい用水、水道水、治水、発電、河川流量の維持）になっていますが、実質的には「農業用水の確保」を目的としたダムです。下流の平鹿平野で水が不足しているとして、現在の毎秒 1.5 m^3 の水を2倍の 3.0 m^3 取水できるように計画され、平成17年度からは先行的に取水が行なわれています（平成16年度までの最大取水許可量 $1.4 \cdot 8.8 \text{ m}^3/\text{秒}$ に対して、平成17年度より5月6日から5月20日までは最大取水許可量が $3.0 \cdot 2.9 \text{ m}^3/\text{秒}$ に引き上げられました）。

「減反が3分の1までおよんでいるのに、本当に2倍の水が必要か？」とは、多くの住民の素朴な疑問です。実際の運用では、最も水を使う代かき時でも（年間2週間程度）最大毎秒 $1.8 \sim 1.9 \text{ m}^3$ ですんでいることがわかつてきました。ポンプで地下水を汲み上げていた大雄地区の一部の田んぼにも十分にかんがい用水が行き渡るようになりました。下図からもわかるように毎秒 1.5 m^3 をこえて取水している期間は5月の2週間だけです。年間365日のうちのたった14日の取水のために「2倍の水が必要」として巨大ダムを造るのでしょうか？



「米余り」によって生産調整（減反）面積はだんだん増えてきました。平鹿平野かんがい事業に該当する水田面積は現在 $8,540 \text{ ha}$ ありますが、生産調整によって実際に水稻を作付けしている面積は $5,618 \text{ ha}$ です。ピーク時に比べると3分の2以下となっています。少子高齢化

等によって米の消費は減り続けている一方、穀物価格の高騰によって大豆や小麦、とうもろこしなどの転作作物への需要は高まりそうなので、かんがい用水を必要とする水稻作付面積が増えることはないでしょう。また、米作りも農業経営の法人化や集落営農の推進によって、土日だけでなく平日も代かき田植えが行なわれるようになり、かんがい用水も曜日に関係なく均等に利用される傾向になってきています。



洪水は150年に一度の大暴雨を想定。治水効果は雄物川下流でわずか数センチ。

治水対策の必要をあげるとき、昭和22、23年の大洪水が引き合いに出されます。しかし、その後皆瀬川、雄物川は大幅に堤防整備が進みました。戦後の森林荒廃期の洪水をダム建設の根拠にするのは時代錯誤です。成瀬ダムができても最奥地で集水面積が小さいことから、雄物川水系全体でみれば治水効果はわずかでしかありません。国交省は、「150年に一度の大暴雨を想定」していると言いますが、貴重な森林を破壊して巨費を投じてのダム建設は「もったいない」と言わざるをえません。

清流あってこそその「河川流量の正常な維持」

成瀬ダムの有効貯水量の3分の1を占めるのが、「河川流量の正常な維持」です。渇水期にダムに貯めた水を放流して川の生態系を維持しようというのですが、既存の皆瀬ダムの下流では、濁り水が雨の後永く続きます。流域住民は、「昔の清流に戻して」と訴えています。

秋田県にはハタハタに代表される豊かな水産資源もあります。森から出るミネラル豊富な水を海まで運ぶことが大切です。全国では漁師たちが森に木を植える活動がさかんです。ダムで川をせき止めるべきではありません。

(皆瀬川と成瀬川の合流点→

ダムの水の濁りはなかなか消えません)

秋田県の費用負担は260億円

成瀬ダムは国直轄事業ですが、秋田県の負担も非常に大きなものです。「果たしてこれで済むのか」という心配もあります。これまでのダム建設をみると、計画の予想を大幅に越えて出費が続いている。たとえば、現在建設が進んでいる森吉山ダムは、工期が大幅に伸び、当初の建設予

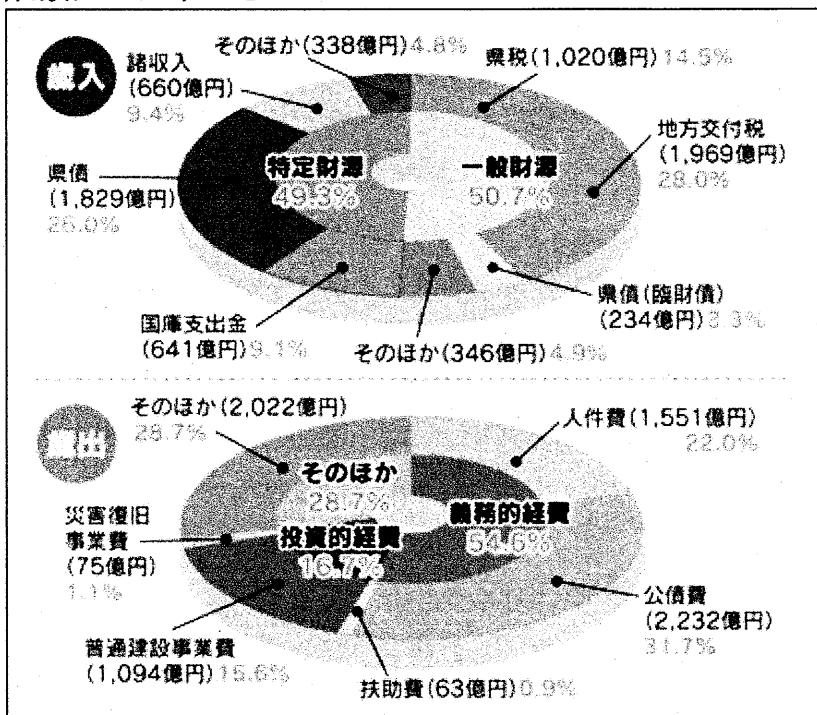


上側はダムのある皆瀬川の水、
下側はダムのない成瀬川の水

算900億円の2倍近い1700億円に膨らんでいます。ダム建設の宿命です。事前調査の時点ではなかった不具合が見つかっても、事業を中止するわけにはいかないからです。成瀬ダムに関しても、地質の複雑さから工事が長期化する可能性が大きく、「1530億円ではできない、その倍のお金がかかる」という試算もあります。

秋田県の財政は危機的、無駄な成瀬ダムは中止を

秋田県の財政は、貯金（基金）をほとんど使い果たし、収入の4分の1以上を借金、また支出の3分の1近くは借金に関する返済となっています。少子高齢化が著しい本県においてまさに危機的状況であり、不急不要の事業を早急に見直さなければなりません。私たちは、成瀬ダムは「不要な事業」の最たるものと考えていますが、「今の2倍の水が必要」という時代錯誤のこの巨大ダムについては、県民の総意として少なくとも見直しが必要であると思います。



県政だより「か・だ・ろ, akita」5月号より引用

NHKは、4月21日「大返済時代～借金200兆円 始まった住民負担」を放映。全国各地でいま拡大しつづける「減っていく市からのサービス」、「ますます高くなる税負担や上下水道料金」などに苦しむ姿を映し出していました。どこも原因は無駄な公共事業でした。

豊かな森と清流は秋田県の宝

熊本県知事は長年の懸案となっていた川辺川ダムについて中止を県民に呼びかけました。「球磨川は熊本県の宝」と訴えたのです。その背景には県民の粘り強い運動と県財政の逼迫がありました。全国の「無駄なダム」反対運動の高まりがありました。また、国政レベルでは超党派の国会議員でつくる「公共事業チェック国会議員の会」のバックアップもありました。國もダム事業をいよいよ見直さざるを得ないでしょう。今こそ、秋田の地元から「成瀬ダムは要らない」の声をあげていきましょう。

発行： 成瀬の水とダムを考える会（横手市十文字町・事務局 0182-42-2311）

最上小国川ダム建設について。

最上小国川の“真の治水”を考える会

平成20年度新規建設事業として最上小国川ダム事業が国で採択2億4千万円（要求額満額）が認められた。山形県は、平成20年度、ダム建設のための地質調査、ダムの設計を実施。赤倉地区河道計画と温泉影響調査、老朽化した既設護岸の補修や河道計画の検討、赤倉温泉と河川水位の関係について調査を実施している。

最上小国川ダムについて、財務省は07年度予算編成で「地元の反対」を理由に最上小国川ダムの事業採択を見送っていたが、県は08年の採択をめざし、07年6月14日、国土交通省に概算要求を行った。その説明資料として提出されたものの中に、県が地元小国川漁協の役員14人の個人名を賛成派と反対派に色分けして国に資料提出したという問題が明らかになった。この件に対して今年4月山形県議会で「県の個人情報保護条例や法に違反する。個人の思想、信条に関する内容で、収集してはならない情報であり憲法にも違反する疑いある」と指摘されている。

このような問題の中で県は県知事を含め、最上町長とともに「穴あきダム」を推進している。昨年町民に配布された資料には「日本一環境にやさしい穴あきダム」を推進するなどと記されていた。

2007年度、国土研の現地調査団が赤倉温泉流域にはいり、温泉専門の研究者が初め

最上小国川『穴あきダム』早期建設町民大会

～最上小国川に安全・安心のため穴あきダムは必要です～



日 時	平成19年11月15日(木)
場 所	午後7時から 最上町中央公民館 大ホール
主 催	最上小国川治水堤建設促進協議会
共 催	最上町議会 最上町商工会 最上町区長連絡協議会 最上町観光協会 最上町農業委員会 最上町消防団 新庄もがみ農業協同組合 最上町土地改良区 赤倉温泉最上小国川治水堤建設促進期成同盟会 赤倉温泉まちづくり委員会

開催趣旨

赤倉温泉街や下流の農耕地を洪水の被害から守るために治水対策について、20年に亘る要望を行ってまいりましたが、昨年度、最上川水系流域委員会が『穴あきダム』案を採択しました。山形県知事により県民の生命と財産を守ることを最優先とする『穴あきダム』案が決定されました。

町民の安全・安心を確保するため、知事が決定した『穴あきダム』と、一体的に整備される河川改修事業の早期建設と地域活性化に向け、町民大会を開催し、町民はもとより広く県民をして全国にダムの必要を訴えるものであります。

て調査をおこない、流域の温泉のメカニズムを推定。治水代替プランとしての河床掘削と温泉を保持するためのゴム堰をつくるなどの代替プランを示した。このプランは「湯脈に影響があるため河床掘削不可能」としていた県の主張をくつがえすものだった。またそれを受けた形で今年2008年6月、流域の住民からなる市民グループが建設部長にあてて、「河床掘削が可能か否か」の調査を求めた。県はそれに一部応える形で、この10月に3名の研究者による温泉地域の河床の調査をおこなった。調査による掘削可否の判断はこの11月初旬に示される予定である。

流域の小国川漁協（1350名 沼沢勝栄組合長）はダム建設に反対を主張し続けている。

今、ようやく、地元住民の中で、地元の持続可能なまちづくりのためにダム問題を考えようとする動きができてきた。

私たちはこの11月9日に、現地で、矢上雅義元相良村長、今本博健 京都大学名誉教授らを招き緊急シンポジウム「真の治水を考える」～川辺川、淀川流域の視点から流域の未来を考える。～（パタゴニア協賛）を開催します。詳しくはwww.ogunigawa.orgをご覧ください。

県は最上川を世界遺産へ登録しようと運動を展開中である。しかしながら、その流域の支流の最上小国川のダム問題について全く触れようとしていない。

ハッ場ダム問題の経過

ハッ場あしたの会

1. 三度目の基本計画変更と再増額の可能性

今年9月、工期を2010年度から2015年度に延長するハッ場ダム基本計画の変更が告示された。今回の計画変更は2001年の工期延期、2004年の事業費増額につづく三度目で、変更内容は「ダム堤体の縮小」、「水力発電所の設置」も含まれる。

「堤体の縮小」は、岩盤掘削量を当初予定の149万m³から68万m³へ、ダム本体コンクリート量を160万m³から91万m³へ縮小するというものだ。この結果、本体関係工事費は613億円から429億円へと、水特法事業、基金事業も含めた全事業費約5,900億円のわずか7%になった。

最近の横坑調査の結果、岩盤が思ったよりも良好であったからだという話になっているが、実際にはダムサイトの岩盤断面図をみると高透水帯や熱変質帯が広く分布しており、今回の堤体大幅縮小はきわめて危険な判断である。今後、本体掘削等において予想外の地質が現れて、本体工事費が増額されること必至と思われる。今回は下流都県から計画変更に反対の声が出ないよう総事業費4,600億円は据え置かれたが、再増額が必要となる要素は本体工事だけではない。たとえば、付替国道の工事は半分程度しか進んでいないが、事業費はすでに3/4を使っており、増額せざるを得ないであろう。さらに次に述べる東京電力㈱への巨額の減電補償である。近い将来に総事業費を再増額する、四度目のハッ場ダム基本計画変更案が出ることが予想される。

群馬県営の水力発電所をハッ場ダムに付設することになったので、国と県は、ハッ場ダムはCO₂削減にも貢献するとPRしている。だが吾妻川流域にはすでに東京電力㈱の多数の発電所があり、晴天時には流量の約8割が発電用水として取水されている。ハッ場ダムの貯水量を確保するためにはこの発電用水を大幅に削減することが必要で、その結果、新たな発電所の生み出す発電量よりはるかに多くの発電量が失われ、その減電に対して巨額の補償が必要となる。

2. 工事の状況

国交省によれば、工事の進捗率（2008年3月末）は、付替鉄道（JR吾妻線）82%、付替国道・県道53%となっている。鉄道は約8割が完成しているが、完成区間は長大なトンネル部分にかぎられる。水没予定区間で唯一地上部に出る川原湯温泉の新駅周辺では用地買収が進んでいない。

付替国道の工事現場では、昨年12月、トンネル内での落盤事故により作業員が死亡した。その後、別の工事現場で土砂崩れが起こり、工事がストップしている。

ダムサイト予定地周辺では、6月に、転流工（川のバイパス工事）の準備が始まった。本体着工の前段階ともいべき転流工は、国交省の工程表によれば昨年度に始まるはずだったが、用地買収に手間取り1年遅れた。川の渇水期となる11月以後、工事は本格的に進められることになる。

2010年度までに付替国道等の関連工事を完成させ、水没予定地住民の移転を終らせる予定になっているが、現在の進捗状況で到底困難で、予定より大幅に遅れる見通しが高い。それらが完了しなければ、ダムサイトの河道をふさぐ本格的なダム本体工事には入れないので、工期は今回

の変更の2015年度よりさらに延びる可能性が高い。

3. 遅れる代替地への移転

「現地再建ずり上がり方式」をとるハッ場ダム事業では、水没予定五地区にそれぞれ代替地が造られてきているが、造成と移転が予定より大幅に遅れている。川原湯地区の代替地は打越と上湯原で、打越に川原湯温泉街を移転再建する予定だが、打越の造成は切土と盛土があって、盛土は30m以上の超高盛土なので、安全性に不安がつきまとう。そのほかに、「自然の懐に抱かれた温泉街が人工造成地に移ってイメージが変わってしまう」、「観光資源である吾妻渓谷もダムによって大きなダメージをこうむる」、「ダム湖は夏場、満水位から28m以上も下がり水質が悪化する」、「温泉の泉質が変わってしまう」などの問題があり、川原湯温泉街の移転再建の見通しは暗い。ダム事業の進行とともに全戸水没地区の人口は激減して地域は衰退し、住民の苦悩が続いている。

4. 都県議会の採決と1都5県議会議員の会の発足

6都県の3月議会で、今回の計画変更案の採決が行われた。結果的には全都県で計画変更が認められたが、東京都議会では委員会採決6対7、本会議採決56対68になるなど、前回の計画変更の際とは状況が様変わりした。群馬県議会（議員総数49名）では、野党議員14名が今年2月、「ハッ場ダムを考える群馬県議会議員の会」を発足させ、「ダム計画の見直し」と「真の生活再建」への取り組みを表明した。さらに5月には「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」が結成された。このような超党派の会は前例がなく、1都5県にまたがるハッ場ダム問題の見直しを進めていく上で重要な一步となった。

5. 山場を迎えたハッ場ダムの運動

ハッ場ダムの広域訴訟が大詰めを迎えており、この裁判は1都5県それがハッ場ダム事業から撤退することを求めて、各都県を被告として各都県民が2004年11月に提訴したもので、各地裁で審理が進められてきた。準備書面による主張の段階は終わり、現在は証人尋問が行われていて最終段階にきており、来年春以降に、各地裁で判決が出る予定である。

今年8月18日には民主党の鳩山由紀夫幹事長が現地を訪れて、ハッ場ダム中止と、水没予定地住民の生活再建支援の法制化を政権公約にすることを明らかにした。共産党、社民党、新党日本も同様の考えを明らかにしているので、次の総選挙、来年の都議会選挙の行方が注目される。

この3年間、ハッ場ダムの事業費は毎年300億円を超えており、現地では、国家権力によって自然破壊と生活破壊が推し進められ、憲法の保障する「健康で文化的な生活」を営む権利が何十年も奪われながら、地域全体がダムの利権構造に組み込まれ、地元民は声をあげることさえできないでいる。

2007年に発足した「ハッ場あしたの会」では、ダム問題を広く世論に伝えるとともに、長期化した公共事業によって衰退した地域の再生を可能とする公共事業見直し後の「生活再建支援法案」の法制化をめざしている。

こちら特報



「首都圏の水がめ」として半世紀以上前に計画された八ッ場ダム（群馬県長野原町）。ダム本体の着工が来年度にも予定される中、「止まらない公共事業」の象徴として総選挙では建設の推進・中止が争われそうだ。一方、水没地の住民は建設の遅れに翻弄され、生活再建ができないでいる。秋深まる現地を歩いた。

(關口亮己)

止まらない事業の象徴「八ッ場ダム」

事務局長、渡辺洋子さんは話す。

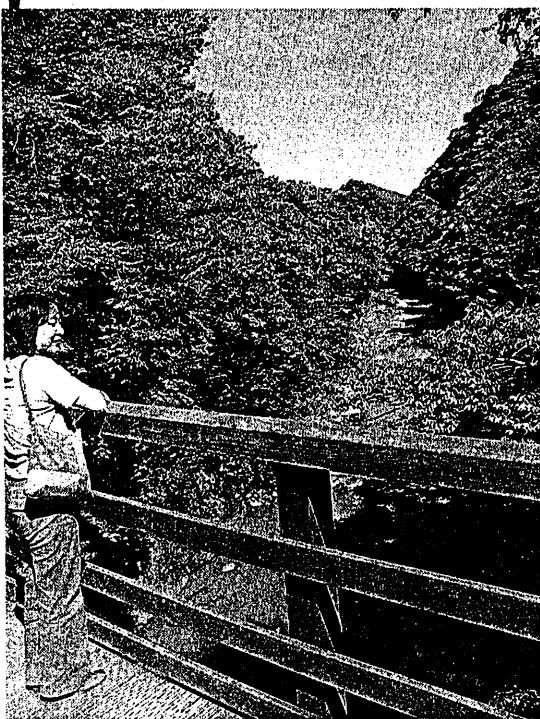
JR吾妻線・川原湯温泉駅近くの滝見橋。眼下には利根川上流の吾妻川が秋の陽光に輝く。「関東の耶馬渓」とも称される吾妻渓谷は、刻々と赤や黄色を濃くしていた。

「向」口にロープが見えるでしょ。あそこがダム本体予定地です

ダム計画の見直しを求める市民団体「ハツヨウ

「不要」でも生活が

水没地住民は恨み節



滝見橋から見た八ッ場ダム予定地。吾妻渓谷の奥にダム本体の建設予定地を示すロープが張られていた

やJR線が建設中で、高度成長期時代にタイムスリップしたかのような錯覚に陥る。ダムができれば渓谷美は消える。渡辺さんは「首都圏の水は余っているのに、なぜ工事を続けるのか。地元住民の生活はままならないのに」と語る。

四十年続いた反対運動の末、苦渉の決断でダムを受け入れた水没地住民冬には三^{キロ離}離れ五代目主人、樋木ん^(四)は語氣を緩め、「やまきぼし山」に十軒の旅館があり、崖へばりり泉街。十二世紀、が発見したといふ。約一キロ上流の国道の思いは複雑だ。

の思いは複雑だ。
約二キロ上流の川原湯温泉街。十一世紀、源頼朝が発見したとされる名湯。崖にへばりつゝよう
に十軒の旅館がある。「ダムはできても、で
きなくてもいい。求めたのは水没地ではない。最
先は私たちの生活だ」「やまぼし旅館」の手を付けられない。建物は老朽化が進
みが眺められる。移転が進まず、改
修が自慢。だが代替
手をつけられないと注目され、にぎ
盛りもあった。だ
らかに忘れられた「
一「ダムに沈む」と注目され、にぎ
盛りもあった。だ
らかに忘
れられた「
五年(四)は語氣を強めた。と宅地や農地など
冬には二キロ離れた山並 協定を結ぶと、は

改修にも會地へのは現在四十八世帯。三十進む。
木造の温泉』當時は流れ、公共事業の代表格とされるダム建設に向けられる世論は厳しさを増す。九月には、熊本県の蒲島郁夫知事が国だけだ時間だの川辺川ダムに反対を表明した。樋田さんも「ダム中止が大勢である」と理解である」としながらも、一貫して続ける。この補償問題は次

川辺川ダムへの反対表明後、水没予定地の五木村が大揺れた。ダムが中止になれば、代替えの国道や大橋などの基盤整備事業もできないと国交省が脅迫しているからだ。「ならば県が事業継続を」と村は蒲島知事の訪問を拒む。望まないダムを同意させた責任は国にある。「脱ダム」後に協力すべきだ。(呂)

水没地住民は首を
死んでもいいのか

P-26

遊水池の湿地再生と大規模掘削は両立しない

遊水池の自然に大きな打撃を与える大規模掘削計画

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

遊水池の大規模掘削計画と遊水池の自然への影響

第二調節池に第二貯水池をつくる計画がありました。これは利水と治水を目的として1,140万m³の貯水容量を確保するために大規模な掘削を行うものでしたが、十数年におよぶ住民協議会の反対運動もあって、2002年8月に中止が決定しました。

ところが、2003年度になってから、第二貯水池計画のうち、治水容量分の掘削を復活させる計画が浮上してきました。

そして、最近、国土交通省は、乾燥化の方向にある遊水池の湿地再生を兼ねて、治水容量増強の掘削を行いたいと言い出しました。

予定されている掘削容量は500万m³です。その容量を確保するためには第二調節池(5km²)の1/3を3mも掘削しなければなりません。掘削した部分の植生は破壊されますが、それだけではすみません。掘削する部分と残った部分とは3mの落差ができるので、残ったところも地下水が浸出して乾燥化がひどく進み、湿地性の植生が壊滅してしまうことが予想されます。

したがって、500万m³という大規模掘削は湿地の再生と両立するものではなく、遊水池の素晴らしい自然に大きな打撃を与えるものなのです。

わずか3%の治水容量の増強

治水のためということですが、このように大規模な掘削が本当に必要なのでしょうか。渡良瀬遊水池はもともと洪水調節を目的につくられたものです。その洪水調節容量はすでに17,180万m³も確保されています。500万m³とすれば、その掘削計画とは、遊水地の調節容量をあと500万m³増やして17,680万m³にするということなのですが、その増加率はわずか3%でしかありません。500万m³増やした場合、国の計算では利根川・栗橋地点の洪水ピーク流量をわずか1%低減させるだけです。

1998年9月洪水の時でも6割以上の余裕がある遊水池

しかも、国の計算でもあと500万m³の洪水調節容量が必要となるのは、200年に1回という、きわめて大きい洪水が来た時だけなのです。それより小さい洪水の時は遊水池の調節容量は十分な余裕があります。最近では最も大きな洪水であった1998年9月洪水の時でも渡良瀬遊水池の洪水調節容量は6割以上の余裕がありました。200年に1回の洪水より小さい洪水には対応できる治水容量がすでに十分に確保されているのです。

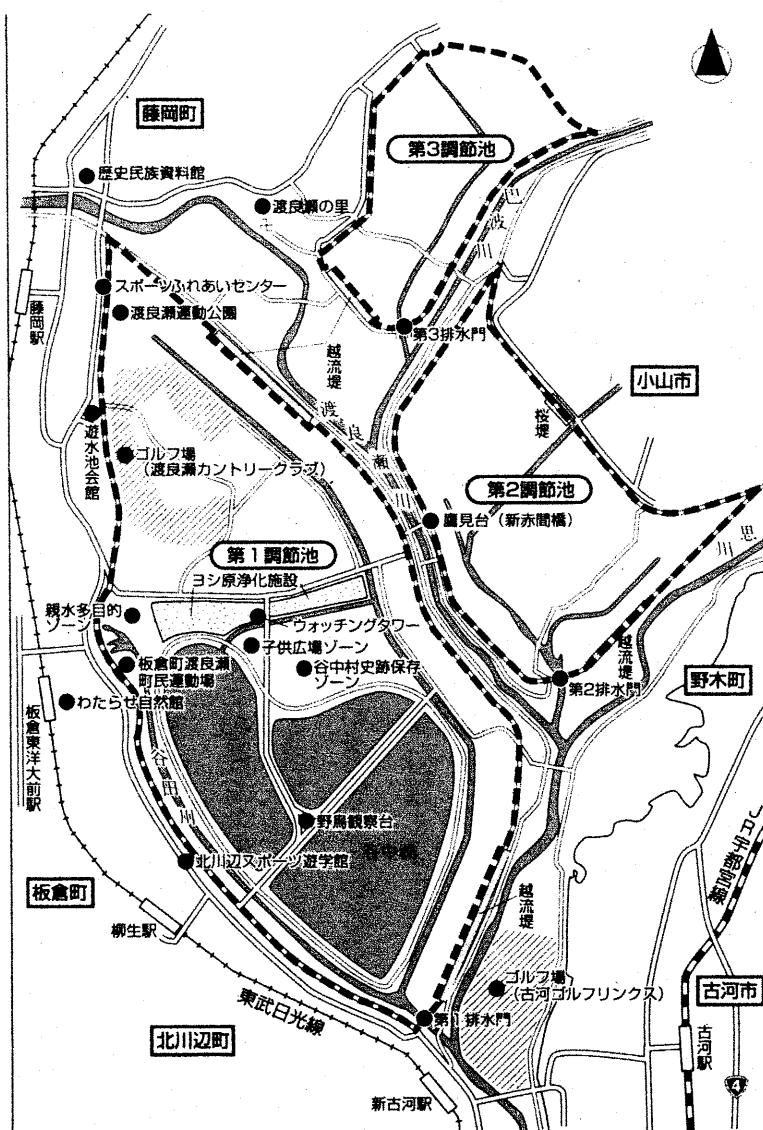
治水容量を増強してもそれが役立つ前に氾濫する利根川とその支川

現在の利根川やその支川は河川の整備状況が国土交通省の話ではいまだに20~30年に1回の洪水に対応できるかどうかという段階です。200年に1回という大洪水が来たら、当然のことながら、遊水池の周辺河川は氾濫する危険が生じてしまいます。遊水池にあと500万m³以上の調節容量を増強してもそれが役立つ前に、周辺河川は氾濫の危険にさらされてしまうのです。

以上のように、治水対策として力を入れるべきことは利根川とその支川の堤防整備や河床掘削を進めることです。遊水池の治水容量の増やすためにその掘削に巨額の公費を投じることは治水対策として誤った選択なのです。

渡良瀬遊水池（面積 33 km²）

（栃木・茨城・群馬・埼玉の県境にある）



浅川穴あきダムの問題点

—住民手続きを欠落させて計画決定—

公共事業と災害を考える会・信州ラプソディー 内山卓郎（長野）

“穴あきダム”は環境にやさしいか？

1、ダム計画の事業者は「ふだん水をためない穴あきダムは環境に優しいダムだ」と強調している。全国のダム計画が住民の反対運動で混迷し始めているためか、貯水型の多目的ダムを治水専用の穴あきダムへ計画変更する事例がふえている。その際、「穴から土砂を流すから生態系の連続性をそこなわない」などと、事業者は利点のみを宣伝して、穴あきダムで局面の打開を意図している。長野県の浅川ダムはそのモデルケースといえる。

しかし、国（国交省）や県の穴あきダムに関する説明は、事実とことなるいくつかのいかがわしさを秘めている。たとえば、穴あきダムは ①洪水時に大量の土砂を貯水池へ残していくこと ②魚の遡上を妨げること ③ダム建設を前提として、貯水ダムと比較して環境にやさしいといっていること ④ダム地点の自然樹林を皆伐すること……など。

これらの事実は、河床型穴あきダム第1号として建設された島根県・益田川ダムや、浅川ダムの模型実験で実証されている。全国に数多く建設されてきた多目的ダムのすべては、堤体の中段か上段に常用洪水吐きをもつ穴あきダムであった。この穴を小さくして河床部へおろしているのが現在の治水専用穴あきダムである。浅川ダムの場合、計画変更前の旧計画について、県は「穴あきダムであった」とは一言もいわない。

2、浅川ダムの水理模型実験と詳細設計

長野県は7～8月、京都府宇治市で浅川穴あきダムの1/25縮尺の模型実験を実施した。この実験は、100年に1度の雨量に相当する水（基本高水の流量）と土砂・流木を流し、①穴から計画どおりの流量がでているか ②高さ1.35m幅1.30mの小さな穴のつまり（閉塞）問題……の2点等を確認し、ダム高さ・貯水容量・穴の大きさなどの諸元をきめて詳細設計に入る、というものだった。が、実験の前提条件にはいくつものおかしさがあった。

- (1) 土砂の粒径——県は根拠もあいまいなまま「最大16cm」の土砂を投入して実験した。ダム地点の上流には粒径50cmどころか1mをこえる礫も点在している。流木については実験でワリバシで代用。根も枝葉もついていない。
- (2) 地すべりと土石流——ダム予定地は地すべり地が集中している中心部。県は2ヵ所で対策をするので地すべりは発生しないと仮定している（奈良県・大滝ダムの事例が参考になる）。土石流については河川勾配の点でダムを直撃することはない、と設定した。過去にダム地点を通過する2度の土石流災害の履歴をもち、19人の死者を生じたこともあるというのに。つまり、二重三重に「穴がつまらない」という前提条件を置いて実施した模型実験なのである。
- (3) 貯水池内に残った土砂——3回の実験結果を見ると、投入された土砂のほとんどは貯水池内に堆砂した。目測によると約90%か。県は穴を通過した土砂量と、貯水池に残った堆砂量を明らかにしていない。貯水量等の結果も発表していない。模型実験の結果報告書は、年度末の09年3月頃に発表するという。

県の発表は、「実験は成功だった。計画どおりの流量を確認できた。穴もつまらない」という趣

旨で成功を強調している。

ところが、県は模型実験を継続して結果報告をまとめないまま、すでに同時併行で詳細設計の作業に入っている。ダム高さ等の計画諸元は変更されていない。

3、浅川ダムの主な経過

- 1971年 予備調査開始。多目的ダムとして。
1991. 3 建設省のダム基本設計会議を経てダム軸（ダム地点）とダム形式を決定。
2002. 6 田中康夫前知事が00年11月に一時中止、01年2月の「脱ダム宣言」を経て中止と決定した。
2007. 2 村井仁知事により治水専用穴あきダムとして復活。計画決定と建設実施の方針を発表。
- 4～7月 浅川ダムを骨格とする河川整備計画の原案発表。住民の公聴会を開き、学識経験者の意見を求める。
8. 22 国が浅川の河川整備計画を認可。
2008. 7～8 概略設計に基づき浅川ダムの水理模型実験実施。09年度の予算概算要求17億円。09年度にダム本体の建設着工を予定。

○ 現在の計画内容——長野県の国庫補助・治水専用ダム

ダム高さ53mの重力式コンクリート、河床式穴あきダム（穴1.35m×1.30m×1門）
総貯水量110万m³。総事業費380億円（すでに付け替え道路等で約200億円を支出済）

4、計画決定手続きの瑕疵と違法性

河川法第16条二は、河川整備計画の案の作成段階において「関係住民の意見を反映させる措置を講じなければならない」という住民への手続きと、「学識経験者の意見を聽かなければならない」と定めている。

浅川の河川整備計画は、07年2月、まずダム計画の決定と建設実施の方針を資料付きで突如発表し、その後70日後に河川整備計画の原案を発表。その後で、公聴会開催等の住民手続きと、学識経験者11人を選定して意見を聞く手続きを探っている。（3.の主な経過を参照）

先に計画決定があり、あとから関係住民と学識経験者の意見を聴いている。法に照らすと、計画を決定するまでの手続きが逆であり、明らかに重大な瑕疵（傷）をもつ違法な手続きとしか判断できないのである。

問題は、①事業者（官）が大学教授等を選び、学識経験の委員を選んでいること。②法の定めを満足させるためだけに2回の公聴会を開催したが、「意見を反映させる措置」とはならず、公聴会そのものを完全に形骸化させていること（浅川では半数以上の人々がダム計画反対であった）。原子力発電計画や都市計画の公聴会と全く同じである。（10. 21）

太田川ダム堤体上流側表面に亀裂130カ所

静岡県からの報告

08.10.23

太田川ダム研究会

最初の写真は08年10月3日午前10時前後に展望台から撮影された。

直ちにダム事務所に情報の提供をもとめ、湛水試験開始の翌日17日によく亀裂の数、分布、幅、深さが明らかになった。静岡県は空港の立ち木問題もそうであるが、これまでに2004年のダムサイト左岸の岩盤すべり、2006年の骨材問題（後出）について、事業の継続にとって都合の悪いことはひた隠しにし、市民団体の情報開示請求で発覚するまで公表する事が無かった。このクラック問題で3度目である。

これについては今月7日の静岡県議会建設委員会で民主党議員が写真を示して質問したが、県庁の河川砂防局は現地ダム事務所からの報告をうけておらず、なにも答えられなかった。

翌8日、河川企画室は130カ所に亀裂が発生しており、最長が24.5m、最大深さ70cm、幅0.2mm以上で補修を要するのが5本、原因はコンクリートが固まる際に発生する水和熱に起因する温度ひび割れと回答してきた。又このような現象は一般的にある事で、このダムに限った事ではないという見解を示した。

しかしこれは明らかにおかしい。今日では水和熱に対する対策は確立しており、誰に聞いてみてもこんな多数のひびわれが発生するのは見た事は無いという。温度クラックなら直線的、等間隔に発生することがコンクリート企業のマニュアルにのべられているが、このダムのばあいにはダム上半部では不規則であり、目地を斜めに切っている場合が多い。又主要なクラックが上記の5本を含め左岸に集中している傾向がみられる。私どもは今、コンクリートとダムの研究者、技術者にアンケートを送って回答をお願いしているが、今までにあった返事は全て原因は他に求めるべきとのことである。考えられる可能性は大別して二つある。

1 堤体の構造と材質

当初太田川ダム建設に必要なコンクリート用骨材には、上流に開発された原石山（砂岩、泥岩、頁岩からなる）の原石を使用することになっていた（事業費約40億円で、のち談合疑惑で有名になった住友、若杉、正光JVが落札）。しかし品質が粗悪で、外界からの強い影響を受ける外部コンクリートには使用できないことがわかり、急遽天竜川産の骨材を導入することになったことが太田川ダム事務所を問いつめた結果判明した。その割合は05年6月26日の段階で

原石山産骨材 22,400m³ (内部コンクリート用)

天竜川産骨材 1,300m³ (外部コンクリート用)

であることが「情報提供」の形で明らかになった。

堤体の厚さが基部で5.6m、高さが7.0mあるのに対し、外部コンクリートの厚さは2mでいわば薄皮饅頭の様な構造である。外部からの影響（気温の変化、荷重など）

が、表面と内部で材質の大きく異なる堤体に作用したばあい表面に強い応力が発生する可能性はないか。また国土問題研究会調査団の調査によると、原石山産の原石は一見亀裂が無いようにみえるが内部には無数のヘアクラックが認められ、荷重がかかるとこのクラックが開いて、体積が膨張する可能性がある。当然薄皮には亀裂が入るであろう。またコンクリートの権威と言われるある大学の名誉教授は内部の骨材の質が問題で、すでにアルカリ骨材反応が起きている可能性を指摘している。(コンクリートのガンとも言われ、かなり早い時期からおきることもあるとのこと)。これが事実なら堤体にとっては致命的である。

2. 堤体を支える岩盤の変位

堤体基部、あるいは左右のアバットを支える岩盤の変形性や変位が堤体に異常な応力を発生させている可能性。

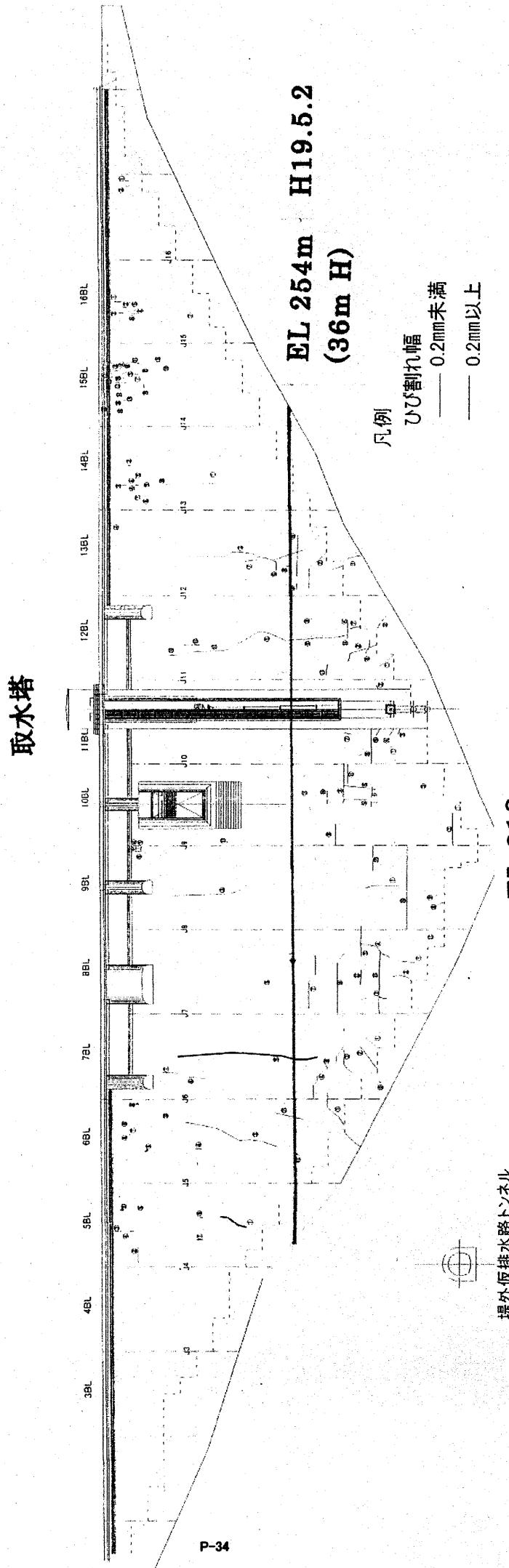
堤体下流左岸の斜面が4年ほどのあいだに水平、垂直300mmに達する変位を起こしていたことは市民団体の情報開示請求によって初めて明らかにされた。ダム事務所は「現在変位は収まっている」と懸命に主張しているが、本年1月27日にダムサイトから2km下流の亀久保地区でM4.1とM4.2を含むM1以上だけで50回の地震が発生する数日前に100カ所近い両岸下流斜面の変位観測点で不可解な変位*が起きた。その原因を5月9日に質問されたとき、ダム事務所の技監は回答ができず、「変位測定系ももう大分老朽化しているので」等と陳弁している。老朽化が事実で何が起こっているのかわからないのなら、そのようなシステムの測定結果からでは変位が収まったかどうかわからぬのではないか。

ある事業関係者が「アンカーボルトを打った斜面の変位は止っているが、その外側下流の地山は動き続けているので、コンクリートを打つたびにクラックが発生し、そのたびにセメントミルクを注入してきた」「もうこのダムはだめだよ」と証言したことは印象的である。

- * 斜面に沿って岩盤が滑り降りるときは水平と垂直両方向の変位は必ず同時に起きるはずである。ところがこの地震のおこる12日前の1月5日から左岸の幾つかの観測点で一斉にまず水平変位(大半は一過性)が起きた。また光波発射点と同じく右岸にあり、今まで動いた事のなかった基準点(上流A-99と下流A-100)までが動いた。ところがそれに対応すべき垂直変位はおこらず、1月12日前後から殆どの観測点で一斉に沈下が記録されている。そのままに受け取れば、観測された変位は表面の滑りではなく、山のかなりの範囲がまず水平に(一過的に)うごき、7日後に沈降したとしか考えられない。

東海地震の際に予想される大災害を予測して、私どもは再三静岡県に湛水の中止を要請してきた。にもかかわらず県はこの16日から湛水を強行している。上流面が水没すればクラックの進展状況は調査不能になる。私どもは今後も湛水の中止を求めて運動を進めて行く方針である。

4. ひび割れ調査結果
4-1 目視調査



堤体上流面目視調査ひび割れ位置図

徳山ダムの水を「有効利用」する木曽川水系連絡導水路なんかいらない！

1 長良川を「用水路」に変える木曽川水系連絡導水路「上流分割案」

今年5月に「本格運用」に入った徳山ダムは、現状では貯めた水の使い道はありません。2004年に、国（中部地整）・岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市三県一市による「徳山ダムに係る導水路検討会」が設置されました。96年、名古屋市が表明した水利権の半分「返上」分を「渇水対策容量」としたことにより、徳山ダム建設費の税金負担分が増え、「異常渇水時の河川環境改善」なる目的を導水路事業計画に付加する理由ができてしまいました。08年3月に策定された木曽川水系河川整備計画は、“水余り”的木曽川水系に、全国に先駆けて（国費投入で）「超過渇水対策」を施すというおかしなものです。

06年8月の導水路検討会【第6回】で、揖斐川から木曽川（犬山上流）へ直径約4mのトンネルで約44kmを結び、 $20\text{m}^3/\text{s}$ を流す「上流案」（=平常時は愛知県と名古屋市の都市用水として $4.0\text{m}^3/\text{s}$ を流し、渇水時には河川環境改善のために $20.0\text{m}^3/\text{s}$ を流す）が合意されました。

そして昨年（07年）8月、導水路検討会【第7回】で、導水の一部を長良川（岐阜市の鵜飼場の直上流）に放流し、下流岐阜県羽島市付近で木曽川へ送るという「上流分割案」（建設費890億円、2015年完成）というものが、いきなり発表されました。この「上流分割案」では、名古屋市工業用水分 $0.7\text{m}^3/\text{s}$ を長良川に常時流し（=長良川を工業用水路として利用する）、渇水時には $4.7\text{m}^3/\text{s}$ の水を長良川に流します。94年渇水を想定すると、鵜飼が行われている中流域では三分の一以上の水が揖斐川のダム群からの冷たく濁った水になってしまいます。

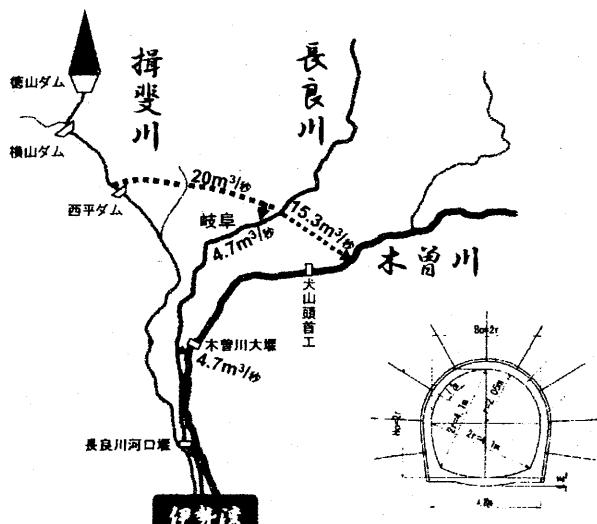
国は「渇水時の危機管理、環境改善のため」と言います。上流に大ダムのない長良川は94年の大渇水時にも枯渇せず、環境被害もありませんでした。また、長良川に渇水時導水されるこの水のうち $4.0\text{m}^3/\text{s}$ は、「木曽川河口部のヤマトシジミのため」の維持流量の一部とされます。河口堰で長良川のヤマトシジミを絶滅させたことは「漁協に補償したから（構わない）」と言いながら！到底納得できない「案」です。

2 真のねらいは長良川河口堰の上流での取水

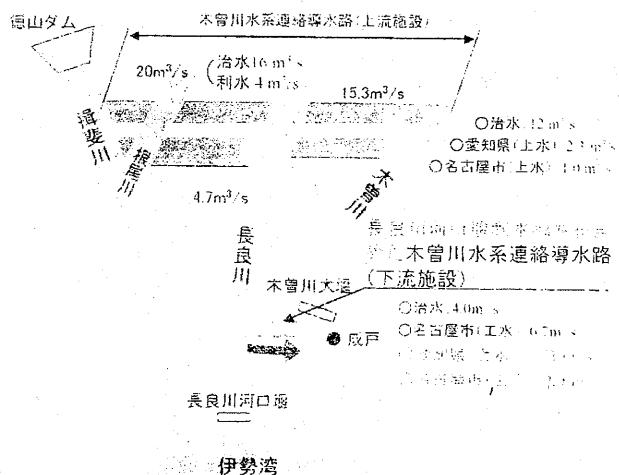
「長良川を利用した導水路」計画のねらいは、「長良川の環境改善」ではなく、現在はほとんど使われていない長良川河口堰の取水に道を開くことだ、と私たちは考えずにはいられません。

名古屋市上下水道局が07年12月議会に出した資料では、【（4）長良川河口堰の水利用／木曽川水系連絡導水路と長良川河口堰利水導水との連携】が謳われています。つまり「木曽川水系連絡導水路・下流施設は、長良川河口堰の取水施設としても利用する。そうすれば（長良川河口堰独自の導水路を造るより）経済的だ」という論理です。しかし、これまで長良川河口堰の取水は「堰の直上流から」とされてきました。河口堰湛水域であっても、完全な貯水池とは違います、「長良川の環境へ影響が懸念される」から、堰の直上流から取水することになっていたのです。この最低限の節度（ルール）さえ変えようとしている！！

6月12日、愛知県企業庁水道部と名古屋市上下水道局計画部の連名で要望＝「木曽川水系連絡導水路の利水参加について」が、07年1月23日（導水路検討会第6回の5ヶ月後）に国に出され



<名古屋市上下水道局資料>



ていたことが表に出ました。曰く【「上流ルート案」を基本としたうえで、一部治水分を長良川からの中流取水へ分割し、長良川河口堰分の利水取水と兼用した導水路とする】【木曽川水系連絡導水路については（中略）徳山ダム、長良川河口堰と一元的な建設と施設管理がなされることが望ましい】。愛知県・名古屋市は「（上流分割案は）この要望の沿ったもの」と堂々と言います。しかし、国は「河口堰取水とは別問題」と言い、岐阜県は「河口堰の岐阜県の範囲での取水は認めない」と言います。真実は市民に明らかにされていません。

3 果たされていない「説明責任」

歴々と建設へと向かう導水路事業

国（中部地整）は、07年12月の木曽川水系河川整備計画原案の住民意見聴取の段階になっても、長良川が市の中心部を貫く地元・岐阜市住民にさえ、何の説明もしようとしませんでした。

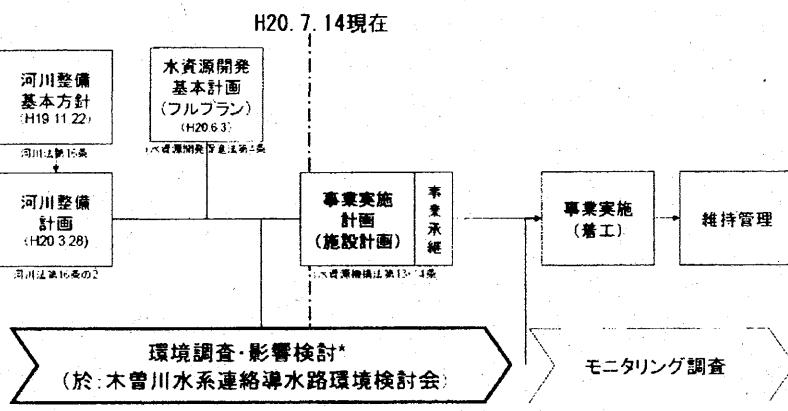
3月、私たちは岐阜市会・県会・岐阜県選出国会議員全員にアンケートを行いました。市会では全会派の6割超の議員から回答があり、「議会や市民への説明が十分に行われた」と回答した議員はゼロ、「不十分である」と回答した議員は約7割。県会・国議員とも同様の傾向でした。

私たちは、国に対し4月、5月に市民への説明会を開くよう交渉をし、6月の岐阜市議会に「国の説明責任を求める」請願を出しました。そうした中、国は地域限定の密やかな地元説明会や、“導水路”という言葉のない「ふれあいセミナー」参加者を一般募集して、誤魔化そうとしました。

私たちの強い抗議により、中部地整は急遽「第2回ふれあいセミナー／木曽川水系連絡導水路事業について特に集中的に意見交換する」を6月29日に開催。会場いっぱいの130名の参加がありました。長良川市民学習会で講師やパネラーを務めた全ての学者・研究者が発言し、導水路事業計画への疑問・疑念を、資料を示して説明しました。当初「質問に答える」としていた中部地整は応答できず沈黙。司会者も立ち往生して「意見交換」にはなりませんでした。地整側も不手際を認め、ホームページでの回答や後日の再度の開催を約束しました。8月末に出されたホームページ上の「回答」はお粗末でした（私たちの「国はこう回答をしている」との指摘を受けて、岐阜県は慌てて「訂正申し入れ」を行い、国が謝罪・訂正を行うというドタバタぶり）。9月22日の中部地整交渉で、私たちは真っ当な説明も回答もないことを再び鋭く追及しました。地整側は「説明責任を果たす」と口では約束しましたが、「内部調整がつかない」と、いまだ何の対応もしていません。

その一方で「建設」に向けた手続は着々と進めています。6月3日、国は「木曽川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）の一部変更で、「木曽川水系連絡導水路事業」を、「供給の目標を達成するため必要な施設に関する基本的な事項」に位置づけ、事業主体を独立行政法人水資源機構（旧水資源開発公団）

としました。右図は、7月14日に開催された第5回木曽川水系連絡導水路環境検討会説明資料を抜粋コピーしたもので、着工への手続きを表しています。国土交通省から水機構への事業承継は



水資源機構が作成する事業実施計画に対して利水者（水道事業など）の意見聴取・費用負担の同意、関係県知事の協議の手続きを経て国に認可されます。9月3日に（水資源機構の）事業実施計画を国交大臣が認可しました。翌4日に事業承継され、水資源機構は直ちに「木曽川水系連絡導水路建設所」を設置しました。市民に（議員にも）まともな説明もしないまま、「予算は消化する、既成事実を積み上げる」という相変わらずの手法です。

4 残念としない岐阜県と2万5000筆の署名

岐阜県は、3月の「木曽川水系河川整備計画案への意見」で、「…また、木曽川水系連絡導水路による環境への影響が明らかになった時点で、再度岐阜県の意見を聴かれたい。それまでは、工事に着手しないこと」とし、私たちの動きを”気にする”姿勢を示しました。しかし7月28日の岐阜県河川課への要請行動では、堂園課長は、長良川に導水することになった経過についてあやふやな回答に終始し、水資源機構の事業実施計画に対する8月11日付の岐阜県知事回答では、「導水先の河川環境に配慮し、これに必要な施設の設計を行うことを条件に、異議ありません。」となっています。「着工を認めない」姿勢はどこへ行ってしまったのでしょうか？

私たちは、9月の岐阜県議会に対し「長良川に徳山ダムの水を流す上流分割案の合意撤回を求める請願」を、

2万3489筆の署名とともに提出しました（その後も署名は届き、合計2万5000筆を超えていました）。

「愛知県や名古屋市と相談せずに岐阜県だけで合意撤回は難しい」という理由で不採択になったものの、この動きが岐阜県に与えた影響は大きなものがあります。

<長良川市民学習会日誌> 2007.12～2008.10

2007年

12月17日 第1回準備会・実行委員会

2008年

1月14日 第1回市民河川調査

1月16日 朝日新聞岐阜県版に全面意見広告掲載

1月16日 第1回市民学習会

「ダムが河川に及ぼす影響」

1月18日 岐阜市役所交渉、岐阜市職労へ申し入れ

1月18日 木曽川水系河川整備計画公聴会に参加

2月12日 名古屋市会議団、愛知県議団に要請

2月19日 岐阜県河川課交渉(第1回)・教育委員会へ要請

2月24日 導水路計画現地調査

3月01日 議員アンケート発送

3月23日 第2回市民学習会

「ヤマトシジミに導水路は必要か」

「ありもしない水需要と、信じられない財政負担」

3月28日 木曽川水系河川整備計画策定

4月22日 中部地整木曽川上流河川事務所交渉(1回目)

4月29日 長良川中流域現地市民調査

5月10日 鵜飼開き(11日)にあたりアピール発表

5月11日 内ヶ谷ダム予定地(亀尾島川)探索会

5月19日 中部地整交渉(2回目)

6月03日 第3回市民学習会

「長良川の環境改善ってホント？」

6月03日 木曽川フルプラン一部変更

6月04日 岐阜市議会へ「請願」提出

6月23日 岐阜市議会で請願不採択

6月27日 ホームページ開設

6月29日 第2回ふれあいセミナー(岐阜市民会館)

7月12日 アピール行動(川下り&バーべキュー)

7月21日 導水路勉強会「水資源計画の欺瞞」

7月28日 岐阜県河川課交渉(第2回)

8月05日 第2回市民河川調査(西平ダム・長良古津)

9月02日 岐阜県河川課交渉(第3回)

9月03日 「木曽川水系連絡導水路に関する事業実施計画」認可

9月04日 事業承継、水機構木曽川水系連絡導水路建設所設置

9月22日 中部地整交渉(3回目)

9月24日 2万3489筆の請願署名を岐阜県議会に提出

10月09日 「合意撤回」請願、岐阜県議会で不採択

10月15日 第4回市民学習会

「長良川の魚たちは、いま？」

5 力を合わせてSTOPさせよう

今、国は「水系総合運用」構想を打ち出しています。「水利権のあり方を見直し、限られた水資源を効率的に使う」「新たな水源開発施設建設は極力抑制し、既存施設の有効利用を図る」。総論としては結構な話です。しかし各論となると、この木曽川水系連絡導水路計画のようなもの、つまり【大都市圏、愛知・名古屋でいつでもジャブジャブと水が使えるように、渴水時には木曽川上流ダムの水を温存し、長良川や揖斐川の水を先行して使う。そのために環境破壊的な土木建設事

業を行う。大量に余っている愛知県の農業用水には手もつけない】に変じてしまうのです。

1997年河川法改正で第1条に加わった「河川環境の整備・保全」さえも、河川環境破壊の土木事業を強行する理由に使われています。こんな馬鹿な話を許してはなりません。

水は、川は、みんなのものであり、次の世代に生きる人たちに大切に手渡すべきものです。

全国の皆さん！ ムダで環境破壊を引きおこすだけの「建設事業」を力を合わせてSTOPさせましょう！

(08.10.24)

「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習会実行委員会
事務局 武藤仁

~ ~

「偽」完成 徳山ダムー問題は次々と発生し続いているー

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

徳山ダムは、08年4月22日に試験放流を開始し、5月5日未明に試験放流を完了して「本格運用」に入りました。完成検査は6月25日に済ませ、10月13日には、国土交通大臣、河川局長、岐阜県知事、愛知県知事らも出席して「竣工式」が行わました。

しかし、徳山ダムは法的には完成していません。2004年に事業費大幅増額+治水分アロケ増大をやったので、「治水分」を国が支払い切れていないからです(年々痩せ細る国土交通省河川局官僚裁量のお財布=社会資本整備特別会計・治水勘定(旧治水特別会計)が回らない)。国交省は「概成」なる用語で、この状態を正当化しています。

2004年木曽川フルプラン全部変更では「工期 昭和48年度から平成19年度まで」となっていたのを、今年6月3日のフルプラン一部変更で「工期 昭和48年度から平成23年度まで」としました。ただし、概成は平成19年度としました。が、フルプランに連動するはずの事業実施計画は、現時点(08.10.24)では変更認可が間に合わず、「平成19年度中に完成する」という2004年の事業実施計画がまだ活きています。

建設中は「事業実施計画で定められた工期

を延ばすわけにはいかない」と、環境配慮も安全配慮もすべて蹴散らして工事を強行するのに、自分の都合で計画通りに行かないときは、言葉遊びのような誤魔化しをやるのです。

錚々たる出席者のあった「10.13竣工式」につき、主催者たる水資源機構はホームページに事前の発表をしませんでした(報道に投げ込みをやったのに報道発表資料にアップせず)。約束を反故にされた旧村民の中には、国や水機関への根深い不信があり、本来は代表的な立場の人が出席拒否をするなど、およそ祝福されないものとなってしまったからです。

当会は、【08.10.11付声明ー10.13「徳山ダム建設事業竣工式」に寄せて】を出しました。

徳山ダム集水域のイヌワシ・クマタカを頂点とする生態系は、湛水によって大きなダメージを受け、そして今この瞬間も苛まれています。

当会は、「徳山ダム」によって発生し続ける多くの問題(生態系破壊、岐阜県の財政問題、木曽川水系連絡導水路問題etc)を、監視・追及し続けます。これまでの全国の皆さんのご支援・ご協力に深く感謝するとともに、引き続きのご支援・ご協力をお願ひいたします。

(08.10.24)

新HP始動:徳山ダム建設中止を求める会公式ホームページ <http://www.tokuyamadam-chushi.net>

内海ダム最前線

●内海ダム再開発事業とは

現在の内海ダムは小豆島寒霞渓を源流として内海湾に注ぐ全長3996㍍の別当川にある。昭和34年に竣工した内海ダムは堰堤長147㍍、堰堤高21㍍、総貯水容量17万トンのコンクリート堤体に土石で補強した小さなダムである。昭和36年に管理者が持ち場を離れ洪水管理が出来なかったことによる越流が起きている。昭和51年には未曾有の大災害が小豆島を襲い39名もの尊い人命が奪われたが、幸いにして別当川流域では死者は発生しなかった。しかし、後にこの災害が端緒となり内海ダム再開発事業として利水・治水両万からダム建設が進められている。

その規模は、堰堤の長さ447㍍と川の全長の一割を超える、堰堤高42㍍、総貯水量106万㌧となるが、出来上がるダム湖は奥行きよりも幅の方が広いという異様な形のダムである。

起業者 香川県及び小豆島町（旧内海町） 補助ダム

平成 8年 調査開始

平成 9年 調査補助事業採択

平成11年 河川整備基本方針

平成12年 河川整備計画

平成14年 補助事業採択・着工（詳細調査・実施設計・付帯工事）

平成20年 3月19日 収用法適用事業認定申請

●収用法認定申請を反対地主に伝えたのは縦覧期間終了3日前

香川県は、既に97%の地主の同意を得たとして、収用法適用事業認定申請を行った。これに先立ち、昨年2月に反対地主たちは代理人弁護士をたて用地に関する交渉の一切は代理人によるものとして起業者香川県及び小豆島町に通告していた。ところが、起業者らが代理人弁護士に縦覧を行っている旨を通知してきたのは縦覧期間終了のわずか3日前のことであった。すぐに住民等は公聴会開催請求及び意見書を提出したが、十分に対応する時間は得られなかった。

●事前買収交渉もなし

収用法認定申請には、話し合いによって用地取得を目指すが念のために収用法適用事業として認定を受けておくとされており、詭弁としか言いようがない。事実、収容法認定申請までに地主代理人に対して一度挨拶に訪ねただけで、用地買収交渉は一切行われていない。

●公聴会にて暴言 推論は認めない・討論には応じない

反対地主等は「公開討論」の開催を繰り返し求めているが、香川県はこれを一切拒否。その理由を十分に説明しているからとしている。しかし、実際には流域の一部で説明会等が開かれたに過ぎず、それも反対住民をなれば排除しながら進められている。

公聴会においても香川県は「推論は認めない」「聞いても仕方がない」などの暴言が目立ち、「それなら公開の場で討論を」との遠藤公述人の要求に対して「公開討論は開かない」「知事の意向だ」と理由にならない否定を繰り返すのみ。

●収容申請後になって初めての用地交渉

申請及び公聴会の後になって始めて香川県は用地買収交渉を反対地主の代理人に対して申し入れたが、交渉当日地主等の質問には答えられなかった。住民との公開討論に応えられないのなら第三者主催のシンポジウムを開催してはどうかと住民側代理人から提起。現在その回答を待っている。

●県庁内では裁判対応人事を布陣

香川県は、内海ダム再開発事業の是非が司法の場に持ち込まれることを想定しており、そのための人事を既に終えている。起業者等は、裁判になれば「法廷で説明する」として一切の話を拒否することが考えられ、公共事業は「工事差し止め」の仮処分対象とならないことから、裁判に持ち込まれれば係争を長引かせ、裁判を盾に議論を排除して工事を淡々と進め判決前に完成を目指すことが考えられる。現に県庁内部から「裁判になってくれた方がよい」という声が漏れ聞こえてくる。

収用法適用事業認定を何とか食い止めることが現時点での最大の課題であり、事実公聴会に於ける推進の意見は多分に雰囲気であり、合理的な理由は見あたらなかった。一方反対住民等の公述には科学的な根拠を示す物も多く、国土交通省としても採択しにくい事業であることは間違いない。内海ダム再開発事業は現在最も大きな岐路にある。

平瀬ダム問題

1 平瀬ダム概要

- ・河川名 錦川（2級河川）
- ・所在地 山口県岩国市錦町
(錦帶橋から北へ約30キロ)
- ・事業者 錦川総合開発事務所
- ・総貯水量 2950万立法メートル
- ・形式 重力式コンクリートダム
- ・ダムの目的 主に治水
- ・総事業費 740億円 (S43年計画当初 300億円)
- ・現在の状況
 - 転流トンネル工事 約9割完成
 - 来年3月、本体工事競争入札
 - 来春、本体工事着工予定

2 問題点

- ・ダムありきで他の治水法を検討していない
- ・平瀬ダムに頼りきった河川計画により、3年前の台風14号で大洪水となった
- ・その際、上流の菅野ダムの一勢放流が洪水を増長
- ・ダムのない木谷川の清流を堰き止め、水質、自然環境、名勝地「猿飛びの石庭」など、自然財産の損失となる
- ・台風14号後に行われた、激特事業は局地的であり効果がない

3 解決策

美しい自然環境と人々の暮らしを守る為に、ダムに頼らない、
緑のダムや河道整備等の河川計画に変更が必要

4 この一年の活動内容

- 昨年11月 平瀬ダム白紙撤回署名 2277名 提出
- 3月 北海道 平取ダム反対団体の申し入れに同行
- 4月 「アースデイ 濑戸内」 反平瀬ダムの資料ブース設置
- 7, 8月 地元市議、県議と計3回現地視察
- 9月 「瀬戸内の海と川と平和を守るウォーク」を主催
上関原発、平瀬ダム、米軍再編問題を訴え、広島平和公園から山口県庁まで150キロ完歩
- 県庁到着後、知事に申し入れ
- 10月 ウォーク申し入れについての、再質問状を申請中

5 今後の活動予定

- ・現在2回目の署名提出を検討中
- ・来春、平瀬ダム予定地から、錦川の水で豊かな漁場となっている、祝島まで漕ぐ「パドリング フォー ピース」を企画中
- ・来月 共同代表 嶋津様 視察予定

美しい川を後世に残す為に、出来るところから、活動して行きます

作成者 美しい錦川を未来へ手渡す会 代表 吉村 健次

〒740_0501 山口県岩国市美川町小川420_10_202

電話 0827_76_0303 Mail neo-kenji@car.ocn.ne.jp

共通課題の資料

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸問題

1 河川整備基本方針

全国の一級水系 109 水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は表 1 のとおり、2008年10月現在で 103 水系である（国直轄区間）。未策定の水系は大和川（奈良県等）、日野川（鳥取県）、吉井川（岡山県）、小瀬川（広島県等）、渡川（四万十川）（高知県）、六角川（佐賀県）である。

二級水系の河川整備基本方針の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。なお、一級水系の都道府県管理区間（指定区間）は河川整備計画のみが策定されることになっている。

（1）従来の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量（最大洪水流量の想定値）の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによって本来は不要なダム建設を進める口実をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは 25～40 年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40 年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまつたため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

103 水系における河川整備基本方針の基本高水流量の設定状況は表 1 のとおりで、基本高水流量を従来の値より小さくした水系は皆無である。

工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲した水系	91 水系
工事実施基本計画の基本高水流量より大きくした水系	12 水系
工事実施基本計画の基本高水流量より小さくした水系	0 水系

（2）河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針（利根川、多摩川などの多くの水系）

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実に実施することが困難な計画になっていることが多い。たとえば、多摩川は基本高水流量（石原地点）が毎秒 8, 700 m³、計画高水流量が 6, 500 m³ あって、洪水調節必要量が 2, 200 m³ であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2, 200 m³ の洪水調

節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならない。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。(表2参照)

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³(石原地点)、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国交省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げる、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針(球磨川水系)

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけが大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくとも川辺川ダムを前提とした内容になっている。

従来の工事実施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000m³/秒、計画高水流量が4,000m³/秒で、既設の市房ダム(400m³/秒の効果)と新設の川辺川ダムで3,000m³/秒の調節を行うことになっていた。現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900m³/秒であるから、工事実施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっていた。

河川整備基本方針はこの基本高水流量と計画高水流量をそのまま踏襲したため、川辺川ダムの名を記載しなくとも、工事実施基本計画と同様、川辺川ダムを前提としたものとなっている。

したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設を中止させるためには河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の数字を見直すことが必要である。

2 河川整備計画

全国の一級水系 109 水系のうち、今までに河川整備計画が策定された水系は表 2 のとおり、2008 年 10 月現在で 42 水系である。

二級水系および一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の河川整備計画の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。

(1) 河川整備計画の内容

① 計画目標流量

策定された一級水系の河川整備計画の内容を見ると、表 2 のとおり、42 水系のうち、29 水系が計画目標流量（想定最大洪水流量）として戦後最大流量または観測後最大流量を採用している。ただし、戦後最大流量や観測後最大流量といつても、実際の観測流量そのものではなく、計算流量であったり、氾濫戻しを加えたりして、実際の観測流量よりかなり水増しされていることが多い。

その他の計画目標流量のきめ方として戦後第三位流量とか、既往最大流量などがあり、20~30 年間に達成可能な流量、ダム計画を位置づけられる流量などの面から、それぞれの水系の状況に合わせて、計画目標流量がきめられている。

計画目標流量と河川整備基本方針の基本高水流量との関係を見ると、19 水系の計画目標流量は基本高水流量の 8 割以下、34 水系が 9 割以下になっており、基本高水流量が達成困難な過大な数字になっていることを物語っている。基本高水流量との比が最も小さいのは、上述の多摩川の 52%、次いで岩木川（青森県）の 53%、三番目が由良川（京都府等）の 55% である。

② ダム計画

42 水系のうち、27 水系でダム計画（ダム再開発、遊水地を含む）が河川整備計画に盛り込まれている。

多くの水系では整備計画の計画目標流量が基本高水流量よりもかなり小さくなっているにもかかわらず、すでにダム計画がある水系ではダム計画がしっかりと整備計画に位置づけられている。

特に、27 水系のうちの 11 水系では、計画目標流量が河川整備基本方針の計画高水流量（河道で対応する最大流量）を下回っていて、整備計画段階で河道の整備を優先的に進めれば、ダム計画が不要になるにもかかわらず、逆にダム計画を優先する計画になっている。

(2) 河川整備計画の策定における住民参加

① 住民に開かれた淀川水系流域委員会（2001 年 2 月～）

流域委員会の委員：一般から委員の一部を公募

流域委員会の運営：委員が自主的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当

公開性：会議、会議資料、議事録等は原則としてすべて公開

流域委員会の会議：傍聴席からも意見を述べる時間がとられてきた。
2003年1月 流域委員会が淀川水系5ダムの原則中止を提言
2008年9月 流域委員会が4ダムは効果が限定的で緊急性は低く建設は不適切とする最終意見書をとりまとめ
〔注〕5ダムのうち、余野川ダムはすでに整備計画の段階では実施しないことになっている。

② 住民の意見を封殺した肱川水系流域委員会（2003年11月～2004年3月）

（肱川：愛媛県）

流域委員会の委員：四国地方整備局が人選
流域委員会の回数：たった4回で終了（委員会としての意見をまとめるにもなく終了）
公聴会：たった1回
四国地方整備局が山鳥坂ダム計画を含む河川整備計画をごり押しした。

③ 流域委員会を設置しない吉野川水系（2006年6月～）

四国地方整備局は流域委員会を設置せず、意見を聞く三種類の場を設けて今まで3回開催してきている。

- i 吉野川学識者会議 治水、利水、環境などの学識経験者18人で構成
- ii 吉野川流域住民の意見を聞く会
上流域2ヵ所、中流域1ヵ所、下流域4ヵ所で開催する。
- iii 吉野川流城市町村長の意見を聞く会
上流域、中流域、下流域のそれぞれで開催

住民の意見を聞く会の第1回は2006年6～9月、第2回は2007年1～2月、第3回は2007年11～08年2月に開催された。流域住民の意見を聞く会は公聴会ではなく、住民と河川管理者が意見交換を行う場となっているが、その意見交換が整備計画の内容にどこまで反映されるのか、定かではない。聞く会の議事進行（ファシリテータ）はNPO法人コモンズに任せられている。

④ 住民の意見を公聴会だけで終らせようとする利根川水系（2006年11月～）

関東地方整備局は住民を排除した有識者会議を設置し、住民の意見は公聴会のみで聞く方式を強行している。

利根川水系の有識者会議（5ブロックごとに開催）

利根川・江戸川（委員18人）、渡良瀬川（12人）、鬼怒川・小貝川（13人）、霞ヶ浦（13人）、中川・綾瀬川（10人）

当初は有識者会議を3回程度で終らせ、その後、公聴会を1回開いて終わりにする予定だったようだが、第1回有識者会議でマスコミ系委員から住民排除のやり方に対して強い異論が出たので、関東地方整備局は公聴会の開催回数を増やさざるを得なくなった。しかし、公聴会の開催回数を増やしても、議論の場に住民を参加させないという点では基本的に何も変わっていない。

2007年2～3月に開かれた公聴会（全体1回、ブロック別18回）で住民から厳しい意見が出たためか、その後、整備計画策定の動きが表に出てきていない。

[補足] 都道府県が策定する河川整備基本方針と河川整備計画

(1) 二級水系の場合

都道府県が河川整備基本方針と河川整備計画を策定する。

策定に当たって都道府県知事は国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。(河川法第七十九条)

仮に都道府県が河川整備基本方針で従来の基本高水流量(工事実施基本計画の値)を切り下げようとしても、国土交通省の同意という関門がある。その結果、二級水系の場合も基本高水流量はほとんど従来の値かまたはそれより大きい値が設定されている。

(2) 一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の場合

都道府県は河川整備計画のみを策定する(河川法施行令第二の二)。国が策定する一級水系の河川整備基本方針は国直轄区間だけであるので、指定区間は基本方針がないままとなる。なお、改正前の河川法でも、工事実施基本計画の策定は都道府県への委任事項から外されていた。

都道府県はこの河川整備計画の策定に当たって、国土交通大臣の認可を得なければならない。(河川法第七十九条)

国は河川整備計画の認可に際して都道府県に将来の目標流量(基本高水流量)も聞き、従来の基本高水流量^[注1]を下げることがないかどうかをチェックしているようである。

長野県の浅川(一級水系・信濃川水系の県管理区間)で浅川ダム計画が復活した背景として、浅川の河川整備計画に対して国の認可が下りなかつたことがあるとされている。

[注2]

[注1] 従来の基本高水流量は工事実施基本計画ではなく、補助金申請のための「全体計画」(正式名称は「河川改良工事全体計画」)で定められたものである。

[注2] 浅川の河川整備計画は、計画規模を従来と同じ1/100とし、従来の基本高水流量と同じ値を整備目標流量として、浅川ダムの洪水調節が必要であるとしている。しかし、同じ長野県の砥川と上川(一級水系・天竜川水系の県管理区間)の河川整備計画では、計画規模を従来の1/100から1/50に落とし、従来の基本高水流量より小さい値を整備目標流量とした。それにより、蓼科ダム、下諏訪ダムを当面は必要がないものとし、実質的に中止するようにした。同じ手法をなぜ浅川で使わなかったのか。やはり、浅川ダム計画が先にあったということである。

[参考] 河川整備基本方針と河川整備計画について

1997年の河川法の改正で各水系の河川整備基本方針と河川整備計画が策定されることになった。

- 河川整備基本方針 河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。
- 河川整備計画 河川整備基本方針の目標の範囲で今後20～30年間に行う河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の上位計画になる。

旧河川法時代の工事実施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

- 工事実施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

表1 一級水系の河川整備基本方針(2008年10月現在)

(太字は工事実施基本計画の値と異なるものを示す。)

水系名	流域自治体	流域面積(km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の工事実施基本方針 河川整備基本計画	河川整備基本方針 河川整備基本方針	河川整備基本方針 河川整備基本方針
					工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本方針	河川整備基本方針			
1 天塩川	てしお 北海道	5,590	1／100	誉平	6,400	6,400	5,700	5,700	700	1987年	2002年度
2 潟渓川	しょこつ 北海道	1,240	1／100	上渚清	1,300	1,890	1,300	1,890	0	1970年	2008年度
3 湧別川	ゆうべつ 北海道	1,480	1／100	開盛	1,800	1,800	1,800	1,800	0	1969年	2007年度
4 常呂川	ところ 北海道	1,930	1／100	北見	1,900	1,900	1,600	1,600	300	1968年	2006年度
5 網走川	あばり 北海道	1,380	1／100	美幌	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1960年	2005年度
6 留萌川	るもい 北海道	270	1／100	大和田	1,300	1,300	800	800	500	1985年	1999年度
7 石狩川	いしかり 北海道	14,330	1／150	狩狩大橋	18,000	18,000	14,000	14,000	4,000	1982年	2004年度～
8 尾別川	しりべつ 北海道	1,640	1／100	名駒	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1984年	2007年度
9 越川	む 北海道	1,270	1／100	越川	3,600	3,600	3,600	3,600	0	1967年	2007年度
10 後志利別川	しりべしとしひべつ 北海道	720	1／100	今金	1,600	1,600	1,250	1,250	350	1966年	2005年度
11 沙流川	さる 北海道	1,350	1／100	平取	5,400(1／100)	6,600	3,900	5,000	1,600	1975年	2005年度
12 銀焰川	くろ クルムツ 北海道	2,510	1／100	標茶	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1967年	2006年度
13 十勝川	とかち 北海道	9,010	1／150	茂岩	15,200	15,200	13,700	13,700	1,500	1980年	2008年度
14 岩木川	いわき 岩手県	2,540	1／100	五所川原	5,500	5,500	3,800	3,800	1,700	1973年	2005年度
15 高瀬川	たかせ 青森県	887	1／100	小川原湖の水位	ピーグ水位 1.70m	ピーグ水位 1.70m	計画高水位 1.70m	計画高水位 1.70m	0	1978年	2004年度
16 馬瀬川	まべち 青森県等	2,050	1／100	大橋	3,500	3,500	2,700	2,700	300	1991年	2007年度
17 北上川	きたのかみ 岩手県等	10,150	1／150	孤神寺	13,000(1／100)	13,600	8,500	8,500	5,100	1975年	2006年度
18 鳴瀬川	なるせ 岩手県	1,130	1／100	三本木	4,100	4,100	3,100	3,300	800	1980年	2005年度
19 名取川	なとり 宮城県	939	1／150	名取橋	4,700	4,700	3,400	3,800	900	1985年	2006年度
20 阿武隈川	あぶくま 福島県等	5,400	1／150	岩沼	10,700	10,700	9,200	9,200	1,500	1974年	2003年度
21 米代川	よねしろ 秋田県等	4,100	1／100	二ツ井	9,200	9,200	8,200	8,200	1,000	1973年	2002年度
22 雄物川	おもの 稲田県	4,710	1／150	椿川	9,800	9,800	8,700	8,700	1,100	1974年	2007年度
23 子吉川	こよし 稲田県	1,190	1／160	二十六木橋	3,100	3,100	2,300	2,300	800	1987年	2004年度
24 最上川	もがみ 山形県	7,040	1／150	両羽橋	9,000	9,000	8,000	8,000	1,000	1974年	1999年度
25 赤川	あか 山形県	857	1／100	熊出	5,300	5,300	3,000	3,200	0	1976年	2002年度
26 久慈川	くじ 茨城県等	1,490	1／100	山方	4,000	4,000	3,400	3,400	600	1966年	2007年度
27 那珂川	なか 茨城県等	3,270	1／100	野口	8,500	8,500	6,600	6,600	1,900	1993年	2006年度
28 利根川	とね 群馬県等	16,840	1／200	八斗島	22,000	22,000	16,000	16,500	5,500	1980年	2005年度
29 荒川	あら 埼玉県等	2,940	1／200	岩淵	14,300	14,300	7,000	7,000	7,800	1973年	2006年度
30 多摩川	たま 東京都等	1,240	1／200	石原	8,700	8,700	6,500	6,500	2,200	1975年	2000年度
31 鎌見川	つきみ 神奈川県等	235	1／160	末吉橋	2,600	2,600	1,800	1,800	800	1991年	2005年度
32 相模川	さがみ 神奈川県等	1,680	1／150	厚木	10,100	10,100	7,300	7,300	2,800	1974年	2007年度
33 荒川	あら 新潟県等	1,150	1／100	花立	8,000	8,000	6,500	6,500	1,500	1968年	2002年度
34 阿賀野川	あがの 新潟県等	7,710	1／150	馬下	15,500	15,500	13,000	13,000	2,700	1985年	2007年度
35 信濃川	しなの 長野県	11,900	1／100	立ヶ花	11,500	11,500	9,000	9,000	2,500	1974年	2008年度
36 関川	せき 新潟県等	1,140	1／100	小千谷	13,500	13,500	11,000	11,000	0	1987年	2006年度

水系名	流域面積(km ²)	流域自治体	計画規模		基準点	基本高水流積		河川整備基本計画		工事実施基本方針		河川整備基本計画		計画高水流積		ダム等の工事実施基本計画策定期(河川整備基本方針)		河川整備基本方針策定期(河川整備基本方針)	
			工事実施基本計画	河川整備基本方針		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
37 姫川	ひめ	新潟県等	722	1/100	山本	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	0	1969年	2008年度
38 黒部川	くろべ	富山県	682	1/100	愛本	7,200	7,200	6,200	6,200	6,500	700	1,975年	2006年度						
39 常願寺川	じょうがんじ	富山県	368	1/150	瓶岩	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	0	1,975年	2005年度						
40 神通川	じんづう	富山県等	2,720	1/150	神通大橋	9,700	9,700	7,700	7,700	2,000	1,979年	2008年度							
41 庄川	しょう	富山県等	1,180	1/150	越神	6,500	6,500	5,800	5,800	700	1,987年	2007年度							
42 小矢部川	おやべ	富山県等	667	1/100	津沢	1,300	1,300	1,300	1,300	300	1,967年	2007年度							
43 手取川	てどり	石川県	809	1/100	鶴来	6,000	6,000	5,000	5,000	1,000	1,967年	2003年度	2006年度						
44 姪川	かいけは	石川県	271	1/100	小松大橋	1,700	1,700	1,000	1,000	700	1,966年	2008年度							
45 芳野川	かのう	静岡県	852	1/100	大仁	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1,968年	2000年度	2005年度						
46 富士川	ふじ	静岡県等	3,990	1/150	北松野	16,600	16,600	16,600	16,600	0	1,974年	2002年度	2006年度						
47 安倍川	あべ	静岡県	567	1/150	手越	5,500(1/80)	6,000	5,500	5,500	6,000	0	1,966年	2004年度	2007年度					
48 大井川	おおい	静岡県	1,280	1/100	神座	11,500	11,500	9,500	9,500	2,000	1,974年	2006年度							
49 菊川	きく	静岡県	158	1/100	国安	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1,974年	2005年度							
50 天童川	てんりゅう	長野県等	5,080	1/150	鹿島	19,000	19,000	14,000	14,000	15,000	4,000	1,973年	2008年度						
51 壇川	とよ	愛知県	724	1/150	石田	7,100	7,100	4,100	4,100	3,000	1,971年	1999年度	2001年度						
52 矢作川	やはぎ	愛知県等	1,830	1/150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1,974年	2006年度							
53 庄内川	しょうない	愛知県等	1,010	1/200	柏原島	4,500(1/200)	4,700	4,200	4,400	300	1,975年	2005年度	2007年度						
54 長良川	ながら	岐阜県等	9,100	1/100	犬山	16,000(1/100)	19,500	12,500	13,500	6,000	1,969年	2007年度	2007年度						
55 推進川	いび	岐阜県	1,100	1/100	忠筋	8,000(駆往最大)	8,900	7,500	8,300	600	1,965年	2007年度	2007年度						
56 木曽川	きそ	岐阜県等	1,200	1/150	万石	6,300	6,300	3,900	3,900	2,400	1,969年	2005年度	2007年度						
57 鶴出川	くもす	三重県	550	1/100	裏出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1,986年	2006年度	2007年度						
58 植田川	くし	三重県	461	1/100	兩部橋	4,300	4,300	4,300	4,300	500	1,968年	2003年度	2005年度						
59 菅川	みや	三重県	920	1/100	岩出	8,400	8,400	7,600	7,600	800	1,976年	2007年度							
60 波川	よど	京都府等	1,880	1/100	福知山	6,300	6,300	5,600	5,600	900	1,966年	1999年度	2003年度						
61 大和川	やまと	奈良県等	8,240	1/200	枚方	17,000	17,000(琵琶湖からの流出を考慮)	12,000	12,000	5,500	1,971年	2007年度							
62 円山川	まるやま	兵庫県	1,070	1/100	立野	6,400	6,400	5,400	5,400	800	1,988年	2007年度							
63 加古川	かこ	兵庫県	1,730	1/150	国包	9,000	9,000	7,400	7,400	1,600	1,982年	2008年度							
64 摂保川	いぼ	兵庫県	810	1/100	龍野	3,900	3,900	3,300	3,400	500	1,988年	2006年度							
65 姬の川	きの	和歌山県等	1,750	1/150	船戸	16,000	16,000	12,000	12,000	4,000	1,974年	2005年度							
66 新宮川(熊野川)	しんぐう	和歌山県等	2,360	1/100	相賀	19,000	19,000	19,000	19,000	0	1,970年	2008年度							
67 九頭竜川	くずりゆう	福井県等	2,930	1/150	中角	8,300	8,300	5,500	5,500	3,100	1,979年	2005年度	2006年度						
68 北川	きた	滋賀県	211	1/100	高塚	1,900	1,900	1,800	1,800	100	1,971年	2008年度							
69 千代川	せんせい	鳥取県	1,190	1/100	行德	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1,984年	2006年度	2007年度						
70 天神川	てんじん	鳥取県	490	1/100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1,968年	2006年度							
71 日野川	ひの	鳥取県	870	1/150	上島	5,100	5,100	4,500	4,500	600	1,976年	2002年度							
72 麦伊川	まい	鳥取県等	2,070	1/150															

水系名	流域面積(km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 河川整備基本 方針策定年	
				工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針	計画高水流量 (河川整備基本方針)	河川整備基本 方針策定年
73 江の川	広島県等	3,900	1／100	江津	14,500	10,700	10,700	1973年	2007年度
74 高津川	島根県	1,090	1／100	高角	4,200(高津)(既往最大)	5,200	4,200(高津)	300	1985年
75 吉井川	山口県	2,110							
76 旭川	岡山県	1,810	1／150	下牧	8,000	6,000	6,000	1,992年	2007年度
77 高梁川	岡山県等	2,670	1／150	船穂	13,700	12,200	13,400	300	1989年
78 芦田川	広島県	860	1／100	山手	3,500	2,800	2,800	700	1970年
79 太田川	広島県	1,710	1／200	玖村	12,000	7,500	8,000	4,000	1975年
80 小瀬川	広島県等	340							
81 佐波川	さば	460	1／100	新橋	3,500	2,800	2,800	600	1974年
82 吉野川	よしの	徳島県等	3,750	1／150	岩津	24,000	18,000	18,000	1982年
83 那賀川	なか	徳島県	874	1／100	古庄	11,200	9,000	9,300	1999年
84 土器川	どき	香川県	140	1／100	就川橋	1,700	1,350	1,700	0
85 豊鳴川	しげのぶ	愛媛県	445	1／150	出合	3,300	3,000	3,000	1995年
86 肇川	ひじ	愛媛県	1,210	1／100	大洲	6,300	4,700	4,700	1973年
87 物部川	ものべ	高知県	508	1／100	深淵	5,400	4,740	4,900	1968年
88 仁淀川	によど	高知県等	1,560	1／100	伊野	17,000	17,000	14,000	3,000
89 渓川(四万十川)	わたり	高知県	2,270						
90 遠賀川	おんが	福岡県	1,026	1／150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	0
91 山国川	やまくに	大分県	540	1／100	下鹿原	4,800	4,300	4,300	500
92 筑後川	ちくご	佐賀県等	2,863	1／150	荒瀬	10,000	6,000	6,000	4,000
93 矢部川	やべ	福岡県等	647	1／100	船小屋	3,500	3,000	3,000	500
94 松浦川	まつうら	佐賀県	446	1／100	松浦橋	3,800	3,400	3,500	300
95 六角川	ろっかく	佐賀県	341						
96 嘉瀬川	かせ	佐賀県	368	1／100	官人橋	3,400	2,500	2,500	900
97 本明川	ほんみょう	長崎県	87	1／100	臺山	1,070	810	810	260
98 菊池川	きくち	熊本県	996	1／100	玉名	4,500	3,800	3,800	700
99 白川	しら	熊本県	480	1／150	代継橋	3,400	3,000	3,000	400
100 緑川	みどり	熊本県	1,100	1／150	城南	5,300	4,200	4,200	1,100
101 球磨川	くま	熊本県	1,880	1／80	人吉	7,000	4,000	4,000	3,000
102 大分川	おおいた	大分県	650	1／100	府内大橋	5,700	5,000	5,000	700
103 大野川	おおの	大分県等	1,465	1／100	白滝橋	11,000	9,500	9,500	1,500
104 菅匠川	はんじょう	大分県	464	1／100	番匠橋	3,600	3,000	3,600	0
105 五ヶ瀬川	ごかせ	宮崎県	1,820	1／100	三輪	6,000(既往最大)	7,200	6,000	7,200
106 小丸川	おまる	宮崎県等	474	1／100	高城	3,600(既往最大)	5,700	3,000	4,700
107 大淀川	おおひだ	宮崎県等	2,230	1／150	柏田	7,500(1/70)	9,700	8,700	1,000
108 川内川	せんだい	鹿児島県等	1,600	1／100	川内	9,000	7,000	7,000	2,000
109 肝属川	きもつき	鹿児島県	485	1／100	俣瀬	2,500	2,300	2,500	0

表2 一級水系の河川整備計画(2008年10月現在)

	水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画			
				① 計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)
1	留萌川	北海道	大和田	1,050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地
2	石狩川下流	北海道	石狩大橋	14,400	戦後最大	2,700	(既設ダム群)、夕張シユーパロダム、新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム、千歳川遊水地、中流遊水地
3	沙流川	北海道	平取	6,100	戦後最大	1,600	(二風谷ダム)、平取ダム
4	後志利別川	北海道	今金	1,200	戦後最大	200	(美利河ダム)
5	天塩川	北海道	誉平	4,400	戦後最大	500	(岩尾内ダム)、サンルダム
6	釧路川	北海道	標茶	780	戦後最大	0	
7	高瀬川	青森県	小川原湖の水位 ピーク水位 1.70 m	1/100洪水	0		
8	岩木川	青森県	五所川原	2,900	戦後最大	400	津軽ダム
9	鳴瀬川	宮城県	三本木	3,400	戦後最大	600	(南川ダム)、田川ダム、筒砂子ダム
10	阿武隈川	福島県等	岩沼	9,100	戦後最大	1,000	既設遊水地の拡充と900万m ³ の遊水地の新設
11	米代川	秋田県等	二ツ井	7,800	戦後最大	600	森吉山ダム、砂子沢ダム
12	子吉川	秋田県等	二十六木橋	2,400	戦後最大	400	鳥海ダム
13	最上川	山形県	両羽橋	7,600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム
14	多摩川	東京都等	石原	4,500	戦後最大	0	
15	鶴見川	神奈川県等	末吉橋	1,860	戦後最大	360	遊水地等
16	荒川	新潟県等	花立	7,500	1/85洪水	1,000	(大石ダム)、横川ダム
17	手取川	石川県	鶴来	6,000	1/100洪水	1,000	(大日川ダム、手取川ダム)
18	狩野川	静岡県	大仁	3,100	1/50洪水	0	
19	富士川	静岡県等	北松野	14,300	戦後最大	0	
20	安倍川	静岡県	手越	4,900	観測後最大	0	
21	庄内川	愛知県等	枇杷島	3,900	観測後最大	200	小里川ダム、小田井遊水地等
22	豊川	愛知県	石田	4,650	戦後最大	550	設楽ダム
23	長良川	岐阜県等	忠節	8,100	戦後最大	400	遊水地等
24	木曽川	岐阜県等	犬山	16,500	戦後最大	4,000	(既設ダム群)、新丸山ダム
25	揖斐川	岐阜県	万石	5,000	戦後最大	1,100	(徳山ダム)、横山ダム再開発
26	櫛田川	三重県	両郡橋	4,100	観測後最大	600	(蓮ダム)
27	由良川	京都府等	福知山	3,600	戦後第四位	0	
28	九頭竜川	福井県	中角	8,100	戦後最大	2,600	既設ダム(九頭竜ダム、真名川ダムなど)の有効活用、足羽川ダム
29	千代川	鳥取県	行徳	4,300	戦後最大	100	殿ダム
30	那賀川	徳島県	古庄	9,000	戦後最大	500	既設の長安口ダムの改造
31	肱川	愛媛県	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山鳥坂ダム
32	中筋川	高知県	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
33	遠賀川	福岡県	日の出橋	3,800	既往最大(1/40) 洪水	0	
34	筑後川	佐賀県等	荒瀬	6,900	1/50洪水	1,700	(松原・下筌ダム)、大山ダム
35	嘉瀬川	佐賀県	官人橋	2,200	戦後第三位	700	嘉瀬川ダム
36	本明川	長崎県	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム
37	大野川	大分県等	白滝橋	9,500	既往最大	0	
38	大分川	大分県	府内大橋	5,300	1/70洪水	400	(芹川ダム)、大分川ダム
39	番匠川	大分県	番匠橋	3,100	観測後最大	600	
40	白川	熊本県	代郷橋	2,300	1/20～1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群
41	五ヶ瀬川	宮崎県	三輪	6,500	戦後最大	0	
42	大淀川	宮崎県	柏田	8,100	1/50洪水	900	(岩瀬・綾北・綾南ダム)

一級水系の河川整備計画(2008年10月現在)

水系名	河川整備計画		河川整備基本方針		①／②	①／③	【参考】戦後最大流量(m3/秒)
	① 計画目標流量 (m3/秒)	② 基本高水流量 (m3/秒)	基本方針の 計画規模	③ 計画高水流量 (m3/秒)			
留萌川	1,050	1,300	1/100	800	0.81	1.31	観測+氾濫戻し 710
石狩川下流	14,400	18,000	1/150	14,000	0.80	1.03	観測(氾濫戻し加算) 11,330 (12,080)
沙流川	6,100	6,600	1/100	5,000	0.92	1.22	観測 5,240
後志利別川	1,200	1,600	1/100	1,250	0.75	0.96	観測 1,130
天塩川	4,400	6,400	1/100	5,700	0.89	0.77	観測 3,760
釧路川	780	1,200	1/100	1,200	0.85	0.65	観測 778
高瀬川	ピーク水位 1.70m	ピーク水位 1.70m	1/100				
岩木川	2,900	5,500	1/100	3,800	0.53	0.76	観測+氾濫戻し 3,680
鳴瀬川	3,400	4,100	1/100	3,300	0.83	1.03	観測 3,370
阿武隈川	9,100	10,700	1/150	9,200	0.85	0.99	観測 7,590
米代川	7,800	9,200	1/100	8,200	0.85	0.95	観測 6,800
子吉川	2,400	3,100	1/150	2,300	0.77	1.04	再現計算 2,430
最上川	7,600	9,000	1/150	8,000	0.84	0.95	再現計算 7,800
多摩川	4,500	8,700	1/200	6,500	0.52	0.69	観測 4,100
鶴見川	1,860	2,600	1/150	1,800	0.72	1.03	観測 1,050
荒川	7,500	8,000	1/100	6,500	0.94	1.15	戦後最大の再現計算 8,000
手取川	6,000	6,000	1/100	5,000	1.00	1.20	戦後最大 観測 4,000
狩野川	3,100	4,000	1/100	4,000	0.78	0.78	観測 4,000
富士川	14,300	16,600	1/150	16,000	0.86	0.89	推定 14,300
安倍川	4,900	6,000	1/150	6,000	0.82	0.82	観測 4,900
庄内川	3,900	4,700	1/200	4,400	0.83	0.89	観測(氾濫戻し加算) 3,500 (3,800)
豊川	4,650	7,100	1/150	4,100	0.65	1.13	観測 4,500
長良川	8,100	8,900	1/100	8,300	0.91	0.98	観測 7,667
木曽川	16,500	19,500	1/200	13,500	0.85	1.22	観測 14,099
揖斐川	5,000	6,300	1/100	3,900	0.79	1.28	観測 4,540
櫛田川	4,100	4,800	1/100	4,300	0.85	0.95	観測 3,800
由良川	3,600	6,500	1/100	5,600	0.55	0.64	観測 3,636
九頭竜川	8,100	8,600	1/150	5,500	0.94	1.47	観測+氾濫戻し十ダム調節 6,200
千代川	4,300	6,300	1/100	5,700	0.68	0.75	観測 4,300
那賀川	9,000	11,200	1/100	9,300	0.80	0.97	推定 9,000
肱川	5,000	6,300	1/100	4,700	0.79	1.06	推定 5,000
中筋川	1,000	1,200	1/100	850	0.83	1.18	再現計算 1,000
遠賀川	3,800	4,800	1/150	4,800	0.79	0.79	再現計算 3,243
筑後川	6,900	10,000	1/150	6,000	0.69	1.15	再現計算 9,100
嘉瀬川	2,200	3,400	1/100	2,500	0.65	0.88	再現計算 3,400
本明川	1,070	1070	1/100	810	1.00	1.32	再現計算 1,070
大野川	9,500	11,000	1/100	9,500	0.86	1.00	観測 8,890
大分川	5,300	5,700	1/100	5,000	0.93	1.06	観測+ダム調節 4,267
番匠川	3,100	3,600	1/100	3,600	0.86	0.86	観測 2,740
白川	2,300	3,400	1/150	3,000	0.68	0.77	観測(上流氾濫あり) 1,800
五ヶ瀬川	6,500	7,200	1/100	7,200	0.90	0.90	観測 6,441
大淀川	8,100	9,700	1/150	8,700	0.84	0.93	観測または推定 8,040

淀川水系流域委員会の提言

淀川水系流域委員会の経過

宮本博司さんたちが淀川で取り組んだこと

淀川水系流域委員会の設置と運営

- ① 公開の準備会議での委員選定
- ② 撫底した情報公開
- ③ 委員会事務局の独立

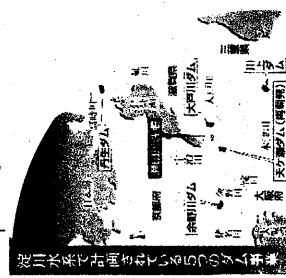
P-54

2005年1月の提言

淀川水系の五つの新規ダム計画を原則として中止する。

- 大戸川ダム
(宇治川の支流、滋賀県)
- 丹生ダム
(琵琶湖の支流、滋賀県)
- 川上ダム
(木津川の支流、三重県)
- 天ヶ瀬ダム再開発
(宇治川、京都府)
- 余野川ダム
(猪名川、大阪府)

3



近畿地方整備局の反動化

2006年10月24日 本省の布村明彦河川計画課長が近畿地方整備局長に就任

2006年11月4日 布村局長が淀川水系流域委員会の休止を発言

2007年1月30日 第二次淀川水系流域委員会が任期満了

2007年8月9日 第三次淀川水系流域委員会が発足
委員長に宮本博司氏※(公募委員)が互選で委員長へ
※2006年7月に本省防災課長を退職

2007年8月29日 近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画原案を提示

(今本博健・前委員長の講演資料)

4

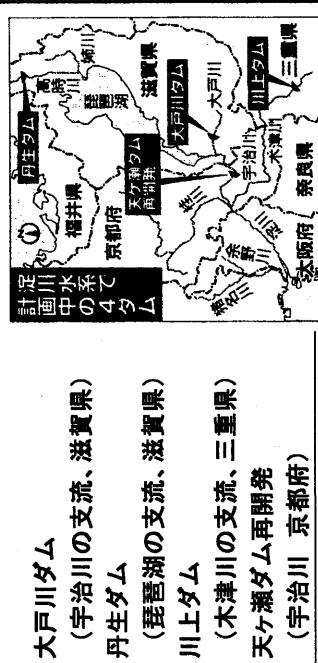
淀川水系流域委員会の運営

- キヤツチボール方式による議論の積み上げ
- 丁寧な審議(委員会・地域部会・テーマ別部会・作業部会など)
- 積極的な一般意見の聴取
(審議を公開し、傍聴席から意見を述べ、意見書を提出することが可能)
- 委員の分担執筆による提言・意見のとりまとめ
- 委員の無記名投票による委員長・部会長の選出
- 適度な緊張感のもとでの河川管理者と流域委員会との協働

2

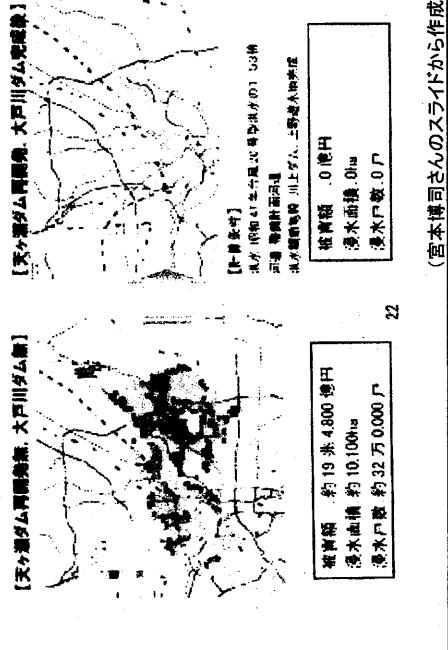
淀川水系河川整備計画原案

淀川水系の新規ダム計画のうち、余野川ダムは中止するが、
その他の4ダムは推進する。



5

国交省の計算では大戸川ダムが完成すると、
氾濫を抑止でき治水効果が絶大



7

淀川水系流域委員会の意見書

2008年4月25日

- ① 想定を越える洪水が生じても、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないよう、越水対策強化を最優先で行うこと。
- ② 四つのダム計画にに関してはいずれもその効果はきわめて限定的であるから、ダム計画を見直すべきである。

6

大戸川ダムの効果とは？

ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、検証33パーションの計画規模洪水の中のわずか2ペーンだけ。しかも、その超過高はたつた17cm。



淀川
13.2km

8

(宮本博司さんのスライドから作成)

大戸川ダムの効果を現場で確認すると

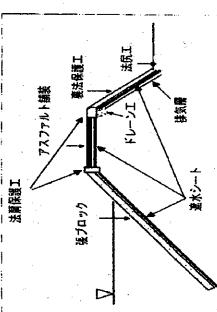


(宮本博司さんのスライドから作成)

9

淀川水系流域委員会の意見書が求めたもの

想定を越える洪水が生じても、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけではなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないよう、越水対策強化を最優先で行うこと



越水対策堤防の例

(宮本博司さんのスライドから作成)
三重河川国道事務所HP

10

近畿地方整備局は

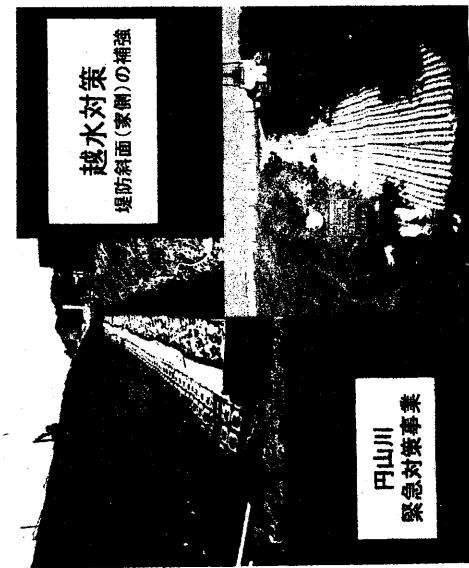
淀川水系流域委員会の意見書を無視

2008年6月20日

4ダム計画の推進が入った淀川水系河川整備計画案を関係6府県に照会
(河川法に基づき、府県知事が近畿地方整備局に
対して回答することになっている。)

11

耐水対策堤防の例



(宮本博司さんのスライド)
12

淀川水系流域委員会が提起したもの

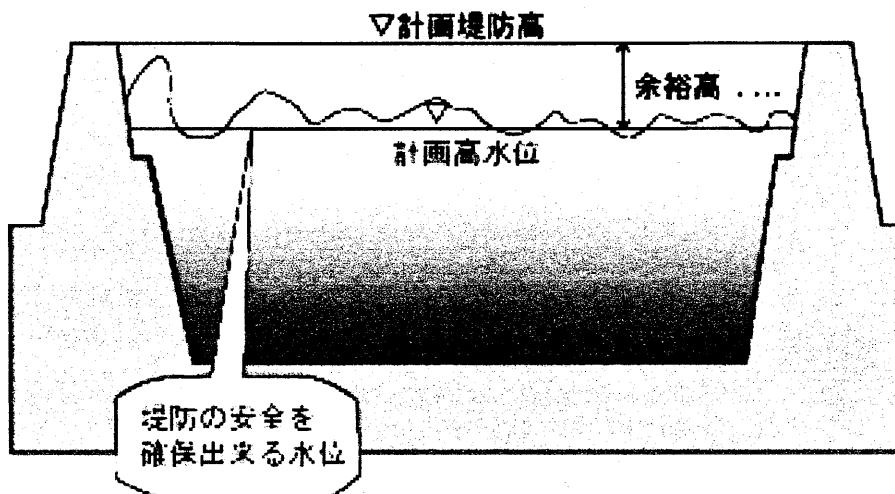
1 淀川水系流域委員会「淀川水系河川整備計画原案に対する意見」 (平成 20 年 4 月 25 日)

[意見]

3. 洪水対策

- ・ HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。
- ・ 住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより勧奨堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取組むための具体的な計画を示すことを求める。

[参考] 堤防と HWL (計画高水位)



堤防の余裕高(計画高水位に加える値)

(河川管理施設等構造令)

計画高水流量 (m ³ /秒)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未 満	10,000以 上
余裕高(m)	0.6	0.8	1	1.2	1.5	2

2 耐越水対策堤防について

(1) 「河川堤防設計指針」

2000年6月の「河川堤防設計指針」（河川局治水課）

「越水に対しても一定の安全性を有するような堤防（難破堤堤防）を整備する必要がある。」

2002年の「河川堤防設計指針」

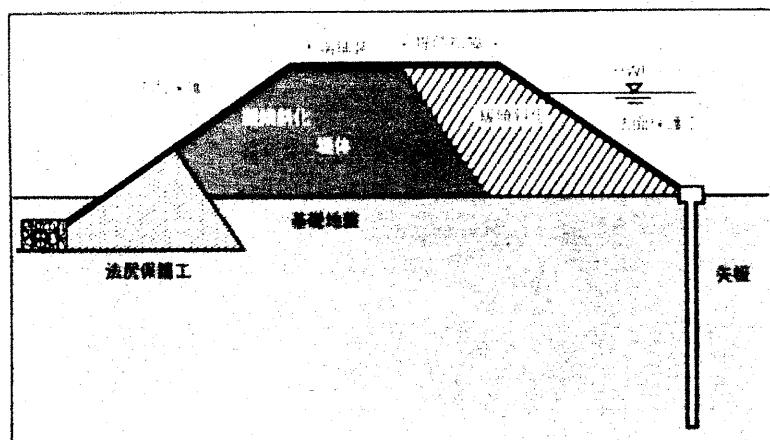
越水に関する記述がすべて削除。

(2) 川辺川ダムとフロンティア堤防

熊本県八代市の球磨川・萩原堤防は、200年に一度の大洪水にも耐えるフロンティア堤防にする計画が進められ、2001年度は施工段階に入っていた。

2001年12月の川辺川ダム住民討論集会でダム反対派が「フロンティア堤防ができれば、八代の治水は川辺川ダムなしでも完ぺき」と主張。

結局、2001年度はフロンティア堤防の工事は行われず、2002年度には予算化が見送られ、さらに、同年7月に河川堤防設計指針が改訂されたのを理由に、計画自体が中止。



(3) 河川局防災課長の通知「氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について」（平成20年6月26日）の「耐越水堤防（巻堤）

「耐越水堤防（巻堤）」について

「災害復旧助成事業において、降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合、破堤または決壊など堤防に重大な被害を生じた場合について実施」

この文書は、大きな洪水が発生し、堤防が壊れたが、復旧事業として被災時の洪水量まで流す河道を整備することができない場合、再度同じ程度の洪水が発生すると洪水が

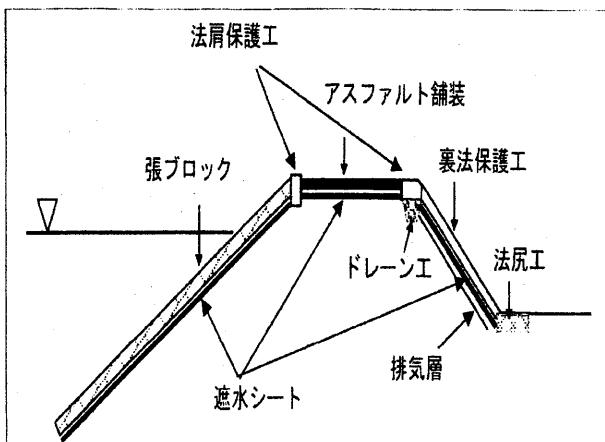
堤防を乗り越え再び堤防が決壊する恐れがあるため、越水しても壊れにくい耐越水堤防整備を積極的に実施することを促している。（淀川水系流域委員会の最終意見書より）

(4) 耐越水対策堤防の例

三重県雲出川の耐越水堤防（フロンティア堤防）

延長 約 1.1 km、事業費 約 48 億円（1999 年度に完成）

通常の堤防強化に比べてコストは 1 割増であったとされている。

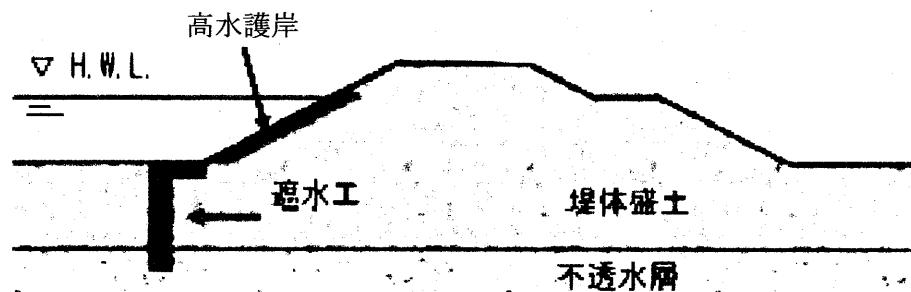


(5) 大熊孝氏提唱の「溢流しても破堤しない堤防」

ソイルセメント連続地中壁工法（TRD 工法（Trench cutting Re-mixing Deep wall method））といわれているもので、シートパイル（鋼矢板）を打つように堤防の中央部に土を固化させた地中壁を設けるものである。

大熊氏によれば、1 mあたり 50 万円程度でつくることができる。

ただし、国土交通省はこの工法を本格的な堤防補強工法として認めていないので、現在は遮水工への利用にとどまっている。



3 淀川水系流域委員会の「耐越水対策堤防」が意味すること

① いかなる洪水にも壊滅的な被害を受けない治水対策

確率的には想定外の洪水が来ることはありえることであって、そのときに壊滅的な被害の発生を防ぐ「耐越水対策堤防」は人命を守る上できわめて重要な意味を持っている。

② 現実離れした想定洪水流量の問題からの解放

多くの水系では現実離れした、過大な洪水流量が想定され、それによってダム計画の必要性が作り出されてきた。想定洪水流量が過大であっても、安全側をとる理由で、それに基づく治水計画が策定されてきた。

しかし、耐越水対策堤防を前提にすれば、治水計画の立て方を次のように整理することができる。

- 想定洪水流量は、実際に観測された最大流量として、治水計画はそれに対応できるレベルのものとする。
- 堤防を耐越水対策堤防に改善して想定洪水流量を超える洪水に対応できるようにする。

4 「耐越水対策堤防」の課題

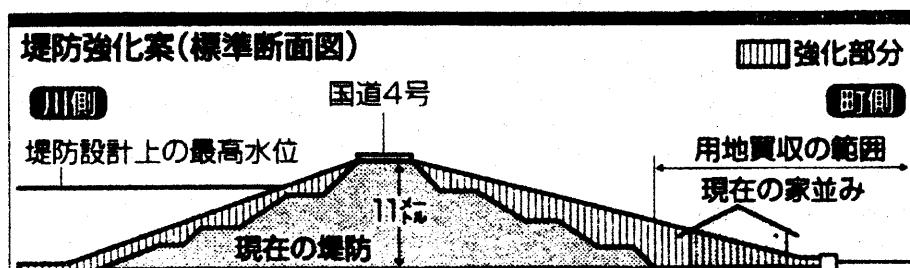
① 川の自然への影響

盛り土でつくられた堤防は草で覆われ、川の流れの風景も相俟ってそれなりの自然度があるが、対越水対策堤防にするため、堤防の表面がコンクリートブロックで覆われるようになれば、川の自然への影響が避けられないようと思われる。

② 不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性

巨額の費用がかかるため、「線」ではなく「点」の整備しかできないスーパー堤防（高規格堤防）は論外として、利根川、江戸川では「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」という名で、堤防の裾野を大きく広げる事業が右岸側で進められている（川裏の勾配1:7、川表の勾配1:5）。利根川だけで移転戸数が約860戸、現時点の事業費が1,300億円にもなるもので、住民と川の自然に多大な影響を与える事業である。これは、対越水対策堤防を意図したものでないが、もし国土交通省が対越水対策堤防への改善工事を進めるとなれば、同様に不必要的に大きな堤防の造成事業に化ける危険性がある。

[首都圏氾濫区域堤防強化対策事業]



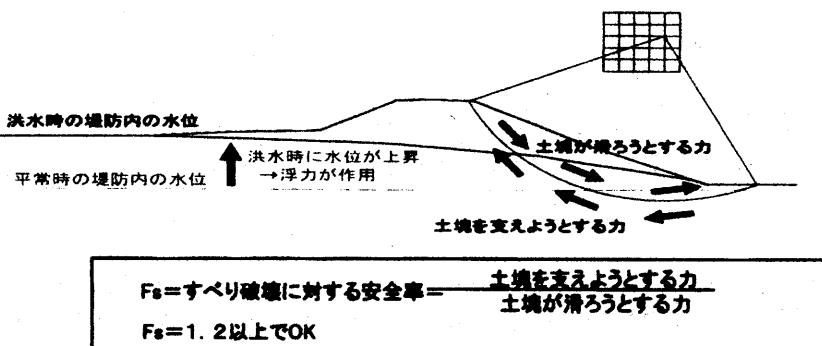
[補足] 浸透による破堤の危険性がある堤防

堤防は改修を何度も積み重ねてきたもので、十分な強度が確保されているとは限らず、洪水時に河川の水位が高い状態が維持されると、下図のように、水の浸透で堤体がゆるんで堤防が崩れたり（すべり破壊）、あるいは堤防にみず道が形成されて堤防が崩壊したりする（パイピング破壊）危険性がある。2004年7月13日の新潟・福島豪雨では新潟県の五十嵐川（信濃川の支流）の堤防が100mにわたり、決壊して、凄まじい被害をもたらしたが、堤防というものは場所によっては予想外に脆弱なものなのである。

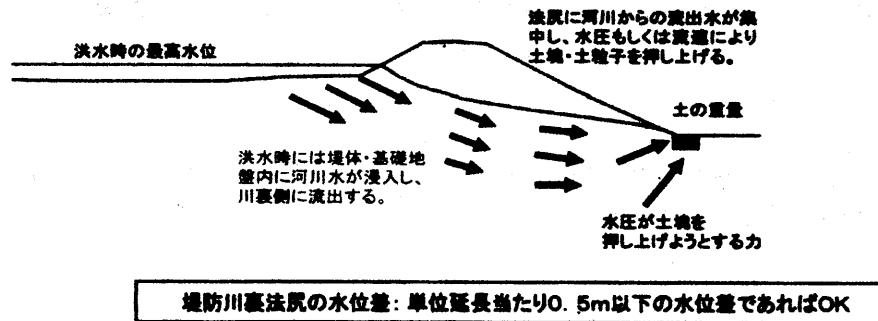
国土交通省は2002年度の「河川堤防設計指針」に基づいて、一級水系の直轄区間にについて堤防の強度の点検調査を実施してきている。この調査結果をみると、すべり破壊・パイピング破壊による破堤危険性がある堤防が随所にある。この改善対策の実施が喫緊の課題になっている。

ただし、この破堤の危険性は洪水位が計画高水位にある状態で検討したものであって、洪水位が計画高水位を超えた状態は考慮されておらず、計画高水位を超える洪水、さらには堤防越流洪水は検討の対象外になっている。

①浸透によるすべりに対する安全性の調査



②パイピングに対する安全性の調査



浸透による堤防のすべり破壊とパイピング破壊 (国土交通省の資料より)

意見書の主要な論点

主要な論点ごとの委員会の意見を以下に提示する。

括弧内の（実）は直ちに実施するべきもの、（検実）は期間内に検討して実施するべきもの、（再）は見直しや再検討が必要なものを示す。なお、本論点には期間内に実施の可否も含めて検討するべきもの（検）は記載していない。

【治水】

1 堤防強化

- ・現存する脆弱な堤防の強化を優先実施するべきである（実）。
- ・堤防天端まで浸透・洗掘に対する安全网を確保するべきである（実）。
- ・耐越水堤防のほか、河川改修や流域対応などの対策を組み合わせて検討するべきである（実）。

2 宇治川の目標流量

- ・天ヶ瀬ダムの最大放流流量増大は、現状よりも宇治川の安全度を低下させる場合がある（再）。
- ・塔の島地区改修の目標流量を過大に算定している疑いがある（再）。
- ・塔の島地区の景観、生態系および将来にわたる河床維持等に必要な条件を踏まえていない（再）。
- ・琵琶湖後期放流流量は、宇治川の安全度を踏まえて設定するべきである（再）。

3 洪水対策の評価

- ・洪水対策の評価を、洪水流下能力だけではなく被害軽減能力で評価できるようにする（検実）。

【利水】

1 京都府利水

- ・天ヶ瀬ダム再開発における京都府の新規水源開発の代替案として、木津及び乙訓浄水場で取水する比奈知ダム及び日吉ダムかかりの水利権の一部未利用分を振り替える案が考えられる（実）。

2 川上ダム利水

- ・川上ダムの水源開発計画の前に、①大内地点の維持流量の見直しによる表流水取水、②簡易水道の上水道への切り替え一部見直し、③浅井戸の能力アップによる既存水源の廃止・予備水源化の一部見直し等を再検討する余地がある（実）。
- ・青蓮寺ダムの大坂市の水利権転用により水源確保が可能である（実）。
- ・整備局は「常設の利水者会議」を立ち上げ、積極的に水利権の調整を進めるべきである（実）。

【環境】

1 環境コストの評価

- ・治水施設や水資源開発施設の整備に際し、将来的な環境コストの評価が欠落している（実）。
- ・貯水池の富栄養化対策や堆砂対策等の環境コスト評価については早期に実施できるはず（実）。

2 川を広げる対策

- ・河川のダイナミズム再生のためには、土砂を出す対策だけではなく、引き堤や高水敷削などの川を広げる対策によって、土砂の移動・堆積できる余裕をもたせる必要がある（実）。

3 環境計画の策定

- ・流域の総合的な環境評価や目標設定を行なうために、環境計画策定を盛り込むべきである（実）。

【ダム】

1 天ヶ瀬ダム再開発事業

- ・淀川における流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（再）。
- ・天ヶ瀬ダム再開発は、三川合流点の水位状況によっては、宇治川の安全度を低下させる（再）。
- ・天ヶ瀬ダムの放流による低周波問題についての検討がなされていない（再）。
- ・天ヶ瀬ダム再開発に伴う下流河川の生態系影響評価と対策が十分に検討されていない（再）。
- ・天ヶ瀬ダム周辺における活断層の存在についての疑義がある（再）。
- ・以上のことから、提示された天ヶ瀬ダム再開発事業計画の実施を「河川整備計画」に位置づけることは適切ではない（再）。

2 大戸川ダム

- ・淀川における流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（再）。
- ・大戸川ダムの宇治川治水に対する必要性は認められない（再）。
- ・穴あきダムの具体的なイメージが示されておらず河川環境に与える影響が検討されていない（再）。
- ・以上のことから、提示された大戸川ダム建設事業計画の実施を「河川整備計画」に位置づけることは適切ではない（再）。

3 川上ダム

- ・川上ダムの木津川下流および淀川の流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（再）。
- ・三重県伊賀水道事業の新規利水については利水者と調整する余地がある（実）。
- ・既存ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策が格段に有利であり、利水者と調整する余地がある（実）。
- ・川上ダムの水質の環境影響予測や希少種の保護対策は未だ満足なレベルに達していない（再）。
- ・川上ダム周辺には活断層の存在についての疑義がある（再）。
- ・以上のことから、提示された川上ダム建設事業計画の実施を「河川整備計画」に位置づけることは適切ではない（再）。

4 丹生ダム

- ・ダム規模や運用方法が示されていない。速やかにダムの必要性・緊急性・環境影響等の調査検討を行う必要がある（再）。
- ・異常渇水対策容量の確保について、水需要抑制、取水制限と淀川下流の大川の維持流量の削減により対応できる可能性がある（再）。
- ・異常渇水対策の対象規模の設定についても再検討をする必要がある（再）。
- ・以上のことを踏まえて、丹生ダム建設事業計画を見直し、できるだけ早期に具体的な整備計画案を提示することを求める（再）。

【流域統合管理システム】

- ・総合的な河川環境管理、流域対応の治水対策、持続的食料生産、流域土砂管理、利水渇水対策などをお互いに合理的な方法で推進していくためには、流域の各種要請を総合的に検討し調整する制度と組織が必要である（検実）。
- ・河川整備計画の中で、流域統合管理システム設置に向けた積極的な姿勢を示す必要がある（検実）。

費用便益計算の抜本的改善を求めて (再評価でダム事業を中止に追い込むために)

1 現在の再評価制度

再評価の概要

再評価対象事業

1. 事業採択後5年経過して未着工の事業
2. 事業採択後10年経過して継続中の事業
3. 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年経過した事業
4. 再評価実施後5年経過した事業 等

再評価の視点

1. 事業の必要性等
 - 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 事業の投資効果(費用対効果分析の原則実施)
 - 事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

事業評価監視委員会

- 大学教授、経済界、法曹界等で構成
(地方整備局においては8~12名程度)
- 地方整備局、公団、地方公共団体等ごとに設置
- 事業評価監視委員会による意見具申
- 審議の公開等により透明性を確保
- 事業評価監視委員会の意見の尊重

対応方針

- 「継続」又は「中止」
- 評価結果、対応方針の決定理由等を公表

形だけの再評価制度であるが、この再評価制度によって、ダム事業の継続・中止ができる。この再評価は原則として5年おきだが、「社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業」も対象になるので、適宜実施することができる。

再評価で継続か中止かをきめる最も重要な評価項目は費用便益比(費用対効果分析)である。 $B/C > 1$ を超えていれば、継続の判断が出される。(B : Benefit C : Cost)

しかし、便益の計算はでたらめなもので、この計算を現状に合わせて正しく行えば、ほとんどのダム事業は $B/C < 1$ を大きく下回り、中止の判断がされることになる。

2 費用便益計算の例（設楽ダム）

4. 事業の投資効果

事業の投資効果

(1) 費用対効果とは

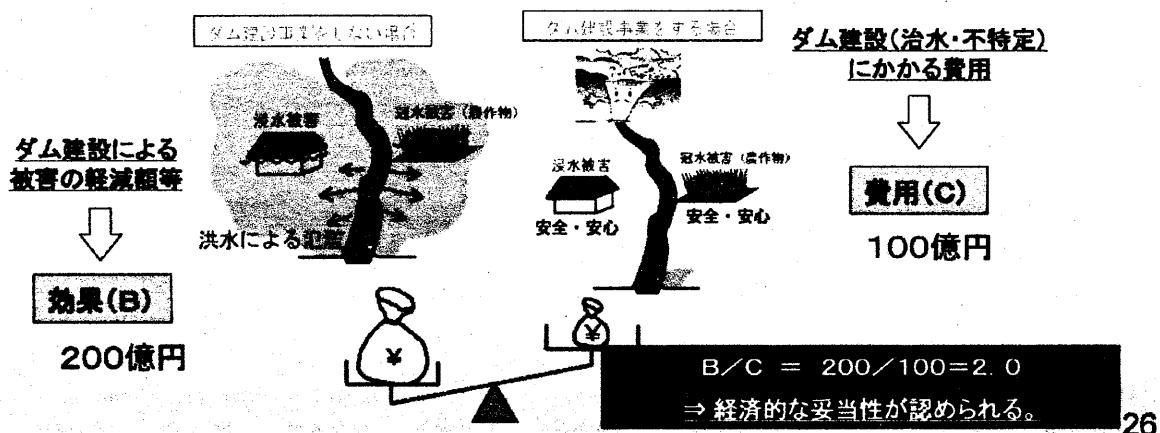
「公共事業が必要とする費用」に対して「その事業によって得られる効果」が上回っているかを判断する指標である。
通常、分母を費用、分子を効果（便益）として計算し、費用に対する効果の割合（倍率）で評価する。この割合が1を上回っていれば経済的な妥当性が認められる。

$$B/C = \frac{\text{効果(Benefit)}}{\text{費用(Cost)}} > 1.0 \quad \text{---- 経済的な妥当性あり}$$

ここで、

効果：効果をお金に換算した金額
費用：事業に必要な金額

例えば、ダム建設において事業費が100億円かかるが、その事業において洪水から家屋や田畠などの財産を200億円分守ることができるのであれば、費用対効果は $200 : 100 = 2.0$ となり、効果のある事業といえる。

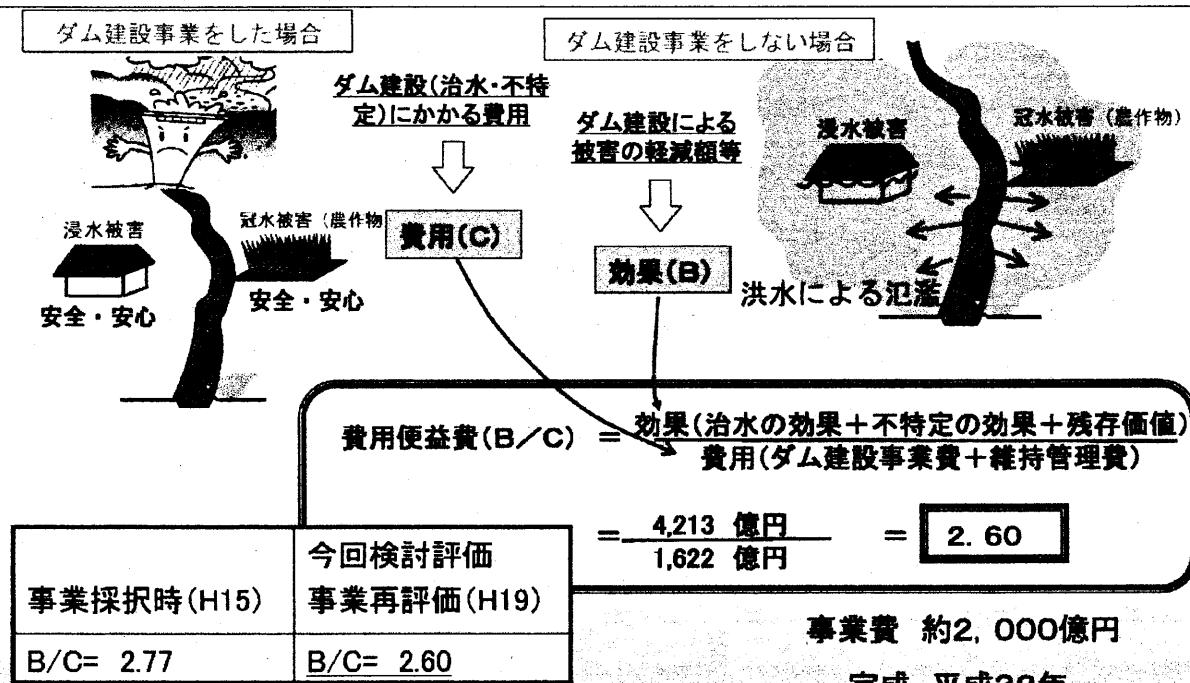


(2) 設楽ダム建設事業における費用対効果

事業の投資効果

事業全体に要する費用(C)は1,622億円であり、事業の実施によりもたらされる効果(B)は4,213億円となる。

これをもとに算出される費用対効果(B/C)は2.60となる。



3 費用便益計算でのたらめさ

ダムの場合、便益の大半を占めるのは治水の効果であるので、その計算でのたらめさを見てみたい。

通常は次の手順で行われる。

- ① 洪水基準点下流の流域をいくつかのブロックに分ける。
- ② 上流ダム群がない場合とある場合について 6 段階の設定洪水流量^[注] を流して現況河道の計算流下能力を超えたところを破堤候補箇所として、そのうち、各ブロックに付き 1 カ所を破堤箇所とする {氾濫面積が最も大きくなる箇所を選択}。
[注] 流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする 6 ケースを設定する。たとえば、1/5 1/10 1/30 1/50 1/100 1/150 の洪水流量。
- ③ その破堤箇所からの氾濫流を計算して、氾濫範囲を求める。
- ④ その氾濫範囲の被害資産額を計算する。
- ⑤ 上流ダム群がない場合とある場合の被害資産額の差から、上流ダム群による被害軽減額を求める。
- ⑥ 設定洪水流量ごとの被害軽減額とその生起確率から、上流ダム群による年平均の被害系減額を計算する。
- ⑦ 上流ダム群の治水効果における当該ダムの割合を、⑥の計算値に乗じて、当該ダムによる年平均の被害系減額を計算し、それを当該ダムの治水効果の便益とする。

この計算はあくまで机上の計算であって、実際には起こりえない仮定、現実と遊離した仮定がいくつも含まれている。たとえば、

- ア 各ブロックごとに 1 カ所の破堤が起きるとしているが、実際には洪水基準点下流の 1 カ所で破堤が起きれば、洪水位は下がり、他の箇所の破堤が起きにくくなる。
- イ 現況河道の計算流下能力が正しくなく、実際の流下能力より過小に計算されているために、破堤という扱いになっていることが多い。
- ウ 現況河道の計算流下能力というのは、現況堤防高から余裕高を引いた高さでの値であって、堤防天端までを考えた流下能力はそれよりかなり大きい。

このように実際には破堤が起きない場所で、破堤したことによって求められているのがダムの治水効果の便益であって、現実に即して正しく計算すれば、その便益ははるかに小さい値になる。

他の便益の計算も同様であって、費用便益計算の抜本的改善を求めていく必要がある。

2つの補助ダム事業への土地収用法適用について

共通事項：

- ① 事業の必要性がまったくない。
- ② 住民への説明責任がまったく果たされていない。
- ③ 補助ダムとして国交省が補助金を出している。

問題点 1：土地収用法において、事業の必要性・説明責任はどのように扱われているのか
2：補助ダムとして採択する際に事業の必要性・説明責任はどのように扱われているのか
3：事業採択する際の第三者機関の事例は？ JICA

問題点 1

土地収用法における事業の必要性・説明責任の履行の扱われ方

→ 2001年改正土地収用法に見る事業認定前後の手続き

資料1：2001年改正土地収用法による事業認定前後の手続き		備考
任意交渉		
準備		
立ち入り調査許可申請	起業者	
立ち入り調査許可	都道府県	
立ち入り調査	起業者	
処分庁（地方整備局・都道府県）へ事業認定申請	起業者	
①事業認定前の事業説明会の開催（義務）： <u>第十五条の十四</u>	起業者	
②利害関係人の意見書の提出： <u>第二十五条</u>	処分庁へ	
③縦覧期間中に意見書が提出された場合の第三者機関（社会資本整備審議会等）の意見聴取の義務付け： <u>第二十五条の二</u>	処分庁 「第三者機関」	
④専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取： <u>第二十二条</u>	処分庁 事業計画に関与した学者「住民との協議」	
⑤請求があった場合の公聴会開催の義務付け： <u>第二十三条</u>	処分庁 「公開討論会」	
事業認定処分	処分庁	
⑥事業認定理由の公表： <u>第二十六条</u>	処分庁	
収用採決申請 都道府県土地収用委員会へ	起業者	
（事業認定処分後1年もしくは3年内）		
⑦土地所有者及び関係人等の意見書の提出： <u>第四十三条</u>	収用委員会へ	
「事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であって、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。」： <u>第四十三条3項</u>	収用委員会は補償額を決めるだけ	
⑧収用委員会で意見陳述： <u>第六十三条</u>		
「事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であって、収用委員会の審理と関係がないものを意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を		

資料2：土地収用法施行規則 公聴会関連（2001年大幅に追加・改正された。公聴会を規定している）

（公聴会の開催請求の手続）

第四条 法第二十三条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、公聴会の開催を請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面を事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 起業者の名称及び事業の種類
(公聴会の開催の手続)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、起業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなければならない。

省略

第六条 法第二十三条第二項 (法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。) の規定による公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも、公聴会の期日の前日から起算して前十一日に当たる日が終わるまでにしなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の公告に併せて、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第二項の規定による通知があつた起業者の名称
 - 二 次条第一項の規定による申出の期限
 - 三 意見を述べることができる時間として、次条第一項の規定による申出一件ごとに割り振ることを予定している時間
 - 四 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める事項
- 3 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌日から起算して八日以後の日を定めなければならない。

第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者（起業者を除く。）は、前条第二項第二号の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面により、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に申し出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 電話番号又は電子メールアドレス（複数の者が共同して申し出る場合にあっては、その代表者（一人に限る。）の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス）
- 三 述べようとする意見の要旨
- 四 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一号に規定する起業者に対し質問をすることを希望する場合にあっては、その質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨

略

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五条第二項の規定による通知をした起業者及び前条第一項の書面（同項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。以下この条から第十一条までにおいて「申出書」という。）を提出した者（次項の場合にあっては、同項後段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が定めた者。第十一条第二項において同じ。）に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述べることができる時間及び予定の開始時刻を通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者のすべてに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者を制限することができる。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べができる者を定めるものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた者が提出した申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものがあるときは、当該記載に係る起業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第十一条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、当該申出書の写しを添付するものとする。

第十条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。

2, 3, 4, 5, 6省略

第十一條 公聴会における発言は、議長の許可を得てしなければならない。

2 公述人（第八条第一項の規定による通知を受けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。）は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から公述時間（同項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間をいい、第四項の場合にあっては、同項の規定による時間をいう。以下同じ。）内において意見を述べることができる。この場合において、その意見は、案件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第三号の要旨の範囲を超えてはならない。

3 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものは、その公述時間内において質問し、その答弁を聞くことができる。この場合において、その質問は、案件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨の範囲を超えてはならない。

4, 5省略

6 議長は、第二項及び第三項の場合において、公述人等（公述人及び第九条の規定により出席した者をいう。以下同じ。）に対して質疑することができる。

第十一條の二 議長は、公述人等が、前条第二項及び第三項に規定する範囲を超える、若しくはその公述時間以外の時間に発言した場合（同条第一項の許可を得て、及び同条第六項の規定による質疑に対する応答として発言する場合を除く。）又は不穏当な言動をした場合は、その発言を禁止することができる。

省略

第十一條の三 國土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

省略

第十一條の四 議長は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。

省略

3 公述人は、第一項の規定により公聴会が打ち切られたときは、第十一條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該打切りの後において意見の陳述等をすることができない。この場合において、意見の陳述等ができないこととなった公述人は、当該打切りの日の翌日から起算して七日以内に、議長に対し、意見の陳述に代えて、その意見を書面により提出することができる。

第十二條 公聴会については、記録を作成しなければならない。

省略

問題点 2

補助ダムとして採択する際の手続き

→ 補助ダムに関する國土交通省担当者からのレクチャー報告 拠点

補助ダムに関する國土交通省担当者からのレクチャー報告

開催場所： 衆議院第一議員会館第二会議室

開催時刻： 2005/3/11 11:00 ~ 12:15

出席者

△ 国會議員： 佐藤謙一郎衆議院議員 松野信夫衆議院議員
△ 國土交通省河川局：

治水課課長補佐 神矢 弘氏、治水課補助ダム技術係長 西 博之氏、河川計画課 津森貴行氏

△ 水源連： 嶋津、遠藤、三橋、田中、渡邊

事項

➤ 補助ダムの建設根拠法令
△ 河川法に沿っている。

◆大臣認可と協議があるがその違い

- 認可と協議に差があるか? → 県などが用意する資料は一緒である。

◆補助金の交付は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、新規補助ダムの採択・見直しは根拠及び全体計画、国庫補助金の交付申請新規事業の採択・事業見直しはいわゆる行政評価法に則っている。

➤ 補助ダムの全体計画について

◆根拠は河川法 79 条にある。

◆全体計画では 6 つの事項について定められている。

- 建設目的、位置及び名称、規模及び形式、貯留量・取水及び放流量並びに貯留量の用途配分に関する事項、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、以上の 6 つである

➤ 補助ダムの計画申請からの流れ

◆見直しの項目も存在する

◆地方自治体との再評価もある。

➤ 補助金支出について

◆国土交通省所管補助金等交付規則というものがある。

◆補助事業等の名称、目的及び内容、予定、金額、算出方法、経費の使用方法などを調査し、判断する。

➤ 補助ダムに対する国庫補助金などの件

◆一級河川、二級河川ともおおむね 1/2 がほとんどある。(例外もあり)

➤ 補助ダムの審査基準

◆地方整備局から、上記の内容(書面)が挙がってくる、

◆それを精査して、全体計画としての 6 つの項目をチェックしていく。

◆補助金額を決めるプロセスに進む → 河川法 60 条、62 条、96 条などによる。

➤ 2 級河川の河川整備基本方針に同意を与える作業

◆河川整備基本方針策定に当たって、治水・利水・環境などの項目事項を調和の意味でチェックする

➤ 河川整備計画の認可、同意について

◆具体的に分かりやすいかどうか、整備の内容に不整合がないかどうか、経済的に合理的であるかをチェックする。

◆今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか?

- 国交省としては法的な枠組みとしては、中止、というものはない。
- 事業主体が妥当とするものについては最大限尊重する。
- 過去にも、中止、という計画が数件ある。

◆拒否することはあるのか?

- 予算などであることもある。
- 当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。

➤ 質問への回答

- 本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。
- 本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。
- (再評価委員会は) 事業主体の対応方針を伺うものなので、ジャッジをするところではないから、評価を決めるのが、委員会ではない。

問題点 3

事業の必要性、説明責任等が審査されている事例はあるのか

→参考: JICA 審査会

(1) JICA 環境社会配慮ガイドライン

http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline_jap.pdf

1.1 理念 より

「環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。」

したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。」

1.4 基本方針 より

(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)

JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。

(重要事項 2:早期段階から環境社会配慮を実施する)

JICA は、マスター・プラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。

(重要事項 3:協力事業完了以降にフォローアップを行う)

JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。

(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす)

JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。

(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める)

JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。

(重要事項 6:情報公開を行う)

JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。

(重要事項 7:JICA の実施体制を強化する)

JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。

1.6 相手国政府に求める要件

1. 相手国政府は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。
2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。
3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていないなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。
4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

2.2 現地ステークホルダーとの協議

1. より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。

2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。
4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。
5. JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。

2.4 審査諮問機関への諮問

1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。
2. 審査諮問機関は、カテゴリ A 案件とカテゴリ B 案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。
3. 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。
4. 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、審査諮問機関の助言を得なければならない。

2.8 JICA の意思決定より

2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。
3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。

「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。

別紙3 スクリーニング様式

項目2 プロジェクトの内容より

- 2-4 どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか。
プロジェクトは上位計画と整合性がありますか。
- 2-6 要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。

項目7. 事業対象地内または周辺域に以下に示す地域がありますか。

YES の場合、該当するものをマークしてください。

- 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)及びそれに準じる地域
 原生林、熱帯の自然林
 など

項目10. 情報公開と現地ステークホルダーとの協議

- 10-1 環境社会配慮が必要な場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか。

YES NO

10-2 NO の場合、その理由は何ですか？

(2) 新JICA環境社会配慮ガイドラインの検討

新JICAの環境社会配慮ガイドラインについて

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/newjicainfo.html>

平成18年11月8日付け「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」等の成立により、平成20年10月1日に国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部が、国際協力機構（新JICA）に承継されることになりました。JICAとJBICの環境社会配慮ガイドラインにつきましても、各援助手法の特性を踏まえつつ体系の一本化を進めるべく（注1）、準備を進めております。

環境社会配慮ガイドラインの統合を進めるに当たり、ガイドラインの改訂は透明性を確保して行う等の現行ガイドラインの規定（注2）を踏まえ、有識者委員会を設置し、その後、パブリック・コメント募集、及びパブリック・コンサルテーションの開催を行う予定です。

「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」委員名簿

氏名	所属
学識経験者	
原科 幸彦 (座長)	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭 (副座長)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授
NGO	
木村 信夫	ブリッジエーシージャパン技術部長
清水 規子	国際環境NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長
産業界	
小西 純平	(社) 日本貿易会経済協力委員会前副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	(社) 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久 暢	(株) 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	(社) 海外建設協会常務理事
政府関係者	
高見 博	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

穴あきダム問題

1 穴あきダムの計画

[国土交通省が所管する穴あきダム]

ダム名	事業者	進捗
1 益田川ダム	島根県	2006 年度完成
2 三笠ぼんべつダム	北海道開発局	
3 足羽川ダム	国交省近畿地方整備局	
4 立野ダム	国交省九州地方整備局	
5 津付ダム	岩手県	計画中
6 辰巳ダム	石川県	
7 浜田ダム	島根県	
8 西之谷ダム	鹿児島県	
9 城原川ダム	国交省九州地方整備局	
10 最上小国川ダム	山形県	調査中
11 武庫川ダム	兵庫県	
12 丹生ダム	水資源機構	
13 浅川ダム	長野県	
14 川辺川ダム	国交省九州地方整備局	計画に位置づけはないまま「穴あきダム」議論が先行している計画

1～10は2007年4月、国交省河川局治水課提供資料より作成

(グローバルネット2007年5月号「穴あきダムは本当に環境にやさしいか?～県営・辰巳ダムなどを例に」(まさの あつこ／ジャーナリスト)から転載)

2 穴あきダムの主な問題点 (今本博健氏の論考を一部引用)

① 貯水域の自然と景観に大きな影響を与える。

穴あきダムに洪水時に貯水する水は清水ではなく、土砂や腐葉などの浮遊物、汚濁物を大量に含む濁水である。それらは洪水後に水が引いたのちにも残り、汚れた状態が數ヵ月から場合によっては数年も続くことになる。数日間におよぶ水没と長期間にわたる汚濁物の残留が貯水域の植生等の自然に大きな影響を与えることは必至である。

さらに、このことは貯水域の周辺に住む人たちにとっても重大な問題である。家から見下ろす貯水域が、洪水のあとは長期間、汚濁物がへばりついた状態になるのであるから、不快な毎日を過ごすことになる。

② 土砂の堆積は避けられない

ダムの土砂堆積は主に洪水時に進行する。穴あきダムも洪水時には貯水され、貯水域での流速が小さくなるのだから、土砂の堆積が進むことは避けられない。穴あきダムは洪水時も土砂は下流に流れていくという話は机上の計算によるものに過ぎない。

③ 水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

穴あきダムは単に河床部に穴が開いているだけのものではない。放流側には減勢工という複雑な構造物が設けられ、そこに湛水部もつくられるから、水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

④ ダムの存在そのものが川の自然にダメージを与える。

巨大な構造物「ダム」が川のど真ん中につくられること自体が景観を一変させ、川の自然にダメージを与える。

⑤ 洪水調節期能を果たせるのか

穴あきダムの洪水調節は自然調節方式であって、その調節機能は穴あきダムの放流口の大きさによって変わる。放流口を大きくすれば、大洪水の時にしか機能せず、逆に放流口を小さくすれば、中小洪水の時にしか役に立たない。また、下流の洪水の状況に応じてダムからの放流量を変える操作もできない。放流ゲート付きの穴あきダムも検討されているが、その場合は穴あきダムの宣伝文句とは異なるものになる。

3 水源開発問題全国連絡会の調査

水源連は今年度、高木仁三郎市民科学基金から助成金を得て、穴あきダム問題の調査を進めている。

● 現地調査

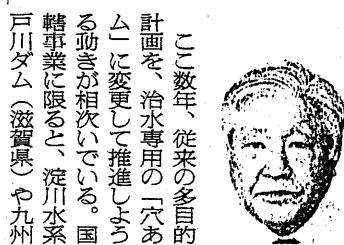
島根県益田川ダム（日本初かつ唯一の穴あきダム）、熊本県川辺川上流の樅木砂防ダムと朴木砂防ダム、長野県浅川ダム予定地、石川県辰巳ダム予定地、山形県最上小国川ダム予定地、滋賀県丹生ダム予定地ほか

● 研究者への聞き取り調査

角哲也（京都大学准教授）穴あきダム提唱者、

今本博健（京都大学名誉教授）穴あきダム検証者ほか

● 多目的ダムから治水ダムへ変更する経緯、背景および行政手続きに関する河川管理者、住民団体への聞き取り、文献等調査によるケーススタディ



今本 博健
ひろたけ
元京都大防災研究所長
いまもと

◆穴あきダム歴史的愚行に他ならない

私の視点

My Viewpoint

—ワイド—

いじ数年、従来の多目的ダム計画を、治水専用の「穴あきダム」に変更して推進しなおむ。その動きが相次いでいる。国の直轄事業に限ると、淀川水系の大穴あきダムには多様な形態があるが、現在推進されているのは、ダム下部の河床近くに直径戸川ダム(滋賀県)や九州最大

数ほど穴を開けておき、普段は川の水をためずそのまま流れ、洪水時は一時的に貯留するタイプのものだ。従来のダムからの変更が相次ぐ理由は、(1)水の需要が減ったため建設目的を変更し、補助事業を加えるとともに、長野県では前知事時代に穴あきダムには多様な形態があるが、現在推進されているのは、ダム下部の河床近くに直径戸川ダム(滋賀県)や九州最大

級の川辺川ダム(熊本県)など、地域の合意が得られないなど、ダムを中心とした数多くの、長野県では前知事時代に穴あきダムには多様な形態があるが、現在推進されているのは、ダム下部の河床近くに直径戸川ダム(滋賀県)や九州最大

表した環境調査で、(1)アユの遡上が阻害されている(2)土砂の一部は流れずにまるなどの問題が明らかになった。

私は何度か観察したが、穴あきダムは、魚が自由に行き来する単純な構造ではない。洪水時に勢いよく水が流れるのを食い止める構造(減勢壁)がダムの下流直下にあり、魚が上つて行くには、減勢工などを通つて穴に向かわなければならず、これが障害になつていている可能性がある。土砂も予想以上にダムに堆積しており、下流への砂の供給が減ると、砂の中に産卵する魚の生態に影響が出る恐れがある。こうした点が何を検証さ

れていないのに、「環境に優しい」と言えるのだらうか。まず、事業者がうたい文句にする「環境に優しい」は本当にうつか。普段は水をためないのに、水がよどんでアオコが発生するようなどはないだろう。が治水専用になり、水を常時ためる必要がなくなった(2)穴あきダムには多様な形態があるが、現在推進されているのは、ダム下部の河床近くに直径戸川ダム(滋賀県)や九州最大

ダムと呼ばれる小さな堰堤を設置して洪水の勢いを抑える方式を採用了。土砂や魚の通過を考慮して、これにスリットが設けられている。スリット幅が小さいと平常時も水流が速くなり、確かに魚にとつてはや厳しくなるかもしない。

私は河川工学者として各地の

2年前に完工した尼根川の益田

ダムが最初だが、県が昨年公

開発規制など、実現可能な対策

を音楽に進めることが重要であ

る。こうした転換期に穴あきダムを建設することは「歴史的愚

行」に他ならない。

2008年8月20日

京都大准教授(水工水理学)

すみ
角
哲也



私の視点

siten@asahi.com

7月17日の「私の視点ワイド」に今本博健氏の「穴あきダム歴史的愚行に他ならない」が掲載され、課題が多いと主張された。このダムは大きな洪水時のみ貯水し、あだんは川の流れを変化させない形式である。河川上下流の生態系の連続性を維持し、流入する土砂をほとんどため込まないので埋まることが少なく、持続可能性が高い。

私は従来の「貯水型ダム」と異なる所を持つダムとして理解を広め、治水対策に有効活用すべきだと考える。国土交通

省は「流水型ダム」と呼ぶことに本氏は、日本の代表的な事例である尼根川益田ダムを取り上げ、「土砂の一部は流れずが、他の一部は流れず」と指摘している。アユの遡上が阻害される」と指摘しているが、これら課題は今後の改良で十分に解決できると私は考えている。

誕生している。ライト兄弟の故郷であるオハイオ州デイトン市に建設されたダム群は、これまで1600回以上の洪水調節を行つて市の発展に大きく貢献してきた。ダム下流を人工の渦の流れを変化させない形式である。河川上下流の生態系の連続性を維持し、流入する土砂をほとんどため込まないので埋まることが少なく、持続可能性が高い。

私は従来の「貯水型ダム」と異なる所を持つダムとして理解を広め、治水対策に有効活用すべきだと考える。国土交通

行」に他ならない。

は現在その途中段階にある。益田川ダムは、ダム直下に副ダムと呼ばれる小さな堰堤を設置して洪水の勢いを抑える方式を採用了。土砂や魚の通過を考慮して、これにスリットが設けられている。スリット幅が小さいと平常時も水流が速くなり、確かに魚にとつてはや厳しくなるかもしない。

流水型ダムは、従来の貯水型ダムとは大きく異なる構造である。常時は貯水しないメリットを生かして新しい発想を取り組み、河川環境に適合した持続可能なダムを目指すべきだ。

投稿は、「104-8011
朝日新聞・主張面「私の視点」」かsiten@asahi.comへ。電子メールとも収録します。

P-76

ダムを中止させるための法案の成立に向けて

政治が大きく変わろうとしている今の状況を踏まえて、ダム事業を中止に追い込む法案の成立を働きかけていく必要がある。

水源連では今まで、他の市民団体とともに、次の三つの法案をつくって、政党への働きかけを行ってきた。

- ・公共事業審査法案
- ・ダム計画中止に伴う生活再建支援法案
- ・土地収用法の改正

1 公共事業審査法案について

(1) 不当なダム建設を阻止する上で現行制度ではどのような対抗手段があるのか

住民は現行制度で可能なあらゆる手段を使って、不当なダム建設を阻止する運動を開している。水没予定地の土地を取得して共有地運動を開いた場合には、次のような闘いの手段があるが、しかし、それでも現実にダム中止を勝ち取る道はきわめて険しい状況にある。

① 土地収用法による強制収用のための事業認定に対して国土交通省に意見を提出

↓

(国土交通省が住民からの意見を無視して事業認定)

↓

② 事業認定の取消を提訴（被告：国土交通省）

③ 収用委員会の審理で事業の不当性を主張

↓

(収用委員会が住民の主張を無視して収用裁決)

↓

④ 収用裁決取消を提訴（被告：収用委員会）

その他に

⑤ 不要なダム建設負担金の支出は違法であると受水予定都県等に対して監査請求

↓

(都県等の監査委員会が監査請求を棄却)

↓

⑥ 公金支出差し止めを提訴（被告：受水予定都県等）

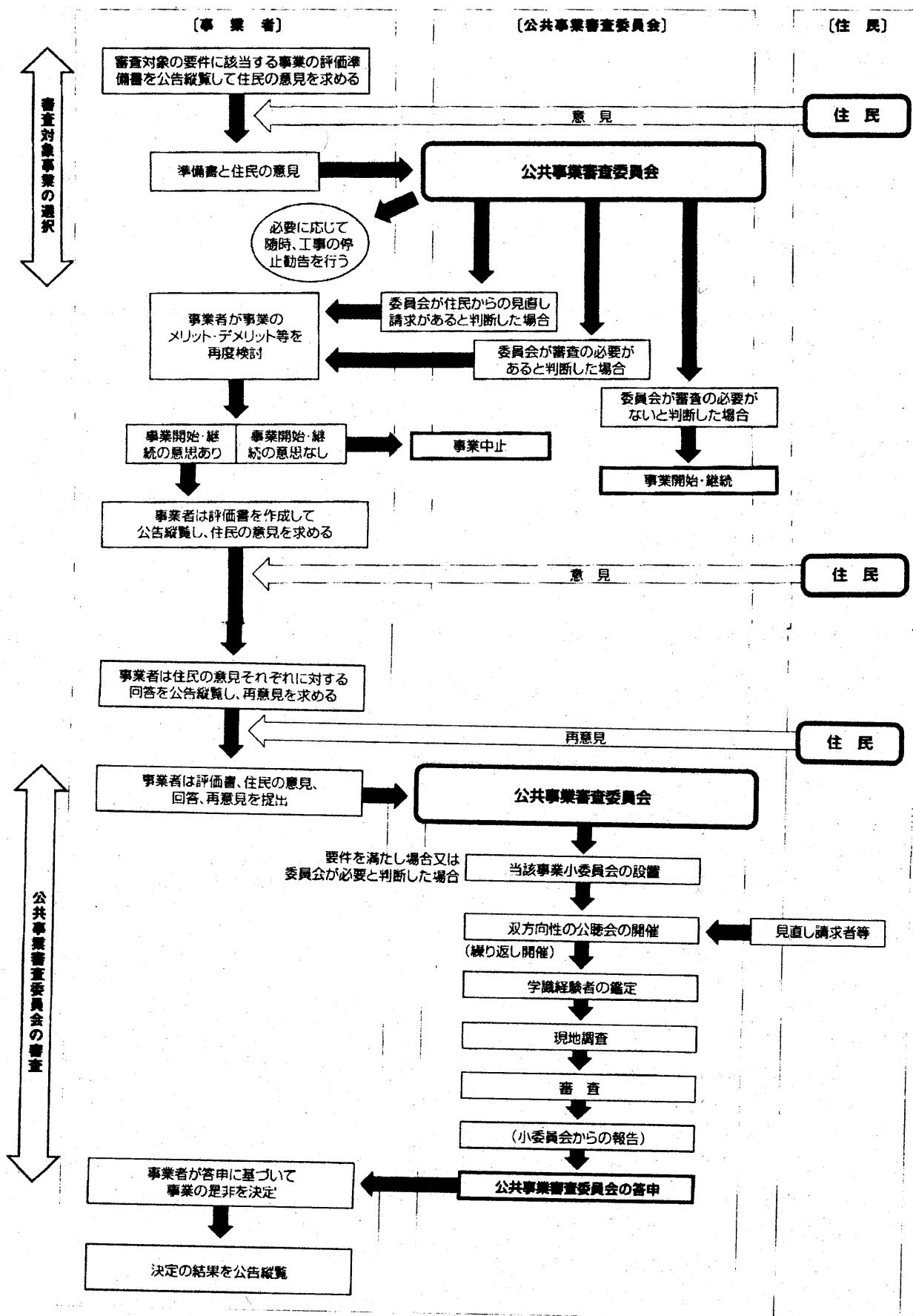
(2) ダム建設反対運動を開く住民が求めるもの

新たなダム建設の多くは利水治水の両面において全く必要性のない事業であり、その建設の是非、必要性について事業者と徹底した討論ができる場が保証され、同時にその討論の結果に基づいて公正に裁判を行う機関があれば、ダム建設は不当性が明白になって中止の措置がとられると考えられる。

すなわち、ダム建設反対運動を開く住民が次の2点を求めている。

- ① 事業の是非について事業者と住民が徹底した討論を行う場が保証されること
- ② その討論の結果に基づいて事業存続の可否が公正な機関によって判定されること

公共事業審査法案 審査の流れ図解



2 ダム計画中止に伴う生活再建支援法案について

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意したところが少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として将来の生活設計を行つており、現段階でのダム計画の中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人々を絶望の淵に追い込むことになりかねない。

この状況を開拓し、地元の人々とともにダム計画の中止を求めていくためには、ダム計画中止後も、ダム予定地の生活再建の推進を可能にする法制度、すなわち「ダム計画中止後の生活再建支援法」の制定が必要である。

鳥取県では中部ダムの中止に伴ってダム予定地の地域振興、生活再建を図るため、2000年度、県庁内に旧中部ダム地域振興課をつくり、地元住民との話し合い、地元住民と共同の現地調査等を繰り返しながら、「旧中部ダム予定地に係わる振興計画」をつくった。それを2001年3月に地元に提示して、6月に地元との合意がなされた。県が誠意をもって現行制度の下で可能な限りの生活再建・地域振興策を進めていくという姿勢は他の県では例をみないものであり、鳥取県の取り組みは大いに評価されるべきである。

この鳥取県の取り組みを参考にして、「ダム計画中止後の生活再建支援法案」を作成した。

生活再建支援法案の要点。

- ★当該都道府県と地元市町村で地域振興協議会を設立する。
- ★地域振興協議会が地元住民との話し合い、参考事例の現地調査等を繰り返しながら、地域振興計画案を作成する。
- ★地域振興計画案を地元に提示し、住民の同意が得られるまで案の修正を行つた上で地域振興計画を策定する。
- ★地域振興計画は生活再建事業と地域基盤整備事業の二つで構成される。
- ★生活再建事業として、生活再建支援措置、住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給、地域社会構築支援措置を行う。
- ★生活再建事業を実施するため、ダム起業者と利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立して必要な事業費を負担する。
- ★地域基盤整備事業は、当該の都道府県と市町村の事業として行う。ただし、国の負担・補助と地方債の発行に特例を設けて事業を円滑に実施できるようにする。
- ★移転補償契約または補償金支出がすでに終了していても、移転予定地域の住民が移転前の生活を望む場合はその意思を優先できるようにする。

3 土地収用法の改正

土地収用法の問題はいくつかあるが、改正すべき最も重要なポイントは次の三点である。

① 事業認定を行う第三者機関「事業認定委員会」を設置する。

第一の問題は事業認定の公平性がないがしろにされていることである。国等が実施する事業の場合、事業認定機関は国土交通大臣となっている。直轄ダムの場合、事業認定申請者と事業認定権者とのいずれも国土交通大臣であり、いわば一人で二役を演じるわけであるから、事業の問題性がどれほどあろうとも、事業認定拒否の処分がされることは絶対にありえない仕組みになっている。事業認定機関は第三者的な行政委員会でなければならず、法曹界からもそのような意見が強く出されている。公平性を確保するためには、事業認定を行う第三者機関「事業認定委員会」を国家行政組織法第三条に基づく独立行政委員会として設置することが必要である。

② 事業認定委員会の審理を公開とし、住民側と起業者側が徹底した議論ができるようにする。

第二の問題は前述のように事業認定の段階において事業の公益性の是非を議論する場が全く保証されていないことである。新土地収用法においても同様で、通り一遍の説明会や公聴会を開くだけである。住民側が求めているのは、情報が完全に公開され、公平な審判者のもとで起業者側と徹底した議論ができる場が保証されることである。

そのためには、事業認定委員会の審理を裁判形式にして住民側と起業者側が直接のやり取りができる対審構造の公開審理とし、事業認定の手続きをガラス張りにすることが必要である。

③ ドイツの行政裁判所法に倣って、執行停止の原則をとるよう行政事件訴訟法を改正する。

第三の問題は土地収用法そのものの問題ではないが、事業認定取消の訴訟を提起した場合、現行の行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられており、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまうことである。執行停止を申し立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できないし、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ってしまう。ドイツの行政裁判所法では執行停止の原則がとられているので、それに倣って、執行停止の原則をとるよう行政事件訴訟法を改正することが必要である。

全国のダム事業の状況（国土交通省関係）

(2008年10月現在)

継続中のダム事業

		事業数
直轄事業 (国交省)	多目的ダム	34
	治水ダム等	14
	流況調整河川事業	2
水資源機構事業		7
補助事業 (都道府県)	多目的ダム	42
	治水ダム	28
	生活貯水池(多目的)	21
	生活貯水池(治水)	7
計		155

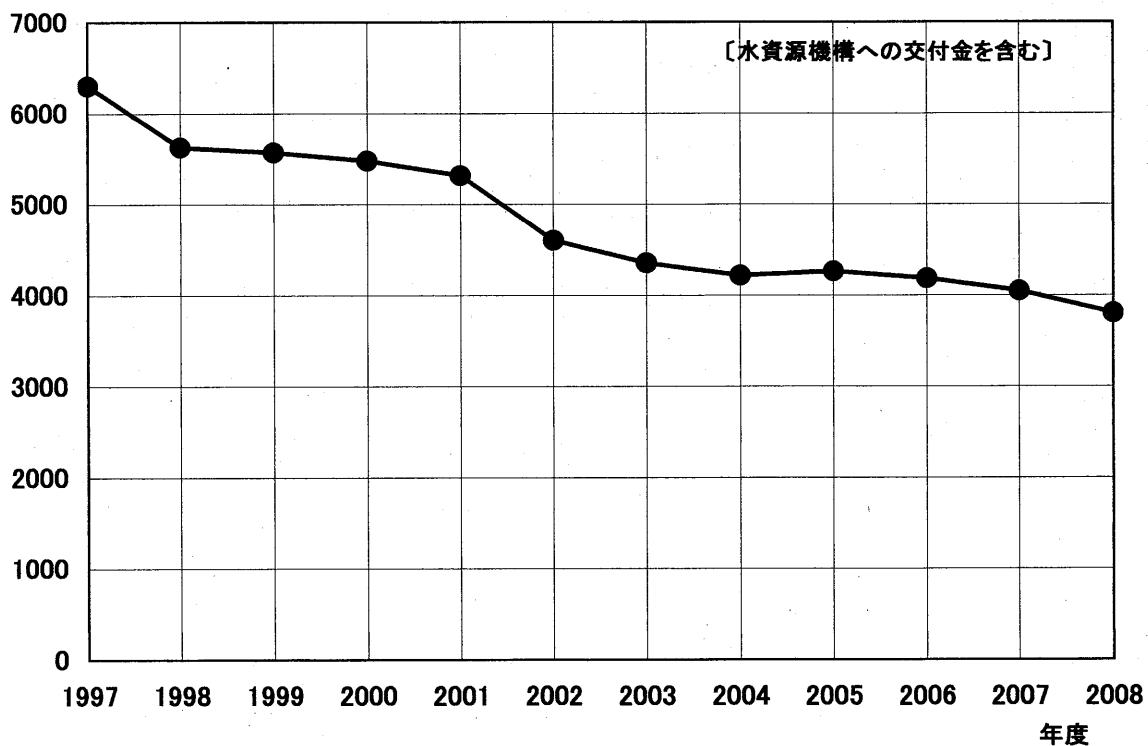
(生活貯水池:有効貯水容量が100万m³以下のダム)

中止になったダム事業

中止決定年	ダム	生活貯水池	計
1996 年度	4	0	4
1997 年度	3	3	6
1998 年度	4	3	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	33	14	47
2001 年度	3	5	8
2002 年度	12	2	14
2003 年度	8	2	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	5	0	5
2006 年度	2	2	4
2007 年度	2	0	2
計	77	33	110

全国のダム事業費(国交省関係)

億円



中止になったダム事業(国土交通省関連)

(2008年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
<p>〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稻戸井調節池総合開発(茨城)</p> <p>〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)</p>	<p>〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)</p>	<p>〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p>
<p>2000年度から</p> <p>〔直轄事業〕 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業</p>	<p>2001年度から(続)</p> <p>〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 閑川ダム(広島) 中部ダム(鳥取)</p>	<p>2002年度から</p> <p>〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笛子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)</p>
<p>2001年度から</p> <p>〔直轄事業〕 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曽川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)</p> <p>〔公団事業〕 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕</p>	<p>木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)</p>	<p>2003年度から</p> <p>〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)</p> <p>〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬)</p> <p>〔補助事業〕 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)</p>
<p>2004年度から</p> <p>〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)</p> <p>〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬)</p>	<p>〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉渕ダム(群馬)〔凍結〕</p>	<p>2005年度から</p> <p>〔直轄事業〕 木曽川流水総合改善事業(岐阜)</p> <p>〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)</p>
<p>2006年度から</p> <p>〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野)</p>	<p>2007年度から</p> <p>〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)</p>	<p>2008年度から</p> <p>〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)</p>

平成20年度のダム事業

(1) 直轄事業、水資源機構事業

ダム別内訳

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
多目的ダム建設事業			
紀の川大滝ダム	奈良	5,381	建設工事
球磨川川辺川ダム	熊本	3,400	"
利根川八ッ場ダム	群馬	30,000	"
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	177	"
渡川中筋川総合開発	高知	1,241	"
最上川長井ダム	山形	7,380	"
利根川湯西川ダム	栃木	13,897	"
米代川森吉山ダム	秋田	7,077	"
木曾川新丸山ダム	岐阜	2,354	"
斐伊川志津見ダム	島根	4,750	"
紀の川紀の川大堰	和歌山	4,405	"
大分川大分川ダム	大分	2,900	"
北上川胆沢ダム	岩手	23,630	"
天竜川三峰川総合開発	長野	586	"
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	18,748	"
淀川大戸川ダム	滋賀	1,000	"
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	135	"
岩木川津軽ダム	青森	4,610	"
千代川殿ダム	鳥取	5,473	"
斐伊川尾原ダム	島根	10,788	"
庄川利賀ダム	富山	2,212	"
本明川本明川ダム	長崎	360	"
雄物川成瀬ダム	秋田	2,290	"
豊川設楽ダム	愛知	1,990	"
沙流川沙流川総合開発	北海道	4,151	"
留萌川留萌ダム	北海道	4,001	"
石狩川幾春別川総合開発	北海道	3,710	"
天塩川サンルダム	北海道	1,301	"
沖縄東部河川総合開発	沖縄	1,594	"
沖縄北西部河川総合開発	沖縄	8,114	"
緑川七瀧ダム	熊本	17	実施計画調査
鳴瀬川鳴瀬川総合開発	宮城	155	"
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	110	"
子吉川烏海ダム	秋田	330	"
矢作川上矢作ダム	岐阜	64	"
河川総合開発事業			
白川立野ダム	熊本	570	建設工事
木曾川横山ダム再開発	岐阜	2,262	"
肱川山島坂ダム	愛媛	1,244	"
肱川鹿野川ダム改造	愛媛	1,650	"
九頭竜川足羽川ダム	福井	1,260	"
那賀川長安口ダム改造	徳島	1,000	"
川内川鶴田ダム再開発	鹿児島	650	"
木曾川木曾川水系連絡導水路	岐阜	100	"
石狩川夕張シーバロダム	北海道	5,674	"
荒川上流ダム再開発	埼玉	81	実施計画調査
筑後川水系ダム群連携	福岡	100	"
利根川上流ダム群再編	群馬、埼玉	327	"
天竜川天竜川ダム再編	静岡	995	"
筑後川城原川ダム	佐賀	132	"
流域調整河川事業			
筑後川佐賀導水	佐賀	2,150	建設工事
利根川那珂川霞ヶ浦導水	茨城	800	"
(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
水資源開発事業			
利根川恩川開発	栃木	(12,200)	事業費(交付金) 上段():利水費を含む。 (共同費)
筑後川大山ダム	大分	9,081	建設工事
淀川川上ダム	三重	(9,267)	"
利根川武藏水路改築	埼玉	5,673	"
淀川丹生ダム	滋賀	(3,600)	"
筑後川小石原川ダム	福岡	2,538	"
木曾川木曾川水系連絡導水路	岐阜	(500)	"
		499	"
		(660)	"
		361	"
		(8,200)	"
		7,212	"
		(1,400)	"
		917	"

(2) 補助事業（生活貯水池を除く）

ダム別内訳

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備考
河川総合開発事業(補助)			
			事業費(公共費)
堤川	駒込ダム	青森	469 建設工事
築川	築川ダム	岩手	845 //
筒砂子川	筒砂子ダム	宮城	50 //
迫川	長沼ダム	〃	3,454 //
小坂川	砂子沢ダム	秋田	2,392 //
今出川	今出川総合開発	福島	0 // ※1
鳥川	倉渕ダム	群馬	0 // ※1
碓氷川	増田川ダム	〃	87 //
夷隅川	大多喜ダム	千葉	0 // ※1
破間川	広神ダム	新潟	2,193 //
胎内川	奥胎内ダム	〃	448 //
延川	下諏訪ダム	長野	0 // ※1
夜間瀬川	角間ダム	〃	0 // ※1
町野川	北河内ダム	石川	2,688 //
荒城川	丹生川ダム	岐阜	1,618 //
太田川	太田川ダム	静岡	3,533 //
河内川	河内川ダム	福井	276 //
淨土寺川	淨土寺川ダム	〃	1,227 //
吉野瀬川他	日野川総合開発	〃	1,243 //
烟川	烟川ダム	京都	261 //
安威川	安威川ダム	大阪	4,520 //
武庫川	武庫川ダム	兵庫	0 // ※1
切目川	切目川ダム	和歌山	1,221 //
浜田川	浜田川総合開発	島根	1,214 //
沼田川	福富ダム	広島	1,556 //
錦川	平瀬ダム	山口	1,663 //
深川川	大河内川ダム	〃	120 //
香東川	桃川ダム	香川	174 //
別当川	内海ダム(再)	〃	570 //
湊川	五名ダム(再)	〃	40 //
和食川	和食ダム	高知	88 //
那珂川	五ヶ山ダム	福岡	4,012 //
祓川	伊良原ダム	〃	3,515 //
井手口川	井手口川ダム	佐賀	2,115 //
川棚川	石木ダム	長崎	211 //
中島川他	長崎水害緊急	〃	280 //
路木川	路木ダム	熊本	232 //

(注)備考欄の※1の事業については、準備段階にある事業等のうち、事業見直し検討の途上にあり、当面の間、事業進捗が見込めない事業について、補助事業としての予算計上を見送るものであり、見直しの結果、事業促進が方向づけられた場合には、予算計上を再開するものである。

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備考
徳富川	徳富ダム	北海道	1,856 建設工事
当別川	当別ダム	〃	3,747 //
厚真川	厚幌ダム	〃	528 //
儀間川他	儀間川総合開発	沖縄	1,474 //
有田川	有田川総合開発	佐賀	0 実施計画調査 ※1

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備考
治水ダム建設事業(補助)			
			事業費(公共費)
気仙川	津付ダム	岩手	596 建設工事
最上小国川	最上小国川ダム	山形	240 //
儀明川	儀明川ダム	新潟	40 //
常浪川	常浪川ダム	〃	40 //
鵜川	鵜川ダム	〃	430 //
浅川	浅川ダム	長野	250 //
上川	蓼科ダム	〃	0 // ※1
犀川	辰巳ダム	石川	2,530 //
長良川	内ヶ谷ダム	岐阜	250 //
大八賀川	大島ダム	〃	40 //
加茂川	烏羽河内ダム	三重	200 //
安曇川	北川ダム	滋賀	205 //
芹川	芹谷ダム	〃	225 //
大津川	楓尾川ダム	大阪	550 //
千種川	金出地ダム	兵庫	198 //
岩井川	岩井川ダム	奈良	30 //
都治川	波積ダム	島根	328 //
八幡川	梶毛ダム	広島	24 //
賀茂川	仁賀ダム	〃	1,126 //
綾川	綾川ダム群連携	香川	40 //
巨瀬川	藤波ダム	福岡	2,144 //
川辺川	五木ダム	熊本	98 //
稻葉川他	竹田水害緊急	大分	4,270 //
新川	西之谷ダム	鹿児島	416 //
大和沢川	大和沢ダム	青森	30 実施計画調査
川内沢川	川内沢ダム	宮城	0 //
清川	清川ダム	長野	0 // ※1
三隅川	矢原川ダム	島根	60 //

2000年新川決壊水害

新川決壊水害弁護団 在間正史

新川は、庄内川の右岸 19.4 km 地点で合流していた大山川、合瀬川およびその下流で合流していた五条川を庄内川から分離・独立させるため、天明 7(1787)年に開削された人工河川である。これにより庄内川とは別個の集水域を有する河川となった。しかし、旧大山川・合瀬川の庄内川合流点の築堤閉鎖は半分の高さまでしかなされず、庄内川洪水が新川に流れ込むように洗堰にされた（新川洗堰）。1975 年工事実施基本計画で流出 0 m³/s とされ閉鎖が定められたが、現在に至るもこの構造は変わっていない。

2000 年 9 月 11～12 日の降雨は「東海豪雨」といわれている。新川は、自流域に降った雨によって計画高水位を超える洪水ピークがあり、水位が低下した後、新川洗堰からの庄内川流入水 270m³/s によって再び水位が天端近くまで上昇し、左岸 16 km 地点で破堤して激しい浸水被害に見舞われた。新川の破堤は新川洗堰からの庄内川流入水によって生じたものである。一方、庄内川は、流量は新川洗堰下流の枇杷島地点で 3,500m³/s であり、これは過去 41 年間の既往最大流量 2,300m³/s を 1.7 倍上回るものであった。堤防高が計画高水位よりおおむね 1.5 m 以上高かったので（計画余裕高は 2 m）、水位は、計画高水位を上回ったが（計画高水位が高潮を考慮して高くなっている下流部を除く）、天端をおおむね 0.8 m～1 m 下回る水位であった。堤防高が計画高水位より低い個所で越流があった。

しかし、越流個所を含め、破堤に結びつく裏法崩れのような堤防の損傷はなかった。未曾有の大洪水でありながら、庄内川堤防は激しい損傷もなく、この程度の水位に対して安全性があることが実証された。また、越流があったり、水位が天端に近づいた数個所は、河川縦断図で堤防高がへこんでいて直下流よりも高さが低く、これを計画高水位 + 1.5 m まで嵩上げをすると、全川的に堤防高が計画高水位より 1.5 m 高くなる。

名古屋市街地がある庄内川左岸側には、支流の矢田川を含めて合計 315m³/s の名古屋市が管理している排水ポンプがある。新川洗堰を閉鎖しても、庄内川左岸側のポンプ排水を停止すれば、2000 年洪水に比べて水位は上昇せず、水位に影響を与えない。したがって、庄内川左岸側の排水ポンプを停止すれば、新川洗堰を閉鎖することは可能である。

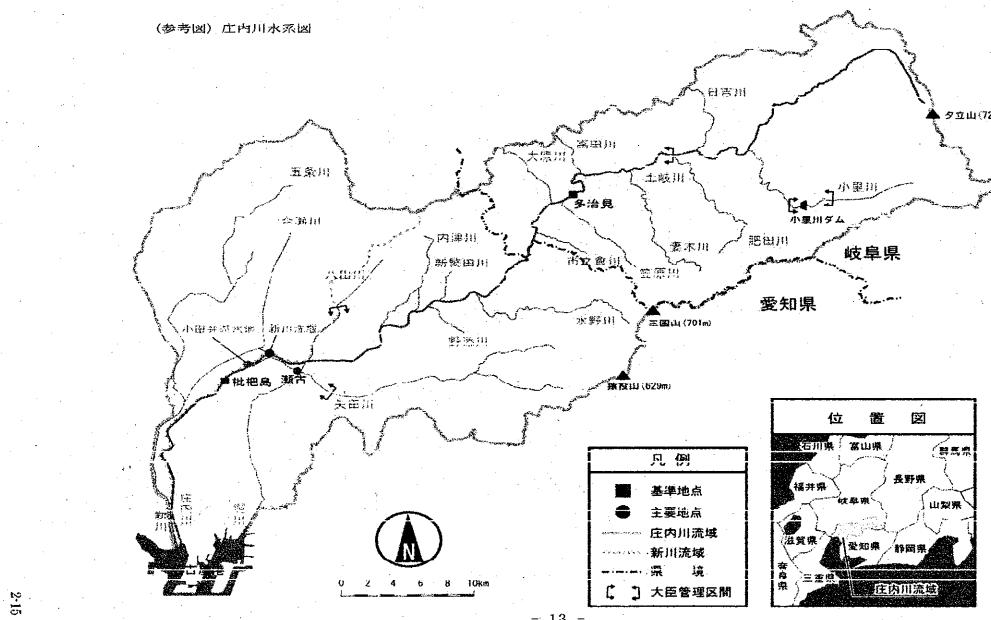
逆に、庄内川左岸側のポンプ排水をさせると、それによる水位上昇を打ち消すために、右岸側へのはけ口として新川洗堰が必要となる。庄内川左岸側の排水ポンプは、操作規程がなかつたり、操作規程があつても運転停止をする基準水位が定められておらず、庄内川への排水を制約なく認めるようにされていた。庄内川左岸側の排水ポンプを格別に優先させ、はけ口として新川洗堰を閉鎖しないでいたために起こったのが新川決壊水害である。

河川集水域（流域）内に降った雨が集まって生じる洪水は、自流域内で処理し他流域に持ち込まないのが、流域間の生死をかけた激しい水争いの繰り返しによって確立された治水の根本原則である。まして、自流域の内水被害軽減のために、これによって増加した洪水を他河川に排除して危険にさらすことは許されるものではない。

新川および庄内川の治水上の問題点は以下に要約される。庄内川左岸側の排水ポンプを停止すれば新川洗堰を閉鎖することができたのに、この排水ポンプを優先させるために新川洗堰は閉鎖されずにいた。また、庄内川堤防は、部分的に高さの低い個所があり、これを暫定嵩上げをすれば、全川的に構造令基準を満たす安全度を確保できるのに、最下流から完成堤防を築堤するだけで、それが放置されていた。

庄内川水系流域図

(参考図) 庄内川水系図



2000年9月の新川洗堰からの流入状況

